

総合政策集 2016

J-ファイル

自由民主党/政務調査会

平成 28 年 6 月 20 日

経済再生

〈希望を生み出す強い経済〉

1 成長と分配の好循環の創出

「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」のアベノミクス「三本の矢」によって、日本経済は、各種経済指標が示す通り、もはやデフレではないという状況まで来ました。

デフレから脱却しつつある経済に対し、成長による成果を子育て・介護等に分配することで、国民一人ひとりの安心感が醸成され、将来の見通しが確かになることにより、消費の底上げ、投資の拡大が促され、経済の好循環が一層強化される「新しい経済社会システム」を構築します。すなわち「GDP600兆円経済の実現」、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」の「新三本の矢」を放ち、「成長と分配の好循環」を創り出します。

2 アベノミクスの成果を地方や中小企業・小規模事業者

国民の生活の基盤である地方創生は、一億総活躍社会の前提となるものです。未だアベノミクスの恩恵を十分に実感できていない地方の隅々まで、暖かい風を届けるべく、ローカルアベノミクスを力強く推進します。また、成長の果実を、大企業から中小企業・小規模事業者にいたるまで行き渡らせるため、下請け等の取引価格の適正なコスト転嫁を図るなどの環境整備に総合的に取り組みます。

3 GDP600兆円経済の実現

アベノミクス「三本の矢」により回り始めた経済の好循環を、一時的なものに終わらせることなく、「成長と分配の好循環」を確立することにより、地方を含め、日本経済全体を持続的に拡大均衡させ、「GDP600兆円経済」を目指します。国民一人ひとりの、もっと働きたい、家庭を持ちたい、子を産み健やかに育てたいという希望の実現を支えるとともに、国民や企業の将来不安を払拭することを通じて、構造的課題を克服し、日本全体の成長力を底上げしていきます。

4 消費の拡大と確実なデフレ脱却

健康長寿や子育て支援などの国民の希望の実現に向けた「国内の潜在需要」を顕在化させるとともに、日本において観光や医療・健康・美容サービスを受けたいといった「海外の潜在需要」を開拓します。企業がそれに対応する新たな財・サービスを生み出すため、設備投資や技術・人材投資に積極的になることで、イノベーション・生産性の向上が推進されます。また、労働市場の柔軟性と労働者の安心を両立させる働き方改革を進めるとともに、実質賃金の上昇や最低賃金の引き上げを支え、この流れを中小企業・小規模事業者や非正規雇用へも広げることで、雇用者所得を増加させます。これらにより、個人消費や設備投資が拡大する好循環を生み出して、デフレ脱却を確実なものとしします。

5 大胆な金融緩和でデフレから脱却

デフレからの早期脱却に向けて欧米先進国並みの物価目標（2%）を政府・日銀の政策連携で定めました。国債市場の安定にも配慮しつつ、これまでとは次元の異なる大胆な金融緩和策を断行しました。引き続き市場の動向を注視しつつ、適時適切に対応していきます。なお、日銀法の改正については、将来の選択肢の一つとして引き続き視野に入れつつも、状況を注視してまいります。

また、日米欧を中心とした国際マクロ政策協調の合意形成に向けた積極的な通貨・経済外交を強力に推進し、安定化を図るとともに、危機防止に向けた国際交渉に果敢に取り組めます。

6 機動的な経済財政政策

機動的な経済財政政策を推進するとともに、現下のマイナス金利環境を活かす必要な政策対応を行い、経済再生に向けて万全を期します。

7 経済成長と財政健全化の両立

「経済・財政計画」の枠組みの下、経済成長が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済の一段の成長に寄与するという好循環を加速します。これらは、持続的・安定的な社会保障制度の財政的基盤の確立にも資するものであり、国民の将来不安を解消

することを通じて消費を拡大させることにもつながります。

8 成長戦略の推進

これまでアベノミクスの成長戦略として、平成 25 年 6 月に「日本再興戦略」を策定し、毎年改訂を行ってきました。本年は、①新たな有望成長市場の創出・拡大とローカルアベノミクスの推進、②人口減少社会、人手不足を克服するための生産性の抜本的向上、③新たな産業構造への転換を支える人材強化といった課題に対応し、イノベーションを創出するとともに、海外の成長市場も取り込むべく、「日本再興戦略」を抜本的に進化させました。

アベノミクス第 2 ステージでは、これらを強力に推進し、「GDP600 兆円経済」の実現を目指します。

9 経済規模の拡大・雇用の創出へ向けた戦略的な国際展開—新たな GNI 大国の実現

現状維持に汲々とすることなく、経済全体のパイの拡大・雇用の創出を図るため、GDP（国内総生産）に代わって日本人・日本企業が世界全体で行う経済活動、すなわち GNI（国民総所得）を最大化することを目指します。日本企業が積極的に外へ打って出て、内外一体で活動を広げることにより海外に新たな拠点を生み出しつつ、トータルでより多くの国富を獲得できるような戦略を取ります。

そのため、日本経済のグローバル化、地域の産業集積、企業・人の新陳代謝を税制など政策誘導によって実現し、国内の知恵を創造します。例えば、グローバル人材の育成、世界の頭脳を日本に集めるための教育環境・研究環境・生活環境の整備を行い、国際競争力を持ち海外展開する企業が世界中で大きく稼ぎ、その富を国内に還元し、新たな事業と雇用を生み出す「資本の好循環」を作り出すための環境を整えます。

わが国企業がアジア太平洋地域を始めとする新興市場経済圏を取り込み、戦略的な海外投資を行えるようにするべく、経済連携協定の締結を促進し、確固たる国際資源戦略を構築する等、これまでとは次元の違う「国際展開戦略」を推進し、産業も人材も海外に次々に展開できるようにします。

10 法人税改革の推進

企業が収益力を高め、より積極的に賃上げや設備投資への取組みが可能となるよう、法人実効税率を 20% 台へと引き下げました。引き続き、あらゆる政策を総動員して「世界で最もビジネスがしやすい国」の実現を目指します。

1.1 不断の規制改革の推進

消費者行政とのバランスをとりつつ、各種規制のあり方について、特に行き過ぎたものを是正するという観点から不断に見直し、潜在需要を顕在化させて発展的経済活動を支援します。戦略分野ごとに企業の活動のしやすさを世界最先端の制度にするため、諸外国との違いを合理的に説明できない制度的障害は撤廃するといった「国際先端テスト」を着実に実施し、各種規制・運用を見直します。

また、新たな立法時における規制の新設についても、国民の安全安心を確保するとともに、自由で活力ある経済活動を阻害しないようにする観点から、引き続き十分な事前審査を行います。各種事業の規制については、“政策たなおろし”を実施し、見直しを鋭意進め、産業の新陳代謝を阻害する規制は直ちに撤廃します。あわせて、競争力の強化に向け、各省が持っている権限を再編・整理します。

日本経済を再興するためには、企業が新たな事業にチャレンジしていくことが必要ですが、様々な分野に張り巡らされた規制により、チャレンジすることが躊躇されてはなりません。今後も引き続き、各種規制を不断かつ迅速に見直していくためにも、グレーゾーン解消制度及び企業実証特例制度を更に推進していきます。

1.2 農協改革の推進

農協改革を後押しします。本年 4 月 1 日から施行された改正農協法等に基づき、地域の農協が自ら、創意工夫を凝らして、農業者の所得向上、農業の成長産業化に全力を挙げることができるよう、農協改革等を着実に推進します。

1.3 シェアリング・エコノミーの推進

シェアリング・エコノミーの健全な発展に向け、

規制改革を進めます。

子育て、観光、就労斡旋等国、地方のサービスの充実や、公民館、会議室等の公的資産の有効活用を進めるため、積極的にシェアリング・エコノミーを活用する「シェアリングシティ構想」を推進します。

1.4 多様な働き方に資する規制改革の推進

これまで女性活躍・若者雇用・子育て支援などの分野で進められてきた企業情報開示の取組みをより広く展開し、全ての人が安心して就職・転職できる仕組みを構築します。

1.5 新たな医療・福祉法人制度の創設

同じ地域にある様々な病院・社会福祉施設を一つのグループとして経営することで、住民に対して医療・介護サービス等を総合的かつ効率的に提供できるような、新たな医療・福祉法人制度を創設します。

1.6 わが国発国家プロジェクトの世界的躍進

再生可能エネルギー等の先端的環境エネルギー技術やスマートコミュニティなどの世界最高水準のエネルギーネットワーク技術（なお、エネルギーイノベーションに際して、蓄電池産業はその中核をなすものであり、次世代スマートＬＩＢイノベーション拠点の構築や人材育成等、経営の支援体制を強化）、新幹線・リニア等の鉄道技術、上下水道で用いられている膜技術、漏水対策技術や非開削技術、電気・ガスなどのライフライン・システム、先進的な医療技術や医療機器等、次世代の基幹産業と目されるわが国の優れたインフラ関連産業やサービス産業、コンテンツ産業の国際展開を強力に支援し、政府のトップセールスや政策金融、技術協力等を駆使して受注競争での“競り負け”を防ぎます。先進国・途上国を問わず技術・ノウハウ・製品が統合されるパッケージとしての国際展開を官民あげて積極的に支援します。

特に、アジア・中南米等で急速に増加する民間活用型のインフラ整備需要を日本の成長に取り込むため、海外交通・都市開発事業支援機構（ＪＯＩＮ）の活用や官民連携（ＰＰＰ）の取組みを一層後押ししていきます。

あわせて近年役割が増しているプロジェクトマネジメントの専門家の養成・活用を積極的に進めます。

1.7 戦略的国際標準の獲得

わが国産業が国際市場で有利に戦うためには、工業製品等における「国際標準」の獲得が重要であり、「どの分野の工業製品」が「どのような標準」を求めているのか的確な情報収集を行わなくてはなりません。そして、その標準化を図り、市場に一番近いところで大量生産を開始する必要があります。

そのため、政府が率先して、こうした情報収集に努めると同時に、政府と産業がタッグを組んで国際標準の獲得や認証基盤の整備を行う体制を整えるための「標準化官民戦略」を官民で緊密に連携して実行していきます。特に、本年７月に創設した先端技術の迅速な標準化を可能とする「新市場創造型標準化制度」の活用を推進するとともに、再生可能エネルギーやスマートグリッドの技術、高度なものづくりの部品・材料、自動運転技術等、「日本の強み」がある分野については、効果が最大限に発揮されるために積極的に取り組む体制を整備します。

また、成長著しいアジア・新興国をターゲットとした技術支援を通じ、例えば、日本の知的財産制度に加え、優れた技術や製品をアジアの標準とし、さらに国際標準とするような「戦略的標準獲得」にも果敢に取り組むとともに、そのためのエキスパート育成を強化します。

1.8 生産性革命の実現に向けた取組み

世界では、IoT やビッグデータ解析、人工知能、ロボットといった技術革新が飛躍的なスピードで進んでいます。こうした技術やそこから生み出されるデータの利活用を促進することで、産業の生産効率の向上や革新的なサービス・製品の創出につなげ、持続的な成長の好循環を実現していきます。

このための官民の羅針盤としてのビジョンを政府で策定するとともに、これを実現するための具体的な戦略を策定します。

1.9 「国富」を生み出す知財戦略

資源に乏しいわが国には、日本人の創造力があり

ます。その創造力の賜物である「知的財産」はまさに、「国富」を生み出す源です。私たちは確固たる知財戦略に基づき、「世界最高の知財立国」を実現します。知財の取得・活用を国家戦略としてサポートするため、まずは、研究開発の成果物が知的財産権として国内外で迅速かつ安定的に保護されるよう、特許庁の審査体制をさらに整備・強化し、急増する外国語文献に対応しつつ、「審査の迅速化・高品質化」を進め、別の国においても早期に審査が受けられる環境整備もあわせて進めます。加えて、わが国産業競争力強化の観点から、『特許法』『意匠法』『商標法』を見直しました。これを着実に実施してまいります。

また、地方創生と中小企業のための知財活用の促進や、大学や産業界で眠っている未利用特許等の効果的利用を促進するとともに、世界を舞台に活躍できるグローバル知財人材の育成や大学等の研究機関が専門的知識と経験を有する知財人材を十分に確保できる支援体制の整備に加え、裾野人材を拡大し、将来の知的財産人材等の量・質的な拡大につながるよう、地域・社会との協働なども図りつつ、知的財産に関する教育の充実に努めます。あわせて、世界の研究開発拠点の誘致を目指します。

一方、わが国で確立された最先端の技術が知的財産として保護されることなく流出することは、国益を大きく損ねることになるため、技術流出を防止することが重要です。このような観点から、営業秘密の保護を強化するため『不正競争防止法』を改正しました。これを着実に実施してまいります。

また、デジタル時代にふさわしい著作権制度やライセンシング体制の整備や知財紛争処理システムの機能強化を図るとともに、インターネット上の知財侵害への対応強化など海賊版・模倣品対策を一層強化します。

20 「クール・ジャパン戦略」の推進

「クール・ジャパン戦略」を推進し、日本のものづくり技術と世界に誇る日本のアニメを掛け合わせた他の追随を許さない真のJAPANオリジナルコンテンツの創造を図ります。具体的には、東京国際映画祭のグリーンカーペットをアジアのステ

イタスとすること、大規模展示会場や国際会議等のMICE施設の建設を促進すること、世界のコンテンツの中心として秋葉原を街ごとバージョンアップさせること等、観光資源としてだけでなく世界的イベントのホスト国となる機会を増やすための取り組みを進めます。

また、特に衣食住に関する文化・伝統などわが国の持つ魅力（ソフトパワー）を積極的に海外に発信します。そのため、「株式会社海外需要開拓支援機構」による出資等や専門家派遣・助言等の支援を行うこととしていますが、国をあげて、JAPANブランドや日本の伝統工芸品など生活文化の特色を生かした魅力ある商品を新しいかたちで世界へ向けて飛躍させます。また、世界に広がりをもせる放送コンテンツの海外展開や電子書籍・電子雑誌の流通促進、電子看板（デジタルサイネージ）の推進などにより、デジタルコンテンツ市場の拡大を支援し、地域を含めたわが国社会経済の活力を増大させます。特に、放送コンテンツの海外展開については、「（一社）放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）」を最大限活用しながら取り組みを進めます。

さらに、人気のあるコンテンツを迅速に海外に売り込めるようにするために、権利処理一元窓口の整備（映像コンテンツ権利処理機構の機能強化等）、海外展開も含めた権利処理契約の促進等により、権利処理の円滑化を図ります。

さらに、アニメ・マンガ・ゲームなどメディア芸術のコンテンツ作成だけではなく、「イベント創造」「営業方法」など、トータルで利益を生むシステム構築を支援します。また、海外展開を視野に入れた作品を製作できるクリエイター・プロデューサーの育成のため、留学・海外研修支援、あるいは、コンテンツ作成のための財政面を含めた総合的な支援等も行います。

あわせて、日本発のコンテンツプラットフォームの研究・開発を進めるとともに、文化・感性商品としての特性を有する日本の生活支援ロボットなど、ロボット製造技術の活用・育成に繋がります。

クールジャパン戦略を一層推進して日本の文化・伝統の強みの産業化を図るため、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下での、官民・

業種の垣根を越えた連携を促進します。具体的には、魅力あるコンテンツ等を活用した相乗効果・波及効果の高い連携案件の組成を推進するため、クールジャパン機構の支援強化策も含め、多様な関連事業者間のマッチングを後押しします。

2.1 高齢者が活躍し続ける『生涯現役社会実現』

人生 100 年時代を見据え、働く意欲のある高齢者の方々が個人の能力・経験を活かし、生涯現役として働きやすい環境を整えます。「生涯現役社会」の実現に向け、雇用支援や起業支援、社会で活躍できる場づくりを促進します。

このため、希望者全員が 65 歳まで働き続けることができるよう、『改正高齢者雇用安定法』の施行に対応した中小企業等の支援を行うとともに、希望する方が 65 歳以降も働くことができるよう、そうした方を雇用する企業を支援します。

また、「第 2 のキャリア」を望む方の転職、再就職等の支援を強化します。さらに、高齢者が、企業を退職した後も、年齢や意欲・体力等に応じて就業・社会参加を行い、これまでの豊富な知識や職業経験等を活かして社会で活躍できるような環境を整備するため、シルバー人材センターの更なる活用等を進め、高齢者の就業機会を確保することで、多様な働き方を推進します。

2.2 世界の代表的な市場に向けた金融・資本市場の構築

日本をアジアの金融・運用の中心地にするべく、企業の活力ある経済行動と国民資産を適切に運用できる公正な競争条件の確保かつ十分競争できる活発な金融資本市場を構築します。まずはデフレ脱却後の日本経済の構造を見据え、金融と実体経済が相互に付加価値を生む好循環を確立するとともに、世界の代表的な国際金融センターに相応しい人材育成・ビジネス環境整備を行います。その際、Jリートなど不動産ファンドの対象資産の拡大を通じ不動産投資市場の持続的成長を図ります。

そのため「ポートフォリオ・リバランス」を促進し、長期分散投資の推進など、国民の中長期の安定的な資産形成に資する環境整備等を進めます。この

ような取組みの一環として、「NISA」（毎年 120 万円（最高 600 万円）までの株式等投資に係る配当・譲渡益の非課税措置）、「ジュニアNISA」（同：毎年 80 万円（最高 400 万円））の利用促進や制度の発展、相続を契機とした「株式離れ」への対応等を図ります。

また、JPX日経インデックス 400 の普及促進や新たな株式指数の開発促進、「日本総合取引所」の創設、外資誘致のための新たな金融特区の創設、業者による顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）の徹底など、民間金融機関・証券市場の活性化や資産運用マーケットの強化を行います。商品先物取引の不招請勧誘規制の取り扱いについては、横断的な取引所を創設し利用者利便の向上を図ることも踏まえ、適切に対応します。

さらに、国民にとって健全な経済と成長に結びつけるよう企業法制と資本市場法制の再構築を目指します。

2.3 企業統治改革の推進

上場会社が、株主に対する受託者責任・説明責任等を踏まえ、健全な企業家精神を発揮して自らの持続的な成長に邁進することを促す諸原則である「コーポレートガバナンス・コード」と、機関投資家向けの諸原則である「スチュワードシップ・コード」とが車の両輪となって、形だけでなく、実効的にコーポレートガバナンスを機能させることを通じ、中長期的な企業価値向上と投資家のリターンの拡大という経済の好循環を実現させることによって、国民生活の向上につなげることを目指します。このため、両コードの積極的な普及・定着を図り、上場会社全体のコーポレートガバナンスの更なる充実を推進します。

また、統合的な開示制度と、対話型株主総会の実現を通じて、企業と投資家が建設的な対話をするための環境整備を行います。

2.4 公平・公正・透明な金融市場への適正化

公平・公正・透明な金融市場の実現を図るため、金融検査官の任期付き外部登用（金融業経験者等）の増強や海外当局との捜査共助の強化等、金融検

査・監督体制を強化し、証券取引等監視委員会の機能を高めます。

監査法人のガバナンス・コードを策定し監査法人のマネジメントを強化するとともに、株主が監査法人をしっかりと評価できるよう開示を拡充すること等により、資本市場で重要な役割を担う監査の信頼性を確保します。

2.5 FinTech への対応

FinTech に代表される金融・IT 融合の動きが進展し、地方創生の取組みへの活用も期待される中、利用者の安心・安全を確保しながら、IT 分野の技術革新を金融分野に戦略的に取り込むことを通じて、利用者ニーズに対応した金融サービスの高度化を図ることが重要です。

このため、金融グループと金融関連 IT 企業等との提携の容易化や仮想通貨に関する制度整備等を進めてまいります。また、FinTech における国際標準の主導・わが国経済の成長力の強化・利用者目線での金融サービスの革新との観点に立ち、FinTech エコシステムの構築や、国際金融センターとして、国際標準を主導するネットワークの形成等に取り組みつつ、オープン・イノベーションを推進するための環境整備を進め、日本発グローバル FinTech の創出・成長を積極的に推進します。

さらに、銀行送金の際に商流情報を添付することを可能とする「金融 EDI」や「ロー・バリュー国際送金」（安価な国際送金）の早期実現、ブロックチェーン技術やクラウド・ファンディングの活用などの金融インフラの改革を推進します。

2.6 公的・準公的な資金の運用の見直し

わが国の公的・準公的資金について、それぞれの資金の規模や性格等を踏まえつつ、運用やリスク管理等の高度化を図ります。

2.7 ビジネスの国際展開を法的側面から支える基盤の整備

グローバル時代におけるビジネス環境を整備することを通じて、わが国の国際競争力を強化するため、アジアを中心とした国々の実定法の整備や司法関係

者の人材育成等の法制度整備支援、法令外国語訳の推進、日本企業や日本国民の海外展開の法的側面からの支援に積極的に取り組みます。

2.8 外国人材の活躍促進

労働力人口が減少し、現行制度でも外国人労働者の大幅な増加が見込まれる中で、日本人だけでは労働力が不足し社会に深刻な悪影響が生じる分野について、外国人労働者が適切に働ける制度を整備します。

2.9 ベンチャー事業等の創造・活路支援

ベンチャーを既存企業とともに経済成長の両輪ととらえ、日本の強みをさらに活かした挑戦に対してエンジェル税制等を含めて積極的に支援し、新しい挑戦が次々と生まれる「ベンチャー創造の好循環」を形成します。

総理イニシアティブである「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」を拡充し、世界の先端拠点と繋がる「グローバル架け橋プロジェクト」を打ち出して、日本のベンチャーが世界に羽ばたくことを応援します。

新しい技術やビジネスモデルで地域の課題を解決し、豊かな暮らしを実現する地方発ベンチャーを、規制緩和や人材環流の仕組みづくりで支援します。地域の中堅企業、大学、金融機関などがベンチャーと密接に繋がるイノベーション環境を作ります。

大学や公的研究開発機関の研究成果を社会実装に繋げる措置や、大企業に眠る技術を活かすオープンイノベーションの促進を図り、研究開発型ベンチャーの創出を加速します。

総理主導で官邸に「ベンチャー創造会議（仮称）」を創設し、各省庁の支援策をベンチャー目線で連動させるとともに、官民ファンドを活用した切れ目のない成長資金の供給を図ることで、ベンチャー生態系を日本に根付かせます。その際、研究成果を目利きによって厳格に選定します。

また、この過程において、優良・有望な開発シーズを選別し、ベンチャー企業の創出・成長支援を行うための「目利き人材」の確保も同時に行います。

経済団体とも連携し、ベンチャー、大企業、支援

機関、投資家が交流するイベント群を「ベンチャーウィーク」として開催し、2020年には「グローバルベンチャーサミット」で世界の投資家や起業家を呼び込みます。エンジェル税制については、その普及が進んでいない現状を踏まえ、町おこし・村おこしに取り組む企業等による活用に向けた検討を行い、使い勝手の良いものとしします。大企業からの独立（スピンオフ）や中小企業による第二創業も強力に支援します。

また引き続き、クラウドファンディングの更なる普及を図ります。

30 ソーシャルビジネス及びコミュニティビジネスの進化による新たな雇用の創出

東日本大震災という未曾有の災害に際しては、改めて日本人の「絆」が復旧・復興に大きな力を発揮していること、すなわち、人々及び地域の連携の重要性を再認識しました。一方、まちづくり・地域づくりに際し、環境問題や少子高齢化の問題等、多くの地域が多種多様、かつ固有の課題を抱え、その解決に苦慮している現実もあります。

そこで、地域の「絆力（きずなりよく）」を利用し、地域住民をはじめとして地域に根付いているNPOや地元企業などが協力し合い、地域に応じたサービスを行えるビジネスとしてソーシャルビジネスやコミュニティビジネスを進化させ、地域住民へのサービス向上と雇用の創出を目指します。

31 中小企業の事業再編・転換への支援、既存基幹・在来産業の底上げ

国内の生産拠点の減少や国全体の購買力の減退による産業の空洞化、相次ぐ大企業の経営不振は、内需に依存している中小企業にとって死活問題です。足腰の強い経営体を作るには、企業内のムダを取り除き、新規事業を開拓する必要があります。そのため、企業内の不採算部門を除去し、新部門を創設するための専門家との相談体制を強化するとともに、資金上の支援等を可能とする体制を整備します。オンリーワンな中小企業もさることながら、企業群を連携・組織化することで経営資源を相互に補う体制を構築し、企業の経営基盤を強化します。製

造業や流通業といった在来産業の底上げもあわせて行います。

さらに、全く新しい分野へ事業転換をする場合においても、短期的ではなく、中長期の展望が切り拓けるよう、事業転換から経営の安定（経営ノウハウ、商品開発、IT化等）までトータルな視点で支援できる体制を整備します。

加えて、中小企業の経営基盤の強化を図るため、平成25年度税制改正において事業承継税制の適用要件を大幅に緩和しましたが、その普及・啓発を行うことで活用を促進するとともに、その評価を踏まえつつ検証を行い、必要に応じて更に措置を講じます。また、取引相場のない株式の評価の在り方について、早急に検討を行います。また、小規模企業等に係る税制のあり方については、事業主報酬制度を含め、個人事業者、同族会社、給与所得者の課税のバランス等に配慮しつつ、幅広い観点から検討します。また、創業スクールを各種資金支援と一体的に運用化させる中小企業の創業や個人事業主の活性化、事業承継の応援といった「創業・第二創業」を徹底して促進・支援することにより雇用増加に結び付けます。

32 「日本から世界へ」中小企業のグローバル化・海外展開の支援

日本では生産性が高いにも関わらずグローバル化していない企業が多数あり、特に中小企業においてその傾向が顕著です。生産性が高く競争力のある企業がグローバル化することで、さらに生産性は高まり、ひいては日本の経済成長を促進させ、国内の雇用も増加させます。

こうした在野に埋もれた有力な企業を国内から海外へと飛躍させるため、ワンストップサービスで対応する「海外展開支援室」を政府に設置する等、マーケティングや資本調達、人材育成、現地事業環境、リスク対応といった国内から海外現地まであらゆる面をオールジャパンで支援する体制を強化します。

また、知財活動支援の拡充を行うとともに、中小企業に輸出や海外進出のチャンスを提供する啓蒙活動についてもJETROによる助言、税理士、地

域金融機関や中小企業診断士などの認定支援機関の活用に加えて、商社など大企業のOBを活用したマーケティング支援などを積極的に行います。

3.3 本社機能、拠点機能の戦略的な地方展開

産業空洞化に歯止めをかけ、産業活動の地方展開を促進すると同時に危機管理と一極集中の是正の観点から、戦略的に選定した地域における産業等の新規立地に対して、優遇措置を講じます。また、地方創生の実現に不可欠な地方における「しごと」を増やすことが重要です。そのため、首都圏に集中する本社機能の地方への移転、地元で頑張る地方企業による拠点強化等、外国企業の投資を含めた地方における企業の拠点機能の強化を促進するため、良質な雇用を生む事務所や研究開発拠点等の新設・拡充を税制面で支援していきます。

3.4 企業のBCP（事業継続計画）の策定支援

東日本大震災によるサプライチェーンの分断を教訓とし、企業が緊急事態に備えたより実効性の高いBCPを策定し、継続的な改善を行うBCM（事業継続マネジメント）導入に向けた支援制度を強化します。

また、従来のBCPは自社が被災した時の対応を中心に定められてきましたが、東日本大震災を教訓として、全国的なサプライチェーンの維持のため、被害を受けなかった場合における被災地支援のための緊急的な生産体制の変更についても、BCPに盛り込むよう働きかけます。「企業単独型のBCP」から「企業連携型のBCP・BCM」の策定に向け、支援を行います。

なお、策定されたBCPのうち、被災地に対する自社の緊急支援内容については、日頃から可能な範囲で公開するシステムを構築し、いざという時のために備えます。

3.5 革新的な医薬品・医療機器の実用化促進

再生医療、医療・介護ロボットなど、日本発の革新的医薬品・医療機器の研究開発と普及を促進します。ドラッグ・ラグやデバイス・ラグについては、薬事承認の迅速化等に向けた取組みが奏功しほぼ

解消されましたが、さらに審査を迅速化し、審査ラグ「0」の実現を目指すともに、開発ラグ解消支援のための薬事戦略相談等の拡充を図ります。また、有効な治療法がなく、命に関わる疾患（希少がん、難病等重篤な疾患）等の革新的な医薬品・医療機器・再生医療等製品について、先駆けパッケージ戦略を推進することにより世界に先駆けて日本での早期実用化を目指します。

また、医薬品・医療機器等の革新性に対しては適切な医療保険での評価を行うこととし、医薬品開発に関わる人材育成体制の整備を充実させます。国際共同治験を推進することにより世界同時開発を加速するとともに、日米欧の規制当局・産業界により構成されるICH等の活動を通じて各種ガイドラインの国際調和を進め、欧米に比肩できるよう、世界第一級の審査・安全対策を担う機関としてPMDAの体制整備・拡充を目指します。

さらに、革新的な医療技術の実用化スピードを大幅に引き上げるため、日本医療研究開発機構（AMED）による一元的な研究管理や、研究と臨床の橋渡し、国際水準の質の高い臨床研究・治験が確実に実施される仕組みの構築等を行っていきます。

3.6 製薬産業に係る成長戦略推進と国民医療、健康への貢献施策の展開

製薬産業がイノベーションを通じて付加価値のある薬剤の創造力を強化し、国民医療へさらに貢献していくため、創薬支援ネットワークを通じた産学連携・オープンイノベーションの推進、製薬産業の国際化の推進、研究開発税制の利用促進、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度の本格導入・恒久化を図るとともに、基礎的医薬品の安定供給に資する措置を行います。また、先発品と後発品の役割が適正に反映された市場実勢価格主義に基づく透明性の高い薬価制度を堅持します。さらに、医療の効率化や国民の健康維持の観点から、後発品の普及を図るとともにセルフメディケーション（自己健康管理）を推進します。

3.7 ビジネスクラスの介護の促進

利用者の様々なニーズに応える質の高い介護サ

サービスの提供を新たな成長分野と捉え、公的仕組みでは十分に対応できないニーズ等に応える多様な民間サービスを民間保険の活用を含め支援します。

3.8 医療の国際展開の推進

わが国の医薬品・医療機器や医療サービスの国際展開に向けて、他国における医師・看護師等の人材育成、公的医療保険制度整備の支援や民間保険の活用の促進、医療技術・サービス拠点整備などの医療関連事業の展開を図るとともに、国際共同臨床研究・治験の推進、日本で承認された医薬品・医療機器について相手国での許認可手続の簡素化等の取組みをより推進します。

さらに、外国人患者が、安全・安心に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等の配置等、医療機関における外国人患者受入体制の充実を図るとともに、外国人旅行者が医療機関に関する情報をスムーズに得るための仕組みづくりを行います。

3.9 新しい「モノづくり」につながる「コト」づくりの推進

わが国経済が成長していくには、従来の「モノづくり」の強みを活かすだけではなく、時代や人のニーズを先取りした、新しい「モノづくり」を行い世界市場に打って出ることが必要です。すなわち国内だけではなく「海外で儲ける」ことが、我々の目指す新しい国家経済モデルの一翼を担うと考えています。

新しい「モノづくり」を生み出すには、より多くのアイデアや技術が組み合わさることが重要ですが、多くのヒトやモノがボーダレスにつながる手段としては現在、「Face book」や「Google」など、「コト」が注目されています。わが国においても、世界に類を見ない「コト」が生まれるよう「コト」づくりを強力に推進するため、「コト」をつくり出す新しい価値創造産業の基盤、情報発信のプラットフォームを醸成します。

4.0 観光立国の推進

訪日外国人旅客2030年6000万人・旅行消費額15兆円を目指し、文化や自然などわが国が世

界に誇る観光資源の活用や受入環境整備等に、官民を挙げて取り組みます。

地方への誘客と地方における消費の拡大を図るためのプロモーションや欧米豪に対するプロモーションの重点的な実施など、オールジャパン体制による計画的な実施などを内容とする戦略的なビジット・ジャパン事業の強化を進めるとともに、査証（ビザ）要件の緩和・発給手続きの円滑化、入国審査の迅速化、双方向の国際観光交流の促進、多言語音声翻訳の普及促進、国際会議等の誘致・開催やカジノを含む統合型リゾート（IR）の推進などを実施します。

さらに、外国人旅行者向け免税手続における一層の利便性向上や免税店の地方への拡大を進めるとともに、宅配サービスを活用した「手ぶら観光」の推進を図ります。訪日外国人旅行者の急激な増加に適切に対応するため、宿泊施設の不足の解消、貸切バスの路上混雑の緩和、CIQ体制の充実、無料公衆無線LAN環境の整備などを進めます。

また、観光を通じた地域活性化を図るため、ストーリー性・テーマ性に富んだ多様な広域観光周遊ルート形成や、魅力ある観光地の整備を促進するとともに、人材育成等により観光産業の競争力強化や日本版DMOの形成を図ります。東北地方の風評被害を払拭し、訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド増加の効果を波及させるため、被災地の観光振興に力を入れて取り組みます。

加えて、休暇を取得しやすくするとともに、無電柱化の集中実施や景観・歴史文化資産に配慮したまちづくり、道の駅などを活用した観光拠点づくり、わかりやすい案内表示の整備をはじめとする情報提供の充実、渋滞対策等による円滑なアクセスの確保、道路空間の活用によるオープンカフェの設置などによる賑わい創出、訪日外国人客をフェリー・離島航路へ取込むための環境整備の促進、訪日クルーズ旅客2020年500万人に向けた港湾の緊急整備、国際クルーズの拠点形成、クルーズ船の円滑な周遊を可能とするための環境整備、クルーズふ頭や「みなとオアシス」における地場製品の販売拡大などを推進します。

4 1 観光立国実現のための迅速な入国審査の実施

急増する訪日外国人旅行者に対応するため、入国管理の人的物的体制の強化、手続の一部前倒しや機械化の推進等により安全性を確保した上での迅速な審査を実施します。

4 2 不動産市場の活性化等

中古住宅市場を活性化させるため、昨年6月にわが党でとりまとめた「中古住宅市場活性化に向けた提言」に基づき、取引時におけるインスペクションの活用等の促進や不動産総合データベースの構築、適切な建物評価の市場への定着などにより、消費者が安心して取引できる市場環境の整備を進めます。

さらに、全国の空き家・空き店舗も含めた低未利用不動産の再生を支援します。加えて、わが国不動産業の海外展開を促進します。

民間資金等を活用し、オフィス・住宅の耐震化・省エネ化等を進め、質の高い不動産ストックの形成等を図るため、地方都市の不動産を含め、不動産投資市場の活性化に取り組みます。そのために、不動産市場を支える制度面の整備等を通じて市場の活性化や投資の喚起を促し、日本経済再生に向けた好循環を実現します。さらに、不動産投資市場の透明化、投資対象不動産の多様化、地域金融機関の参画などを促進します。

4 3 「科学技術イノベーション」による国づくり

「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向けて、人材・予算・制度の改革なども含めて、科学技術イノベーション政策を抜本的に強化します。また、安保・外交、経済・財政、規制改革等を総合戦略的な科学技術イノベーション政策と位置づけ、官邸を司令塔として、こうした政策を強力に展開します。

それに向けて、今後5年間の科学技術イノベーション政策の羅針盤である「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定）に基づき、ここで掲げられた幅広い取組を着実に実行していきます。特に、諸外国が大幅に科学技術投資を増やす中、近年、わが国の科学技術予算が停滞しており、このままでは科学技術先進国としての地位を失うおそれがあることに強い危機感を持ち、本基本計画で掲げ

られた期間中の官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%、政府研究開発投資の対GDP比1%、総額約26兆円の達成に向けてしっかりと取り組み、毎年の科学技術予算を確実に措置するとともに、官邸主導でこれらの予算の戦略的な配分等を図っていきます。

研究不正については、研究者の大胆なチャレンジを応援するためにも、予めルールを明確にすることで実効性ある対応が確保されるよう、不断の取組みを進めます。

4 4 科学技術政策の強力な推進力となる「司令塔」機能の強化

資源の少ないわが国が、今後の経済成長や社会の発展を実現していくためには、官民総力をあげて科学技術イノベーションを強力に推進していくことが重要です。

このため、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向けて、わが国の生命線である科学技術を国家戦略として推進するべく、第5期科学技術基本計画に基づき、「総合科学技術・イノベーション会議」の司令塔機能を強化するとともに、関係府省の連携・協力の下、政策の重複を排除して、効率的・効果的な政策推進を図っていきます。総合科学技術・イノベーション会議が中心となって重要課題を選定し、基礎研究から出口（事業化、実用化）までを見据えた府省の枠を越えた取組みを行う「戦略的イノベーション創造プログラム」（SIP）を推進します。

また、今後、官邸の科学技術イノベーション政策に関する政治決定と科学的助言の機能強化を図るとともに、一段高い立場から科学技術政策を俯瞰し、イノベーションに関わる司令塔間の連携強化により、各省庁の縦割り排除をさらに進めます。さらに、例えば、iPS細胞研究や素粒子物理分野の大規模プロジェクトであるILC（国際リニアコライダー研究所建設）に向けた加速器技術への挑戦に日本が主導的な役割を果たすことや、再生医療や気候変動の予測・対策、革新的な創エネ・省エネ・蓄エネ等の重点分野について産学の知を結集することなどを国家戦略として強力に推進します。

4.5 未来社会創造に向けた取組みの推進

情報技術が世界的に発展し、50 年来のブレークスルーと言われるディープラーニングに代表される人工知能技術の大きな進展に対する関心が高まっており、人工知能が社会のあらゆる場で利活用される時代が到来しつつあります。わが国は、こうした未来社会の成長の鍵となる分野の研究開発を推進するなど戦略的に対応することにより、新たな未来社会像を創出していく必要があります。その一つが「超スマート社会（Society 5.0）」であり、その実現に向けて、人工知能やビッグデータ、IoT、サイバーセキュリティ等の基礎研究から社会応用まで一貫した研究開発、とりわけ 10 年及びその先に革新的な成果を実現するための人工知能の基盤技術の研究開発や、それを活かした新しい価値やサービスの創出、人文社会科学の知見も活用した経済・社会制度の整備・構築、人工知能技術者やデータサイエンティスト、サイバーセキュリティ人材といった関連する人材の育成等を強力に推進します。

また、革新的な人工知能やビッグデータ、IoT、サイバーセキュリティ等の情報科学技術のみならず、ロボット技術やナノテクノロジー・材料、光・量子科学技術など、未来社会創造の基盤となる研究開発等に戦略的に取り組みます。さらに、「革新的研究開発支援プログラム（ImPACT）」等のチャレンジングな研究開発に対する支援等を積極的に発展・展開していきます。

4.6 学術研究・基礎研究の振興や若手研究者の育成等の基盤強化

わが国は、2000 年以降では、米国に次ぐ世界第 2 位のノーベル賞受賞者を輩出してきました。こうした画期的な研究成果を生み、またイノベーションの源泉となる学術研究・基礎研究を一層強力に推進していきます。このため、研究者の自発性や独創性に基づいて行われる研究を支える科学研究費助成事業について、基本的な構造の見直しを含めた抜本的な改革を進めながら、拡充を図ります。また、競争的資金について、その多様性や連続性を確保しつつ、大幅に拡充します。同時に、全ての競争的資金について、間接経費 30%を確保するとともに制度

改善を一層推進します。また、こうした研究を支える大学等や国立研究開発法人の運営費交付金等の基盤的経費を確実に措置します。さらに、国内外の優れた研究者を惹きつける世界最高水準の研究環境や国際的なネットワーク形成に向けて、「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」や学術研究の大型プロジェクトを、より推進・一層発展させていきます。同時に、ノーベル経済学賞につながるような優れた人材の養成に向けて、人文社会科学の研究に対する支援も大幅に拡充します。

「卓越研究員制度」や、大学の人事制度の抜本的改革を含む大学改革等を通じた優秀な若手研究者の育成・確保、研究マネジメント人材等の多様な科学技術イノベーション人材の育成・確保、即戦力社会人や企業マインドを持つ人材の育成、女性研究者の活躍促進に向けた支援の充実、さらには次代を担う人材の育成等を進めます。海外に出る研究者等への支援や、優れた外国人研究者の受入れを一層促進します。

世界最先端のスーパーコンピュータや大型放射光施設等の先端的な研究施設・設備等を整備するとともに、こうした施設等の産学官の幅広い利用を促進します。

4.7 研究開発力の強化

革新的研究を担う優秀な研究者を育成する—大学院生への恒常的な経済的支援の拡大、中長期インターンシップの導入の積極的な促進、研究者の安定したキャリアパスの確立、マネジメント人材であるリサーチ・アドミニストレーターや「目利き」人材といった専門人材の育成などを行います。

4.8 経済的・社会的・国家的な重要課題への対応

エネルギーの安定的な確保と効率的な利用に向けて、省エネルギー技術等の研究開発や、再生可能エネルギーの高効率化・低コスト化技術、水素や蓄エネルギー等の研究開発、さらには化石燃料の高効率利用、原子力の利用に資する研究開発、核融合等の革新的技術の研究開発等を進めます。資源や食料の安定的な確保に向けた研究開発にも取り組みます。

また、気候変動の予測やその影響・対策の評価を

行う技術の研究開発、地球環境情報をビッグデータとしてとらえ経済・社会的課題の解決に活用するための情報基盤の構築、革新的なエネルギーデバイス等の研究開発を強力に推進します。

健康長寿社会の実現に向けて、健康・医療戦略推進本部の下、国立研究開発法人日本医療研究開発機構を中心に、わが国の強みを最大限に活かし、画期的な医薬品創出・医療機器開発や、医療技術創出拠点の整備、再生医療やゲノム医療など世界最先端の医療の実現、がん、認知症、精神疾患、新興・再興感染症、難病の克服に向けた、超高齢化社会を見据えた老化研究開発等を強力に推進します。

地震・津波、水害・土砂災害・火山噴火などの大規模な自然災害の防災・減災対策の一層の促進に向けて、観測・予測・対策の一体的な取組を進めます。

さらに、宇宙空間や海洋・サイバー空間、テロ・災害対策も含めた国家安全保障への対応を強化します。インターネットやGPSを生み出した米国の国防高等研究計画局（DARPA）を参考に、国家安全保障に関する研究が先端的・挑戦的な研究開発を牽引し、成果が社会に還元されていることを踏まえ、わが国でも技術の多義性や両義性（いわゆるデュアルユース性）も念頭に、研究開発支援（ハイリスク研究支援）を強化します。このため、「革新的研究開発支援プログラム」（ImPACT）をはじめ、長期的視点からインパクトの大きな革新的研究テーマを選定し、プログラムマネージャーの責任の下で、独創研究を大胆に推進する仕組みを展開します。

4.9 持続的なイノベーションの創出に向けたシステム改革

世界的なオープンイノベーションの潮流に対応し、分野・組織・セクター・国境を越えた研究活動や企業活動を促進する持続的なイノベーション・ナショナル・システムを構築することが不可欠です。このため、大学や公的研究機関、企業等の幅広い主体が糾合し、基礎研究から応用・開発研究、成果の利活用に至るまで幅広い連携・協力を行う「産学共創の場」の形成等を確実に推進します。

また、地域発のイノベーション創出に向けて、地域の中小企業が、地元の大学のみならず全国の大学等のシーズとマッチングする取組みや、先端研究施設

等を核として大学・研究機関・企業が集積した研究開発・実証拠点（リサーチ・コンプレックス）を形成し、研究から事業化までを行う取組みを強力に推進し、科学技術イノベーションを駆動力とした地方創生を実現します。

わが国の人材育成及び学術研究の中心的役割を担う国公立大学の改革を確実に進めるとともに、運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成等の基盤的経費を確実に措置します。特に国立大学については、運営費交付金の3つの重点支援の枠組みによる機能強化の推進や財務基盤の強化等の大学改革を断行するとともに、「指定国立大学制度」を創設し、世界最高水準の卓越した教育研究活動を行う大学を支援します。

「研究成果の最大化」を使命とする国立研究開発法人の基盤的経費を充実するとともに、連携機能（「橋渡し」）機能の強化や産学官の技術・人材を糾合したイノベーションハブの形成を進めるとともに、研究活動の支障となり得る規制・制度改革を先導します。特に、国家戦略に基づき、世界最高水準の研究成果の創出を目指す国立研究開発法人を対象に、「特定国立研究開発法人」を創設の上、効果的な制度設計を行うとともに、世界最高水準の研究成果を創出し、イノベーションシステムを強力に駆動する中核機関としての役割を果たします。

さらに、研究開発税制や寄附金税制をはじめとするイノベーション促進に向けた税制改革や、革新的な技術シーズの事業化のためのリスクマネー供給等の政策金融の改革、ベンチャー支援の充実等の制度改革、特許等の知的財産の迅速な保護及び円滑な利活用を促進するための知的財産制度の改革、イノベーションの隘路となっている規制や社会制度等の改革や新技術に関する優先的な政府調達の実現、中小企業等に対する産学官連携等を強力に推進します。国際標準の獲得を目指す各国の動きが一層活発化していることから、官民協働による戦略的な国際標準化活動を着実に推進します。また、わが国が優れた先端技術を持つ基幹インフラについて、建設から運用、人材養成への寄与までを一体システムとして捉え、官民協働による海外輸出・展開活動を大幅に強化します。

5 0 国の経済成長と安全保障の基盤となる基幹技術の推進

自然災害観測・予測・対策技術、海域監視・観測技術、海洋資源調査技術、宇宙探査技術（「はやぶさ2」等の無人探査、有人探査）、次世代ロケット・衛星技術、核融合技術（ITER計画等）、次世代スーパーコンピュータ開発・利用技術、気候変動高精度予測・影響評価技術等は、研究開発に長期間要し、大きな開発リスクを伴う技術であり、民間企業では対応が難しい技術です。これらの技術は、総合的な安全保障を含め国の存立基盤を確固たるものにするばかりか、産業の競争力の維持・発展、安全・安心な社会の実現に寄与する技術です。

最近の安全保障環境の変化と対応、グローバルな環境での競争激化の観点からも、国自らが戦略的かつ長期的視点に立って、このような基幹技術の研究開発を今後強力に推進していきます。

さらに、日本が強みを有する分野であるナノテクノロジー・材料科学技術や省エネ・再エネ技術については、わが国の基幹産業を支える要であり、多様な研究領域・応用分野を支える基盤であることから、革新的な材料開発やGaNを活用したデバイス等の開発に向けた研究をオールジャパンで強力に推進します。

5 1 科学技術外交の戦略的展開

科学技術イノベーションを積極的に平和外交や経済外交に活用し、「科学技術のための外交」及び「外交のための科学技術」の双方に取り組みます。このため、先進国・新興国・途上国との重層的な連携・強力な構築や、自然災害や感染症等、地球規模で発生する深刻な課題の解決に向けた共同研究・人材育成の推進、ODAを活用した科学技術イノベーションに関する支援・協力等を推進します。特に、新興国・途上国との間では、相手国との相乗効果と相互裨益の実現を念頭においた新たな協力の枠組みを構築します。

また、外務省科学技術顧問等が主導して、科学技術イノベーションに関する国際会議におけるアジェンダ設定や政策誘導等に取り組むとともに、国際会議の誘致や主催等による対外発信・ネットワーク

の強化に取り組みます。

優秀な若手研究者の海外との間の戦略的な派遣・招聘や、国内外に研究拠点を構築すること等により国際的なネットワークを強化します。さらに、海外動向の収集・分析体制を確立するとともに、安全保障に関わる技術等の管理を強化します。国際的な核不拡散体制の強化に向けて、わが国の技術を積極的に活用し、これに貢献します。

5 2 戦略的宇宙政策の推進

国際的なプレゼンスの確保とわが国の国益のために、新たな宇宙基本計画に基づき、「宇宙安全保障の確保」、「民生分野における宇宙利用推進」及び「産業・科学技術基盤の維持・強化」の三つの柱の下で、必要な予算を確保しつつ、出口戦略を踏まえたロケットなどの輸送システム及び衛星システムの開発・整備・運用を、わが国として強力に進めます。

宇宙の開発利用体制は、『宇宙基本法』の理念と、宇宙基本計画に基づいて整えます。特に、ロケットなどの輸送系及び衛星システムの開発・整備・運用など宇宙の開発利用を強力に推進するための重要分野・重点プロジェクトへの資源配分を行う等、戦略的な宇宙政策を実施します。そのために、予算編成に権限を有する内閣府の宇宙政策委員会に国家観をもった人員を配置させ、内閣総理大臣の重要な政策の一つとして、宇宙科学の振興、宇宙産業基盤の振興を行い、わが国の安全保障、シーレーン確保、戦略的ODA、資源外交、海洋政策等と宇宙政策等と密接に連携させます。

5 3 H3ロケットの開発

わが国の宇宙活動の自立性の確保と産業基盤の維持のためには、国際競争力の高い宇宙輸送システムが必要です。このため、官民一体となって、ロケットの機体と種子島宇宙センター等の地上システムを一体とした総合システムとしてH3ロケットを開発します。H3ロケットは2020年の初号機打ち上げを目指します。

5 4 情報収集衛星の機能強化

わが国の国家安全保障に関する政策判断をより

的確に支え、関係機関の活動への一層の寄与を図るインテリジェンス機能を強化するため、財源確保策の検討を進めつつ、情報収集衛星の5機体制を改め、時間軸多様化衛星を含めた10機体制の実現を目指します。

5.5 準天頂衛星の7機体制の確立

日米の安全保障協力を資する日米測位衛星協議を強化し、わが国独自の測位インフラとしての準天頂衛星システムを用いて、アジア・オセアニア地域の安全保障に日本が寄与することを目指します。

さらに、開発・運用体制を抜本強化しつつ、同システムの4機体制の平成30年度実現により、農業機械の自動走行、スマート林業、無人機貨物輸送、防災システム高度化など、世界に先駆けた新事業・新サービスを創出します。

上記の重要性に鑑み、準天頂衛星システムについては、GPSに依存せず持続測位が可能となる7機体制について、開発・運用コストの縮減と平準化を図りつつ、平成35年度を目途に確立を目指します。

5.6 宇宙安全保障の強化に向けた施策の推進

宇宙状況把握（SSA）、海洋状況把握（MDA）、早期警戒衛星等の宇宙安全保障の強化に向けて、それぞれの施策の具体化を図ります。

5.7 宇宙産業の国際競争力の強化と新規参入の促進

今後、世界的に急速な市場拡大と競争激化が見込まれる宇宙ビジネスの中で、わが国宇宙機器・利用産業の将来のあり方に関する「宇宙産業ビジョン」を策定し、わが国宇宙産業の国際競争力強化に向けた環境整備や支援取組を政府全体で強力に進めることにより、地域の中小企業や若者の力も総動員しつつ、世界のトップランナーを目指します。

あわせて、宇宙分野と非宇宙分野の企業の融合を図る「スペース・ニューエコノミー創造ネットワーク（S-NET）」を活用することにより、宇宙ベンチャーの創出、新たなビジネスモデル・技術イノベーションの促進を図ります。

わが国の外交・通商ツールとして日本の優れた宇

宙技術、人材、機器、サービスなどの宇宙システムを用いることにより、アジアや中東などの宇宙新興国とわが国との二国間・多国間の関係強化を図るとともに、本格的にわが国宇宙産業の海外市場開拓を目指します。

5.8 宇宙2法の早期施行等による宇宙産業の振興と宇宙利用の拡大

3月に国会に提出された「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案」の早期施行と審査体制整備を図るとともに、打上げに伴う各種規制のワンストップ相談窓口機能を設けることにより、世界で拡大が続くロケット打ち上げ市場への民間事業者参入のための事業環境を早急に整備します。

同時に、ハイテク分野のモノ作り、中小企業の力も結集し、H3ロケット、イプシロンロケットの開発のみならず、再使用型ロケット、LNGロケットの開発を含めラインナップを強化するとともに、打ち上げコストの大幅引き下げを図ります。

これらの取組を通じて、国際競争力のある衛星打ち上げサービスの実現を図るとともに、わが国の安全保障能力を強化します。

同様に国会に提出された「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案」の早期施行と審査体制整備を図り、わが国における衛星運用・画像販売ビジネスの振興を図ります。

あわせて、先進光学衛星・先進レーダ衛星などの次世代衛星の開発やデータの利活用の拡大を図り、宇宙産業の裾野を拡大します。

5.9 宇宙科学・探査の戦略的推進

宇宙開発利用戦略の戦略的・外交的重要性を踏まえ、宇宙科学・探査分野においても日本が主体的な役割を担います。その一環として、国際協力の下で「はやぶさ2」による小惑星「RYUGU」のサンプルリターンなど世界初の成果を創出します。

6.0 国際宇宙ステーション計画・国際宇宙探査の推進

わが国の国際宇宙ステーション（ISS）計画は、人類史上比類無い規模の宇宙分野における国際共

同プロジェクトです。国際協力のシンボルの一つとして位置付けられており、わが国は平成 27 年 12 月に平成 36 年までの I S S 運用延長への参加を決定しました。油井宇宙飛行士をはじめとする日本人宇宙飛行士の活躍や宇宙ステーション補給機「こうのとり」(HTV)による I S S 計画への貢献は、広く国民の皆さまの夢や希望となっています。

今後も I S S 計画を積極的に推進するとともに、人類の更なる宇宙への挑戦となる国際宇宙探査について、第 2 回国際宇宙探査フォーラムを主催するなど、わが国の強みを生かしながら主体的に取り組んでいきます。

6 1 国家戦略としての北極政策の推進

北極は地球規模の気候変動の影響が最も顕著に現れている地域であり、近年北極海の海氷は減少傾向にあります。また、北極における環境変化が全球的な気候や生態系に与える影響への懸念も国際的に大きな問題となってきています。

一方、海氷の減少傾向を受け、北極海を経由して様々な物質を輸送する航路や北極海等での資源開発など新たな経済活動の場としても世界的な注目が集まっています。

このように北極を巡る国際情勢が急速な展開を見せる中策定された「わが国の北極戦略」に基づき、北極問題の主要なプレイヤーとして、わが国の強みである科学技術を更に推進し、これを基盤に北極をめぐる国際社会の取組において主導的な役割を積極的に果たしていきます。

6 2 次世代航空機開発の技術基盤の強化

今後 20 年で需要が 2 倍以上と予測され、大きな成長が見込まれる航空機産業をわが国の自動車産業に匹敵し得る成長産業とするためには、国が長期的な視点に立って、航空科学技術の施策を戦略的かつ強力に推進していくことが必要です。

具体的には、国際競争力向上に直結するエンジンの高効率化技術などの先進的な技術開発を進め、国内産業基盤の強化を図るとともに、産官学が連携してわが国の技術力を結集する体制を構築し、イノベーションを創出することで、他国より先駆けて高性

能・高付加価値、コストに優れた次世代航空機の開発に貢献します。

6 3 社会全体の I C T 化

I C T 化により、様々な分野において事業の効率化、サービスの向上など、国民生活の利便性が飛躍的に向上しました。今後、産業がグローバル化する中、産業界、特に地方の中小企業においても、さらなる I C T 化を進め生産性向上を後押しします。

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、わが国の世界最高レベルの I C T 基盤を更に発展させ、国、地方、企業、個人、訪日する外国人も含め、それぞれが I C T の恩恵を受けられるよう「社会全体の I C T 化」を進め、日本中で教育・医療・産業等の環境の格差を感じない社会を実現します。また、高等教育段階で数理・情報関係学部・大学院を強化し、I C T 社会を支える人材育成を進めます。

6 4 I T S 技術の活用

官民連携の下、I T S (高度道路交通システム)技術の活用により自動運転の実用化やそのための地図データの整備に取り組むとともに、深刻なドライバー不足が進行するトラック物流の省人化・効率化を推進するため、自動隊列走行を早期に実用化し、世界で最も安全で環境に優しく経済的な道路交通社会を早期に実現します。

6 5 I C T 化による国民生活の利便性向上と環境負荷低減

電力供給効率化につながるスマートグリッドの導入・スマートシティの形成、I T S による交通の円滑化、地方路線バスの経営革新のためのビッグデータ活用、自動車関連情報の利活用、電子政府・電子自治体の実現、国民一人ひとりによる健康・医療・介護データの管理・活用、教育の I C T 化、プログラミング教育の推進、W i - F i 環境の整備、農林水産物のトレーサビリティ強化と生産性の向上、及び高付加価値化、水資源等の確保、G 空間の活用、リモートセンシングによる資源探査、多言語音声翻訳の普及促進、超高精細で臨場感あふれる

4K・8Kやデジタルサイネージを活用した情報発信、ドローン等ロボットにおける電波利用の高度化など、ICT利活用を力強く推進します。

6.6 ICT化による成功モデルの提示

テレワークや遠隔医療等に関するICT投資を拡大し、雇用の拡大や医療・救急・介護・健康の連携や高度化に貢献するとともに、こうした諸課題の解決に向けた実証を通じ、新しい成功モデルの提示や標準化を速やかに進めます。

6.7 テレワークの普及推進

ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」の普及により、ワークライフバランスの向上や、働き方改革を通じた生産性の向上がもたらされます。わが党は、平成26年5月の提言に基づき、政策の実現に取り組んできましたが、地方でも都会と同じように働くことを可能にし、都会から地方への仕事や人の流れを生み出す「ふるさとテレワーク」の実施など、その後の状況を踏まえ、本年5月11日に新たな提言「テレワークを活用した効率的で多様な働き方の実現に向けて」をとりまとめました。本提言に基づき、一億総活躍社会の実現や地方創生に有効な手段として、テレワークの普及をさらに推進します。

6.8 多言語音声翻訳の普及

訪日外国人数が過去最多を記録し、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会ではさらなる来訪者が見込まれている中、わが国の豊かな文化や魅力に触れてもらう上で「言葉の壁」が大きな問題となっています。

ICTの発達により実現可能となった多言語の音声翻訳を幅広く普及させ、4K・8K、デジタルサイネージ等も活用して「言葉の壁」をなくし、様々な国から訪れる外国人を地方の観光地等で「おもてなし」できるようにすることで、地方創生に貢献します。

6.9 情報リテラシー教育の推進

インターネットの活用があらゆる分野に広がる中で、国民が正しい情報を使いこなす能力を身につけることは大変重要であり、学校・PTAや地域社

会など多様な場において、情報リテラシー教育や啓発活動を展開します。

7.0 政府CIO（内閣情報通信政策監）制度との連携推進

政府の保有する様々な情報について、個人情報保護を十分に考慮しながらオープンデータ化し、世界最高水準のオープングバメントを実現することによって、産業分野や個人等様々な分野で利活用できる基盤を整備し、国民の利便性向上や、経済成長への貢献をします。

さらに、政府情報システム数の削減、政府情報システムのクラウド化、業務改革等を踏まえたシステム再構築等により、運用コストの3割削減を目指すとともに、ワークスタイル変革等による公務の生産性及び質の向上、ワークライフバランスの実現を図ります。地方公共団体については、自治体クラウドを中心にクラウド化市区町村の倍増を目指すとともに、国の「政府情報システム改革ロードマップ」の進捗を受け、地方公共団体の情報システム改革を推進することにより、情報システムの運用コストの3割削減を目指します。

7.1 データ活用推進基本法の制定

「官民データ」の活用に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者の責務を明らかにし、官民データの活用の推進に関する施策の基本的事項を定め、官民データの活用に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、社会課題の解決や新たな産業創出を通じて、国民が安全・安心・快適に暮らすことができるデジタル・ファースト社会の実現に寄与するよう「データ活用推進基本法（仮称）」をはじめとする対策を推進します。

7.2 データ駆動型社会構築に向けた規制体系の再構築

データの利活用を前提とした新たなイノベーションをスピーディーに生み出すためには、規制制度自体を新たな時代に対応するべく抜本的に見直すことが必要です。そのため、データ駆動社会実現に向けた規制制度改革の司令塔機能を新たに構築し、

既存の規制制度の総点検を実施した上で必要な規制改革を速やかに実施します。

7.3 サイバーセキュリティと経済成長

大学と産業界の連携による実践的な教育により人材育成を推進します。

7.4 サイバーセキュリティ保険制度の充実

サイバーに関する事故（加害・被害）は、注意しても防ぎきれず、今後増加、社会的問題として深刻化するという意味では交通事故と類似しています。また、1次被害者が2次被害者に賠償責任を問われるリスクも存在します。大企業のみならず、サプライチェーンを意識して、中小企業のセキュリティレベルの向上にも資する保険制度を推進します。

7.5 ICT産業の国際競争力強化

ICTは、新たな富の創出や生産活動の効率化に大きく貢献し、国民生活を便利にする戦略分野です。国際市場において大きな存在感を持った成長性の高いICT産業の育成を図り、日本経済の成長と国際社会への貢献の切り札として活用することが重要です。

しかし現時点では、米国、韓国等と比較して、わが国のICT分野のイノベーションや利活用は必ずしも順調に進んでいるとは言えないため、わが国が世界最先端のICT国家となるために、世界を牽引する取り組みを戦略的に進めます。

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、訪日外国人が豊かで安全・安心な生活環境を実感でき、世界から尊敬される国を目指して、例えば、言葉の壁をなくす多言語音声翻訳システムの高度化の実現、無料公衆無線LAN環境の整備をはじめとする低廉かつ快適な通信利用環境の実現、観光情報等のオープンデータの利用促進等を図り、革新的ICTサービス産業の創出支援を行います。

世界に先駆けて次世代テレビの開発を進め、高画質（4K、8Kテレビ）でスマートテレビなどの双方向の送受信にも対応できる新たな受像機と放送システムを確立し、TVとインターネットの融合サービスにおける国際競争力を確保するとともに、これに

対応した日本発のコンテンツ制作を推進します。また、クールジャパン戦略等の一環として、わが国の地域それぞれがもつ魅力を発信する放送コンテンツの海外展開を推進するとともに、日本の文化・食・製品の市場開拓やインバウンド観光の拡大にも貢献します。

発展の著しい携帯電話分野においても、2020年頃には、第5世代移動通信システム（5G）の実現が期待されています。5Gの研究開発及び国際標準獲得をリードするとともに、IoT等が生み出す新たなニーズへの対応に向け、総合実証試験を推進します。

ICTを活用した地域活性化等の社会実証プロジェクトを実施し、教育環境、医療、雇用、行政コスト、エネルギー、高齢化、防災等のわが国の課題についても、ICTを通じて解決するモデルを示しながら、国内での均てん化を図るとともに、海外への早期展開も推進します。

7.6 質の高いICTインフラの海外展開支援

わが国の力強い成長のためには、アジア、中南米などの旺盛なインフラ需要を積極的に取り込んでいくことが重要です。ICTは、それ自体が重要な社会基盤インフラであるだけでなく、橋や道路などの公共インフラと組み合わせることで耐久性の向上や需要予測など付加価値を高めることができます。このため、地デジ、郵便、防災ICT、セキュリティ、衛星、無線システム等、わが国ICTの特徴・強みを活かした質の高いインフラについて、JICT（株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構）も活用しつつ、積極的なトップセールス及び官民ミッションの派遣により、意欲ある民間企業の海外展開を支援します。

7.7 ICT化による経済成長の促進

これからの農業や観光を含む産業分野でのビッグデータの解析と、政府・公共サービス分野でのオープンデータ化などによるマーケティング、社会全体のICT投資の適正化・高度化等多様な分野で高度なICT人材の育成を進めていくことにより、ICT化による経済成長を促進します。

7 8 第四次産業革命（IoT/AI/BD）の支援

世界は第四次産業革命と言われる、「IoT／ビッグデータ／AI時代」を迎えようとしています。この次世代の潮流にいち早く対応すべく、新たな投資や雇用を促す施策や次世代人工知能などの研究開発に取り組みます。あわせて、テストベッドやデータセンター等の活用を通じて新たなIoTサービスの創出を支援します。

7 9 IoT、ビッグデータ、人工知能の社会実装

IoT、ビッグデータ、人工知能による大変革を踏まえ、自動運転やスマート工場に加え、ブロックチェーンを活用した地域ポイントなど低コストで便利なサービスの実現に向けて、世界最先端の社会実装に果敢に取り組む環境を整備します。また、革新的なビジネスモデルと新たな産業群を創出のための支援としてIoT推進コンソーシアムの活動を海外、地方にも拡大していきます。

8 0 IoT サービスプラットフォームの構築

一億総活躍、地方創生、国土強靱化、農業活性化、スマートシティといった国内諸課題解決には、従来型のような縦割り型だけでなく、最初から横展開を意識したプラットフォーム型が有効です。この点、日本は欧米より数年出遅れているので、早急にオールジャパン体制で分野毎の日本版IoTサービスプラットフォームを構築し、地場産業やベンチャー企業を巻き込んだエコシステムを形成し、国内横展開を推進します。また、TPP等を絡めて、新たな形のインフラ輸出を促進します。

8 1 IoT セキュリティの社会実装

IoTで接続される膨大な数のセンサー等IoTデバイスは日本の得意分野であるので、産業振興とセキュリティ確保の観点から、IoTデバイス及びそれらのサイバー空間との出入り口であるIoTゲートウェイのセキュリティ技術を早急に確立し、社会実装します。

8 2 組込みシステム関連産業の高度化

あらゆる製品・システムがネットワークでつながるIoT時代を迎え、これらの製品等の「頭脳」にあ

たる電子部品（組込みシステム）をコントロールするソフトウェア（組込みソフトウェア）が、製品等の利便性・安全性及び競争力の向上のために重要となっています。このため、組込みソフトウェアに関する産業戦略を策定し、人材育成、技術力強化、標準化、産業高度化等を産学官連携し、推進します。

8 3 パーソナルデータの利用の活性化

改正個人情報保護法に基づく匿名加工制度の利用活性化を推進するとともに、健康医療分野を中心とした重要分野における個人情報の収集手続きの簡素化のための法整備を推進します。また、本人の申請に基づくパーソナルデータのポータビリティ制度に関する企業の責務やそれに伴う負担、社会的必要性等を明らかにしつつ導入に向けて検討を行います。

8 4 日本が勝つための技術戦略の策定

分散コンピューティング等の登場による新たなデータ管理構造の変革を積極的に取り込み、日本企業の強みを生かすための技術戦略を策定し、わが国の目指すべきIT関係投資の方針とします。

8 5 G空間（地理空間情報）プロジェクトの推進による新産業創出

G空間社会実現のため政府の総合司令塔機能の強化、産学官連携の一層の強化を図り、自治体のICT化も含め更なるG空間情報の利活用を促進するとともに、日本単独で持続・自律的測位が可能な準天頂衛星7機体制を確立し、防災・農業・交通等のさまざまな分野で新たな産業やサービスを実現します。また、このようなG空間社会インフラをパッケージとして海外に提供することで、途上国支援等の国際貢献やわが国の経済成長にも貢献します。

具体的には、わが国産業競争力の強化につなげるため、海外における電子基準点の設置支援、準天頂衛星を利用した利活用事業の支援等を推進します。

8 6 G空間プロジェクトによる資源確保と海の防災システム高度化の促進

わが国は世界第6位と言われる排他的経済水域を持つ国土大国です。『海洋基本法』、『宇宙基本法』

と『地理空間情報活用推進基本法』を連携推進することで、わが国近海の地形をメートル単位で正しく把握し、正確な位置情報の下で大陸棚や深海に眠るエネルギーやレアメタル資源等の発掘、水産資源の確保等に努めます。

また、海底プレートの移動や遠海の津波の高さをセンチメートル単位で常時監視するシステムを開発することで、地震予知や津波検知技術の高度化等も図り、防災・減災に役立てます。

財政再建

8.7 次代を見据えた財政構造改革

平成 24 年（2012 年）12 月の政権交代以降、民主党政権のバラマキ施策で水膨れした歳出を見直し、社会保障の「自然増」をはじめとして、歳出の効率化を行い、平成 27 年度（2015 年度）までの国・地方のプライマリー・バランス赤字の対 GDP 比の半減（平成 22 年度の水準比）は達成見込みであるなど、着実に財政再建に向けた成果をあげています。

今後も、さらに、平成 32 年度（2020 年度）までに国・地方のプライマリー・バランスを黒字化するとの目標を堅持し、その後の債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指します。

その達成に向けては、「次世代への責任」という観点からわが党で精力的な議論の内容を受け、昨年 6 月に策定した「経済・財政再生計画」における歳出水準の目安に沿って、引き続き、費用対効果の検証や無駄の排除を徹底し、歳出の効率化・重点化を進めます。

また、財政による機動的対応が可能となる中で、成長戦略や事前防災等の分野に資金を重点的に配分することなど、わが国経済の成長に向けた施策を実施することで税収増を目指します。

また、目標の実現と新たな施策実施の両立を図るため、新たな施策には、将来の成長に与える影響を考慮しつつそのための恒久的な財源を確保する原則を確立します。

8.8 国債市場の安定を確保

国債に対する信認を確保していくことは極めて

重要であり、財政健全化に向けて節度ある国債発行に努めます。また、適切な国債管理政策を実行するとともに、あらゆるリスクを想定しながら、国債価格が暴落する「X-day」を阻止します。

8.9 安心社会実現に向けた税制抜本改革

わが党は、消費税の引上げを含む税制抜本改革についての考え方を既に 2009 年 8 月の総選挙における政権公約、2010 年 7 月の参議院選挙公約、累次の「税制改正についての基本的考え方」において、明らかにしてきました。

財政状況の危機的な悪化により、近年、財政はその対応力を著しく欠いており、社会保障、安全保障への対応、国際競争力強化、人材育成、地域格差是正など、必要な分野への資源配分が進まず、日本の現在と将来に支障をきたしています。

一方、急速に進む少子高齢化の中で、持続可能な社会保障制度を確立するには、税金や社会保険料を納付する人の立場に立って、負担を抑制しつつ必要な社会保障が行える制度を構築しなければなりません。

こうした点を踏まえ、日本の将来、次の世代、現在の国民生活を第一に考え、責任政党としてわが党が主導して、2009 年のマニフェストで国民に約束をしていなかった民主党を巻き込みながら、公明党とともに社会保障と税一体改革に関する三党合意を結びました。

その結果、社会保障制度改革国民会議における今後の議論を踏まえ、安定した財源を前提とした、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の成案が消費税率引上げまでに国民にお示しできることとなりました。

また、消費税の引上げにより、財政による機動的対応が可能となる中で、成長戦略や事前防災等の分野に資金を重点的に配分することなどにより、わが国経済の成長等に向けた施策が実施できることとなります。

（消費税の税率及び引上げ時期、使途）

消費税については、2012 年 8 月に成立した『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法

律』により、税率を２段階で１０％に引き上げることが決まっています。経済再生と財政健全化を両立させるため、消費税率８％から１０％への引上げは２０１９年１０月に行います。

特に、２０１４年以降に財政の機動的対応が可能となる中で、成長戦略や事前防災等の分野に資金を重点的に配分することなどにより、わが国経済の成長を実現します。

なお、消費税の使途については、基礎年金の国庫負担割合の２分の１への引上げに要する費用を賄うとともに、これからも増加が見込まれる年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策の費用に全額を充当することは当然のことです。

（低所得者、中小・小規模事業者への配慮）

消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として、２０１９年１０月に消費税の軽減税率制度を導入します。これにより、消費税率（標準税率）が１０％に引き上げられた後も、「酒類及び外食を除く飲食料品」及び「一定の新聞の定期購読料」への適用税率は８％（軽減税率）に据え置かれます。

軽減税率制度を混乱なく円滑に導入するため、万全の準備を進めます。特に事業者の方々には、軽減税率制度の導入に向けて、事務の見直しや、システム改修などさまざまな準備を行っていただく必要があることから、制度の広報・周知や相談への丁寧な対応を徹底するとともに、中小事業者に対してシステム改修等にかかる資金面での支援を着実に実施していきます。さらに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要な対応をとってまいります。

軽減税率制度の導入に当たっては、財政健全化目標を堅持するとともに、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って歳入及び歳出における安定的な恒久財源を確保します。

また、消費税率の引上げに当たっては、特に中小事業者が円滑かつ適正に消費税を転嫁できることが重要です。このため、消費税率１０％への引上げに当たっては、引き続き消費税転嫁対策特別措置法等に基づき、適切に対応してまいります。

（国民生活全般への配慮）

医療に係る消費税等の税制のあり方については、

消費税率が１０％に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行います。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、総合的に検討し、結論を得ることとしています。

大幅に拡充した住宅ローン減税と減税の効果が限定的な所得層に対するすまい給付金の給付措置を引き続き講じます。

個人所得課税については、税収中立の考え方の下、各種控除や税率構造を総合的・一体的に見直すことが必要です。若年層・低所得層に配慮する観点から、所得再分配機能を高めるための人的控除等の見直しを行う中で、働きたい女性が就業調整を行うことを意識しなくて済むような仕組みを構築する方向で検討を進めます。その際、家庭内や地域において女性が果たしている役割を正しく評価するとともに、家族の形成を社会全体で支えていくという観点が必要です。また、現物給付も含めた歳出面での対応との関係を整理しつつ、子育て支援に係る税制のあり方について検討します。

成長志向の法人税改革を大胆に推進し、法人課税をより広く負担を分かち合う構造に改革することにより、目標としていた法人実効税率「２０％台」を改革２年目にして実現しました。この改革を着実に実施していくことにより、企業に対して投資拡大や賃上げ等を促し、経済の好循環を確実なものとしていきます。

車体課税について、２０１４年度与党税制改正大綱等を踏まえ、消費税率１０％への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割を導入します。

環境性能割においては、税率区分として燃費基準を用いることとし、自動車の消費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じ

た負担の軽減を図ります。環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年毎に見直しを行います。

また、環境性能割導入以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、具体的な結論を得ます。

自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃費水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、2015年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、具体的な結論を得ます。その際、累次の与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担としての性格等を踏まえます。

なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講じます。

地方税制については、地方分権を推進するためにも、税収が景気変動による影響を受けにくく安定的で、かつ、税源の偏在性が小さい仕組みとします。具体的には、法人税改革の一環として、大法人向けの法人事業税の所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大を行うとともに、消費税を含む税制抜本改革の一環として、2019年10月の地方消費税の引き上げにあわせて、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めます。

たばこ税については、たばこと健康に関するあらゆる総合的な検討を行うとともに、葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響について検討します。

酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点や厳しい財政状況、財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、同一の分類に属する酒類間の税率格差を縮小・解消する方向で見直しを行うこ

ととし、速やかに結論を得ることとしています。その際、消費者の影響緩和や酒類製造者の商品開発に配慮するため、一定の経過期間の下で段階的に実施することとし、税率構造の簡素化や各酒類の定義の見直し等も検討します。また、2014年6月に、アルコール健康障害対策基本法が施行されたことにも留意します。

低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進します。

森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものです。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要があります。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討します。その時期については、適切に判断します。

国民の利便性の向上と納税環境の整備を図るため、『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』（2013年5月公布）（通称：マイナンバー法）に基づき、マイナンバーを用いた年金を始めとする社会保障サービスの向上や所得課税の更なる適正化を図ります。税分野においては、2016年1月からマイナンバーの利用が始まっており、税分野での電子化推進と合わせ、マイナンバーの円滑かつ適切な利用を一層推進することで、公平・公正な課税を実現するとともに、様々な行政手続における所得等に係る添付資料の省略などを通じて国民の利便性をさらに向上させます。

あわせて、政府CIO（内閣情報通信政策監）は、政府全体の情報システムの安全性をNISC（内閣官房情報セキュリティセンター）と連携しながら監督

するとともに、効率性を図り、より信頼性と経済性の高いシステム構築に努めます。また、個人番号カードについては、民間事業者も活用可能な将来性・拡張性に富んだ仕組みとするとともに、スマートフォンや生体認証の活用を行います。

民間人となった日本年金機構の職員が行っている年金保険料の徴収業務を公務員である国税庁の職員が行う、いわゆる歳入庁構想には反対です。

90 マイナンバー制度の円滑な導入と利用拡大

本人確認の基盤となるマイナンバーカードについては、申請者に当面は無料で交付するとともに、健康保険被保険者資格の即時確認システムを早期に構築し、2016年から健康保険証等の既存のカード類との一体化を可能とするほか、公的個人認証等の民間利用を推進するため、共通情報基盤を構築するなど、幅広い活用を通じて、行政の効率化、医療費の適正化を図るとともに、国民の利便性を高め、生産性向上に貢献します。

資源・エネルギー

91 資源・エネルギー供給構造の多様化・多角化

わが国で消費されるエネルギー資源はほとんどが輸入に依存しており、わが国の経済は原油価格などの世界のエネルギー動向に大きな影響を受けます。資源小国であるわが国にとって、エネルギーセキュリティ（安全保障）は大きな課題の一つです。これに対応するためには、エネルギー供給構造の多様化・多角化を図る必要があります。

国内では、最優先の課題として、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制の両立、徹底した省エネの推進を図ります。また、福島を未来の新エネ社会のモデル創出の拠点とする「福島新エネ社会構想」の実現に取り組んでまいります。

環境負荷の小さい高効率のLNG・石炭火力発電所の新增設・リプレースを推進するとともに、更なる高効率化・低炭素化に向けた技術開発を推進します。

火力発電所から排出されるCO₂の排出抑制の手段としてCO₂を取り出してコンクリートの強化剤

として利用するなど有効利用するための研究を推進し、安価に実用できるようにし、既存の火力発電所の環境負荷の低減を目指し、既存の石油火力発電の有効活用の推進も行います。あわせて、後述の電力システム改革を行うことにより、広域的にみて効率がよい発電所から利用する仕組みづくりを進めます。

また、昨今の資源価格の急落は、わが国経済にとってプラスの影響もある一方、今後も資源安が続き、資源開発投資が停滞すれば、需要が再び拡大した場合に世界の需要がひっ迫し、価格が高騰する可能性もあります。そのため、対外的には、石油・石炭・天然ガスなどの基幹的な化石燃料、鉱物資源を安定的かつ安価に確保するため、わが国の最先端技術を通じた支援などにより戦略的な資源外交を展開するとともに、政策支援機関等を通じたりスクマナー供給を強化し、権益獲得等により、一層の供給源の多角化を図ります。また、資源・エネルギー等の安定的かつ安価な導入を実現するため、効率的な海上輸送網の形成を図ります。

また、化石燃料の確保への取組みだけでなく、わが国の卓越した先端的環境エネルギー技術を発揮して産業部門や運輸部門・民生部門などでのエネルギー需給の効率化と燃料転換を図ります。天然ガスとともにCO₂排出量の少ないガス体エネルギーであり、災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」となるLPガスについては、その普及・促進を図るため、LPガスバルク及び高効率ガス機器等の利用機器の導入・普及の後押しと燃料転換を進めます。

なお、ガソリンスタンドは「公共インフラ」として石油製品の安定供給の確保に重要な役割を果たしており、サプライチェーンの維持強化の観点から今後も活用してまいります。また、過疎地における灯油配送機能の確保、自家発電機の導入などの災害対応能力及び経営基盤の強化を支援します。

92 独自資源の開発の推進と産業化に向けた取組み

資源小国であるわが国は、今後、早急に産学官の協力体制をより一層進め、海洋探査・採掘技術の向上など、国内のエネルギー資源・鉱物資源の自主開

発を促進しなければなりません。ものづくり、特に国際競争力を持ったハイテク製品を開発・製造する上で不可欠なレアアース及びレアメタルの着実な確保を戦略的に進めます。

国内に廃棄された精密機械などに眠っているレアメタル（いわゆる都市鉱山）を効率的かつ低費用で回収できる「レサイクル事業」（レアメタルのリサイクル）を行い、わが国独自の資源として位置付けます。更に、沖縄海域、南鳥島周辺海域等、わが国の排他的経済水域にもレアメタルやレアアースをはじめとする鉱物資源の存在が確認され、更に存在する可能性も指摘されており、その探査・開発を進めるとともに、遠隔離島における活動拠点の整備等を推進します。また、メタンハイドレートや海底熱水鉱床等の海洋資源開発を加速化するための高性能のセンサーや無人探査機等の海洋資源調査技術の開発を推進します。

他方、福島第一原発事故によって現在は火力発電への依存度が増しています。これまで以上に産出国との外交展開（共同資源探査・技術的支援など）や調達先の多角化などを行います。

火力発電の中心的原料である天然ガスについては、北米のシェールガスの新規輸入などにより調達コストの低減を戦略的に進めます。その上で、わが国をLNGのグローバルハブとし、低廉で安定的な天然ガスを確保するために必要なインフラ整備を進めます。また、北米からのシェールガス輸送、北極海航路等エネルギー輸送ルートの多様化に対応した安定的輸送を確保するため、わが国の技術を活かした海運・造船企業の戦略的取組を推進します。

わが国周辺の海洋にも天然ガスやメタンハイドレートが埋蔵されていることが確認されており、さらに探査を進めるとともに、採掘技術の確立やコスト減など実用化に向けた調査・研究開発を今後も国が主体的・集中的に行い、平成30年度を目途に、商業化の実現に向けた技術の整備を行います。

9.3 エネルギー供給構造の一体改革の推進による経済活性化・雇用の創出

東日本大震災はわが国のエネルギー体制の脆弱性を露呈させました。国民生活の安全・安心の確保

や経済の成長に向けた安定したエネルギー供給体制の強化は焦眉の急であり、そのためにこれまでのエネルギー政策をゼロベースで見直し、必要な電力システム改革を強力に進めていかななくてはなりません。

戦後60年続いてきた電力市場制度の思想を大転換させる抜本改革を3段階に分けて実行します。まず、①地域を越えて電力を融通しやすくし、災害時などの安定供給を強化するための「広域系統運用の拡大」（2013年臨時国会で法案成立）のため、2015年4月に「電力広域的運営推進機関」を設立しました。次に、②家庭でも電力会社を自由に選択できるようにする「小売参入の全面自由化」（2014年通常国会で法案成立）を2016年4月に実行しました。その際、消費者がトラブルに巻き込まれることなく各々のニーズに合った適切な選択ができるよう、2015年9月に新たに設立された電力取引監視等委員会を中心に、消費者保護の取組を強化しています。そして、③送配電網を誰もが公平に利用できるよう、電力会社の送配電部門を別会社化して中立性と独立性を高める「法的分離による配電部門の中立性の一層の確保」（2020年実施予定）と、電気料金の規制を撤廃する「小売料金の全面自由化」（2020年以降に実施予定）（ともに2015年通常国会で法案成立）を行います。なお、一連の改革により国民生活や経済活動に支障を来すことがないように十分に配慮し、慎重に進めます。

三段階の電力システム改革を完遂し、エネルギー供給構造の一体改革を推進することにより、エネルギーの安定供給を確保して国民生活の安全・安心を実現することはもちろんのこと、電気料金等を抑制して今後のわが国の産業の成長を促進させ、経済基盤の強化を図り、新規雇用を創出します。

9.4 徹底した省エネと経済成長の両立

経済成長とCO₂排出抑制を両立させるべく、新たなエネルギー投資を引き出します。産業、運輸、民生の各部門において、引き続き徹底した省エネルギー対策に取り組みます。

そのため、ベンチマーク制度の業務部門への拡大や白熱灯等へのトップランナー制度の適用を進め

るとともに、民間企業等が行う先端的な省エネルギー設備の導入、中小企業に対するきめ細かな省エネ相談を実施する省エネ相談地域のプラットフォームの構築、2020年までにハウスメーカー等の新築戸建の過半数をZEH化し、省エネ・リフォームを倍増すべく、住宅の省エネ等への支援を行います。

さらに、スマートメーターやHEMS／BEMS等のエネルギーマネジメントシステムを活用する等賢いエネルギー消費を促進します。

窒化ガリウム等の次世代半導体やリチウムイオン電池の約10倍の性能をもつ次世代蓄電池等の革新的な省エネルギー・再生可能エネルギー技術を活用したエネルギー対策を推進します。

9.5 再生可能エネルギーの更なる推進と分散型エネルギー社会の実現

昨年7月に策定したエネルギーミックスを踏まえ、風力・地熱・地中熱・小水力・バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入拡大に向け、再生可能エネルギー関連事業を推進してまいります。

また、再生エネルギーを中心に据え、地域に根差したエネルギー供給システムである分散型エネルギー社会を構築することにより、安定したエネルギー供給の実現を目指します。

そのため、①再生可能エネルギーの長期安定的かつ最大限の導入と国民負担抑制の両立に向け、固定価格買取制度の適切な運用・見直しや設備の低コスト化等の技術開発、必要な規制改革②スマートメーターやHEMS／BEMSの導入を進めるとともに市場メカニズムを活用したスマートな節電（デマンドレスポンス）や電力分野での新ビジネス創出を図るためのネガワット取引市場の創設などの制度整備、③家庭用燃料電池（エネファーム）の高効率化・導入促進、④次世代自動車（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車など）の導入拡大に向けた環境整備、⑤燃料電池を含むコジェネ（熱電併給）の普及促進のための支援策の強化や環境整備、⑥石油の高効率利用機器の導入支援等に取り組めます。

また、再生可能エネルギー導入拡大及び分散型エネルギー社会の構築に向け、⑦送電網の整備や広域運用、変電所への大型蓄電池の導入といった系統安

定化対策を講じます。⑧蓄電池はわが国が世界的に高い技術水準を有する分野であり、大型蓄電池のさらなる研究開発促進をはじめ、価格低減の加速化、競争力強化や導入促進のための支援を行います。

さらに、分散型エネルギーシステムの導入により地域を活性化させるため、自治体主導の取組への重点支援、スマートコミュニティ実現のための環境整備、公共施設等における太陽光発電施設や蓄電池等の設置、廃棄物焼却施設への高効率発電設備の導入、下水道が有する下水熱やバイオマス等の活用施設の導入を進めます。

加えて、地域における分散型エネルギーシステムの普及を総合的かつ効率的に促進するために必要な総合的な措置を講じます。

こうした取組を通じて、新たな投資を引き出し、新ビジネスを創出させ、GDP600兆円に貢献し、地方創生につなげます。

9.6 資源・エネルギー分野の技術で経済活性化・資源大国へ

60年ぶりの抜本的改革となる電力システム改革により、再生可能エネルギーや分散型エネルギーシステムなどの導入・拡大が新たな発電ビジネスや小売ビジネスを創出していくことに期待がかかります。地域や民間企業が持つ潜在能力と高い技術力を最大限に利用することで、新しい企業体が生まれ、わが国の経済活性化の原動力となるはずです。それに伴い大幅な雇用拡大も見込まれます。

また、国際的に資源・エネルギー消費量の増加が見込まれる中、世界最高水準であるわが国の再生可能エネルギーなどを利用したスマートコミュニティの技術や、福島事故の経験と教訓に基づき安全性を高めた原子力等の技術は多岐にわたる産業と関連しており、高い技術力を誇るわが国の中小企業等の関連技術や人材を結びつけることによって多くの新規雇用を創出するため、当該分野をインフラ輸出の次世代基幹産業として位置付け、官民の新たな連携体制を整備し輸出を強力に支援することにより、わが国を資源小国（輸入国）から資源大国（資源エネルギー技術を活かしたシステム等の輸出国）へ転換させ、経済活性化及び雇用の創出を図ります。

9.7 宇宙太陽光発電衛星計画（宇宙太陽光発電システムの研究開発）の推進

宇宙太陽光発電システムは、宇宙空間に大規模な太陽光発電装置を配置し、電波（マイクロ波）又はレーザー光線により地球に送電して、私たちの電力として利用するシステムです。

その壮大な計画の実現に向けて、現在進められている地上でのエネルギー無線伝送技術などの研究の成果を踏まえ、国際宇宙ステーションに設置されているわが国の実験モジュール「きぼう」などを使用した実証計画を策定することで、将来の新エネルギー利用に向けた研究開発を推進させます。

9.8 原子力政策への信頼の回復

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、被害の甚大さによって、わが国だけではなく、全世界に放射能の脅威を示すこととなりました。これまで原子力政策を推進してきたわが党は、このような事故を引き起こしたことに対してお詫びするとともに、今なお被災されている方々に対して心よりお見舞いを申し上げます。

わが党としては、福島第一原発事故は収束という言葉を使う状況にないことには変わりはなく、本格的な収束に向けて全力を尽くすとともに、事故原因の究明にも徹底的に取り組めます。

今後のエネルギー政策の根本に「安全第一主義」（テロ対策を含む）を据え、特に原子力安全規制に関しては、権限、人事、予算面で独立した原子力規制委員会による専門的判断を優先し、新規規制基準に適合すると認められた場合には、原発の再稼働を進めます。その際、国も前面に立ち、地元自治体の理解が得られるよう最大限の努力をいたします。

また、新規規制基準を越えた自主的な安全性向上に努めるとともに、万が一事故が起こった場合の原子力災害対策の具体化・充実化についても、自治体からの意見も真摯に受け止め、しっかりと対応してまいります。

一方、原発依存度については、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの導入拡大、火力発電高効率化により、可能な限り低減させます。この方針の下、原子力については、安全性の確保を大前提に、

エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源との位置付けの下、活用してまいります。

円滑な廃炉に向けた環境整備や電力自由化の中での原子力事業の在り方など、原子力政策に山積する課題について引き続き検討を進めていきます。たとえば、2016年通常国会に、自由化が進展し、原発依存度が低減する環境下においても、使用済燃料の再処理等の事業を着実かつ効率的に実施する体制を構築するため、再処理等拠出金法案を提出しました。また、原子力損害賠償制度の見直しについては、原子力委員会の下、原子力損害賠償制度専門部会での検討を加速します。さらに、原子力発電施設の「危機管理と人材育成及び廃炉等」についての国、原子力事業者、原子炉メーカーなどを含めた一元的責任体制の整備、そして放射性廃棄物・使用済燃料等の世界最高水準の日本の技術（減容化・有害期間の短縮等）を中核とした世界中の英知を結集した国際協力体制の構築、大規模避難のリスクがない地下立地の検討等を幅広く行います。原子力政策への信頼を取り戻すべく誠心誠意全力で取り組んでまいります。

9.9 「安全第一主義」徹底と安心のための放射線関連業務の人材の確保など

原子力安全規制の独立性を確保するためには、職員の原子力安全に関する能力等の向上を図ることが重要であることに鑑み、国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流や職員の研修制度の充実を実現します。

また、資格制度などによって能力を適切に評価し、能力に見合った報酬体系を作るなど、高度な専門技術を有する人材を集めるための処遇の充実等の方策を検討します。

さらに、原子力発電所での作業や除染作業などの放射線関連業務について、作業品質の確保、作業者の技術・技能の検定、放射線関連業務の管理監督者や指導者としての能力を確保し安全性の向上を図るとともに、新たな放射線関連業務に関する国家資格「放射線関連業務士」（仮称）の創設など、これらの作業者の待遇の向上を図るための方策の検討を進めます。資格保有者が増加することにより雇用

拡大が見込まれるとともに、資格保有者による国民へ放射線などの正しい知識の伝達や、資格試験受験等による国民が放射線等の正しい知識の習得を通じ、国民の安心へ寄与するなどの効果も見込めます。

また、次世代に先送らず現世代の責任を果たすべく、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取り組みを着実に進めるとともに、有害期間を低減するための研究開発を推進します。また、詳細な汚染マップの作成や有効適切な除染の実施、指定廃棄物の適正な処分を国の責任で行うこととします。

100 原発立地地域の新規雇用創出

原発立地地域において、地元地方公共団体が新たな雇用を創出しようとする取り組みを行うに当たり、地元の要望・提案の受け皿として構造改革特区制度や地域再生制度等を活用することで、関係省庁が協力して規制改革や地域再生等に取り組み、地域の取り組みを支援します。また、必要に応じて新たな制度等を検討します。

101 国際研究拠点としての高速増殖炉「もんじゅ」の再生

将来のエネルギー問題の解決策の一つとして、現在、ロシア、中国、インドなどの国々が積極的に高速炉の開発を進めています。高速炉は放射性廃棄物の減容・有害度低減に貢献しうるものとしても認識されており、フランスでは 2020 年代中の運転開始を目指し、ナトリウム冷却高速炉の実証炉である ASTRID の開発計画が推進されています。この計画を進めていくため、「もんじゅ」の活用も含めたわが国との高速炉協力に関する取決めを 2014 年 5 月に締結しており、国際的に「もんじゅ」等の活用に大きな期待が寄せられています。

「もんじゅ」については、こうした国際社会からの期待にも応え、廃棄物の減容・有害度低減等の国際的な研究拠点として研究開発を推進できるよう、これまでの取り組みの反省や検証を踏まえ、あらゆる面で徹底的な改革を行い、原子力規制委員会の勧告を踏まえて、「もんじゅ」の適切な実施主体について早急に検討を行い、その結果克服しなければならない課題について、国が責任を持って十分な対応を進めます。

102 固有の安全性を有する高温ガス炉研究開発の推進

アジアなどの新興国における原子力発電の導入は今後も拡大していく見込みであり、東京電力福島第一原子力発電所事故を経験したわが国として、積極的に世界の原子力の安全確保に貢献していくことはわが国の重要な責務です。

高温ガス炉は、固有の安全性を有し、発電用原子炉だけでなく、高温を取り出せる特長を生かした水素製造等の熱利用が期待され、次世代の原子炉として国際的に研究が進められています。世界的な高温ガス炉の需要の高まりを受け、世界をリードする高い技術力を有するわが国として、国際的な連携を図りつつ、固有の安全性を有する高温ガス炉研究開発を推進します。

103 「水素社会」の実現

将来の二次エネルギーでは、電気、熱に加え、水素が中心的役割を担うことが期待されています。本年 4 月閣議決定の「エネルギー基本計画」で提唱した水素を日常の生活や産業活動で利活用する「水素社会」を実現していくため、多様な技術開発や低コスト化を推進するとともに、実現可能性の高い技術から社会に実装していくため、戦略的に制度やインフラの整備を進めます。

104 温室効果ガスの抜本的な排出削減を実現する革新的技術の開発

2050 年を見据え、気候変動の高精度予測技術や、画期的な省エネに繋がる次世代半導体技術、再生可能エネルギー社会実現に向けた次世代太陽光発電技術、次世代蓄電池技術等の気候変動対策と経済成長を両立させる革新的技術によるイノベーションで世界をリードしていきます。

女性活躍

105 すべての女性が輝く社会の実現

すべての女性がそれぞれの生き方に自信と誇りを持ち、さまざまな分野で持てる力を最大限発揮し、輝くことのできる社会の実現を目指します。

（政治の「場」で活躍する女性を支援します）

2016 年は女性の参政権獲得 70 周年の記念すべき年です。政治の場への女性の更なる参画を促進します。具体的には、わが党の中央政治大学院や全国に展開される地方政治学校（塾）において女性候補者育成のための講座を拡充します。

また、「女性活躍推進法」の枠組みを参考に、女性候補者の育成や支援等に関する数値目標やロードマップを定めた行動計画を策定するほか、各政党にも積極的な取組を促すため、議員立法を検討し、早期に国会へ提出します。

（女性の起業を強力に支援します）

女性の新しいキャリア・ステージの形である起業を支援します。女性ならではのアイデア・目線を活かして、ビジネス・事業の起業にチャレンジする女性起業家を発掘、育成します。知識・情報不足の解消のための情報発信、資金調達への支援、ロールモデルの充実、両立支援のための取組など、女性の起業ステージに応じた伴走型の支援を実現します。

女性がもつ豊富な知恵・知識を、地域の魅力の発掘・発信や行政施策に活用するとともに、産業界とのマッチングを図ることで新たな財・サービスの創出に繋げ、地域レベルの問題解決力を強化します。また、農林漁業や食育の担い手としての女性活躍を重視します。

（女性活躍の「場」をさらに広げます）

女性が指導的地位に占める割合を3割程度まで引き上げることがめざします。今年4月に完全施行された「女性活躍推進法」に基づき、企業等がそれぞれの実情に応じて、女性の採用・育成・登用に関する状況把握と分析、数値目標を含む行動計画の策定と情報の見える化を着実かつ効果的になされるよう支援します。先進的な企業事例の普及、優れた企業

に対する認定制度や公共調達の受注機会の増大、両立支援への取組への助成等の活躍推進インセンティブを拡充します。

（地域の「場」で活躍する女性を支援します）

女性は今まで、地域の自治活動をはじめ、環境保全や防犯・防災など多岐にわたる分野で地域コミュニティの安全・安心に貢献してきました。今後、町内会やPTAなど各種組織・団体の方針決定過程において女性の参画度合いを高めます。

国土強靱化には、女性が原動力となることが不可欠です。防災・復興計画の策定・実施に際し、女性の視点を政策づくりに反映させます。こうした経験を世界に提供することで国際貢献に繋がります。

（国際社会の「場」で活躍する女性を支援します）

乳幼児死亡率と母親の識字率との間に高い相関関係があるとの研究成果が発表されています。途上国の女子教育の普及を支援するとともに、男女別統計調査を奨励し、各国の予算やわが国のODAが確実に女性・女兒に届くよう政策を強化します。

看護師、助産師、保健師の育成を支援し、日本式母子手帳の普及に努めます。

児童婚、児童買春は根絶させなければなりません。多国籍企業が女性や児童に最悪の状態の労働を強要しないよう国際的な行動規範を強化し、わが国は率先垂範します。

国際機関等で活躍する女性職員への支援を一層強化することで、国際社会におけるわが国の地位向上に努めるとともに、帰国後の就業機会の拡充、労働条件の改善を図ります。

（困難な状況にある女性に寄り添い、支えます）

母子家庭・ひとり親家庭においては、子供の貧困対策の面からも経済的な安定性の確保が極めて重要です。子供の健全な成長のためには、子育てに要するひとり親の時間的余裕の確保にも配慮が必要です。それぞれの世帯の実情に応じ、仕事と子育ての両立支援、親・子ともに孤立化させないための居場所の確保など就業支援・生活支援を拡充します。

女性に対するあらゆる暴力を根絶します。性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援セ

ンターを全国に整備・拡充し、きめ細やかな被害者への総合的支援を充実します。DVやストーカーの加害者に対する取組を進めます。いわゆるJKビジネスと呼ばれている営業等の実態把握を行います。セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど、職場内外におけるハラスメントへの対応を強化させます。

障害のある女性については、障害に加えて女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しながら、生活支援、教育、雇用、生活環境、差別解消、権利擁護などに関する取組を進めます。障害者の性別に留意した情報・データの充実を図ります。

困難な状況に置かれている女性や子育て中の女性が、自治体の窓口に行くことなく、個人番号カードを用いてオンラインで一括して手続きが行えるワンストップサービスの検討を進めます。

106 女性活躍のための社会基盤整備

（「働き方改革」と「休み方改革」により女性活躍を阻む壁を打破します）

ワークライフバランスの実現を図るため、社会全体で「働き方改革」と「休み方改革」を推進します。時間外労働の上限規制や休息时间（インターバル）規制の導入等について検討を進め、男性中心型の労働慣行を大胆に見直すことにより、長時間労働を是正します。短時間勤務やフレックスタイム、テレワーク、勤務地等限定など多様な正社員制度の推進等により、多様で柔軟な働き方を実現します。一定の就業時間内での成果や時間当たり生産性を人事評価で重視する企業の取組を促進します。

「イクメン」、「イクボス」も含め、男性の意識改革と職場風土の改革を進めます。家事や子育てなどは女性が担うべきとする古い意識や風土を改め、家庭は夫婦そろって作り上げるものであり、男性が積極的にかかわることが自然と受け止める社会的気運を高めます。妊娠・出産した従業員やその配偶者が、育児休業取得に対し積極的に理解を示し、働き方を適切に管理するマネジメントを要請します。

各省庁・地方公共団体は率先垂範し、計画の強化や職員の労働時間の開示を進めます。国会においても、質問通告の早期化などに取り組みます。

（結婚・出産育児・子育てを切れ目なく支援します）

女性が十分な情報を得た上で自らが希望するライフプランを実現できるよう連続的な支援を行います。結婚や家族の在り方は個人が自由に選択することですが、国としては人口減少を緩和し次世代に安定した経済社会基盤を引き継げるよう、結婚・妊娠・出産・子育てを支援し、人生設計に必要な研修・教育も重視します。

家事・子育て・介護の事業サービスや地域の支援サービスなど官民の支援を充実させることで、男女ともに、長い職業人生の様々な局面での家族のニーズへの対応と仕事との両立を可能にします。

1兆円超程度の財源を確保し、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子育て支援の量的拡充及び質の向上を図ります。

病児・病後児保育の充実や多子世帯支援の強化、定年退職した看護師など高齢者世代による子育て等支援を進めます。育児休業明けの保育支援など、保育所低年齢枠の拡充も推進します。

仕事と介護の両立支援や介護離職への対応を充実させます。

（女性活躍のための税・社会保障制度を整えます）

働く女性の多くが非正規雇用である中で、正規雇用への転換を希望する女性については、様々な施策を通じ正規雇用への転換を進めます。同一労働同一賃金の実現により女性の処遇改善やスキルアップを支援します。

配偶者控除や第三号被保険者など、女性の活躍促進に大きく関連する税・社会保障制度の在り方について、女性の生き方・働き方の選択に中立的なものとなるように、本格的に見直します。また、子育て・介護に関する支援に係る税制・社会保障制度等についても検討します。

家族の絆を保つとともに、女性の社会的活動の円滑化にも資するため、旧姓の幅広い使用を認める取組を進めます。まずは、マイナンバーカードにおいて旧姓が使用できるよう改めます。

（教育におけるエンパワーメントと「リケジョ」を支援します）

女子中高生に対する理数科教育を強化し、理数系

への関心と学力を高めるとともに、本人はもとより保護者・教師に対しロールモデルや多様なキャリアの可能性に関する情報提供を充実します。女性研究者のライフイベントに配慮した、研究資金、雇用形態、人事制度等の柔軟な運用を進めます。出産・子育てと学業や研究の両立が図られるよう、「全ての大学に保育所を」を目標に、更なる保育施設の整備を進めます。子育て等で離職した女性の学び直し、再就職、キャリアアップによる再チャレンジを支援します。

（女性の健康についてきめ細かな施策を進めます）

「女性の健康の包括的支援に関する法律」の成立を目指します。特定不妊治療費の助成、周産期医療情報ネットワークの拡充、産科医・小児科医の負担軽減策の充実など、過疎地を含め妊娠・出産環境を整備します。

107 女性消防吏員や女性消防団員等の増加などの活躍推進

女性の参画が十分に進んでいない消防の分野において、仕事と家庭の両立支援等による女性が働きやすい環境の整備や、業務の魅力に関するPRを行うことなどにより、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合を今後10年で倍増（平成38年度当初までに5.0%）させるなど、女性の活躍推進に取り組みます。

また消防団について、充実強化大会の開催等により、意識啓発を実施することと併せ、女性団員等の加入を促進し、女性が活躍する場と機会を広げます。

108 若者の就職応援

技能・技術、実践的知識を身につける職業教育・キャリア教育の強化、長期も含めたインターンシップの拡充や質の向上等の環境整備を実施します。

地方創生

109 『地方の自主的取組みを進める政策』の実行（地方創生推進交付金での支援）

アベノミクスの実現に向けて、地方創生の取組みを強力に推し進めます。

今、それぞれの地方公共団体において、地方版総合戦略に基づき、自分たちの未来を、自分たちの創意工夫で切り拓く、意欲的なチャレンジが始まります。地方公共団体のこれらの意欲的な取組みを平成28年度当初予算に新たに計上した自由度の高い「地方創生推進交付金」で積極的に支援します。

また、地方創生は一朝一夕では実現しない、息の長い取組みです。平成29年度以降もこの交付金を活用し、地方公共団体のチャレンジを、安定的・継続的に支援していきます。

（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用）

企業が創業地などの地方創生プロジェクトを応援することを促進するとともに、地方公共団体が企業に地方創生の取組みをアピールするために政策面で競い合うことを促進することにより、地方創生の取組みを加速化するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の積極的な活用を図ります。

（東京圏と地方の格差是正）

すべての地域を大切に作る基本姿勢の下、産業、生活、移動の基盤が不十分で、格差がある地域についての環境整備等を、震災復興の加速化、国土強靱化の促進などの取組とより一層連携して進めます。

（岩盤規制改革「第2ステージ」へ）

国家戦略特区は、制度の創設から2年あまりで、都市再生・まちづくり、医療、雇用、農業等の分野における岩盤規制改革全般について突破口を開いてきました。平成29年度末までの2年間で「集中改革強化期間」として、残された「岩盤規制」の改革などを断行し、規制改革による地方創生を推進します。熱意ある自治体や事業者からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディに対応し、全国的措置も含め1つ1つの具体的事業を実現するとともに、そのために必要であれば、新たな区域を指定していきます。

また、これまで指定した区域での改革の成果を評価し、更なる改革の取組みに繋げていきます。

110 『地方に「しごと」と「ひと」を呼び込む政策』の実行

（女性が輝く社会の構築）

すべての女性が働き方、生き方など自分の希望を実現し、個性と能力を十分に発揮できる「すべての女性が輝く社会」の実現を目指します。このため、女性の職業生活における活躍を推進するための法律に基づき、地域において、家事・子育てなどの経験を活かした再就職支援、正社員への転換の促進など働く女性の処遇改善、女性の参画が少ない分野での就業支援などを強力に進めます。

（人口減少の克服）

切れ目のない妊娠・出産・子育て支援の強化、待機児童解消の加速化、男性の家事・子育てへの参画促進など総合的な少子化対策に取り組み、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現させます。

（地域アプローチの推進）

少子化の状況やその背景にある「働き方」の実態は地域によって異なっているため、それぞれの特性に応じた地方の取組を主力とする「地域アプローチ」を推進し、地域の実情に応じた「働き方改革」を支援します。

（人材が還流するシステムの構築）

地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進するため、地域イノベーション創出のための研究機関等の移転を着実に進めるとともに、社会実験も実施しながら文化庁を始めとする中央省庁など政府関係機関の地方移転を推進します。また、企業の地方への移転や地方への人材還流システムを構築します。また、地方への移住を促進するため、就労・居住・生活支援に係るワンストップの情報提供システムや相談支援窓口を充実させるとともに、地方活性化に貢献したい志を持つ若者を地方につなぐ「地域おこし協力隊」の拡充・体制強化を図ります。

（「生涯活躍のまち」の推進）

中高年齢者が希望に応じて地方やまちなかに移

り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療・介護を受けることができる地域づくりを進めます。

（地方における魅力あるしごとの創出）

地方において魅力ある職場を生み出すため、地域の産業の生産性向上や新たな事業創出の促進、既存の地域資源の活用を支援します。このため、「地域しごと創生会議」における検討を踏まえ、「地域の技の国際化（ローカルイノベーション）」、「地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）」、「地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）」などを通じ、ローカル・アベノミクスの地方への推進を図ります。

（地方大学の活性化等による地元進学・地元雇用の拡大、地域に貢献する人材育成）

地方大学への進学等を促進する奨学金の活用や、地方大学が、それぞれの特色・強みを活かした地（知）の拠点として、地方公共団体や地域の企業や民間団体等と協働することにより地域が求める人材を育成します。また、自分の住む地域に誇りと愛着を持つことを促進する教育を強化するとともに、大学や高等専門学校、専修学校、高等学校における地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材や、地域に貢献する人材を育成します。

111 『地域の特性に即して地域課題を解決する政策』の実行

（魅力ある地方都市の形成）

地方都市において、健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保していきます。このため、コンパクト＋ネットワークでまちづくりを進め、都市機能の強化と公共交通網の再構築などによるネットワーク形成で、魅力ある経済・生活圏を形成します。

（農村漁村の維持）

将来にわたって農山漁村の生活を維持し、安心な暮らしを守ります。このため、小さな拠点を整備し、生活に必要なサービス機能（医療、介護、商業、物流等）を維持し、地域運営組織（住民が主体となつ

て地域の維持、生活サービスの提供を行う組織）を支援します。

1 1 2 地域の貴重な公共空間である川の利活用の推進

全国各地を流れる川にはその地域特有の自然があり、歴史があり、そこに集う人々の心を安らげ、豊かにする魅力があります。地域の貴重な公共空間である川の価値を更に活かすことで、その地域はもっと生き生きと元気になる可能性があります。川を地域の宝として、水辺空間を賢く使い、水辺から地域を元気にする市町村や住民、民間企業の取組を支援します。

1 1 3 地方税財政の充実

地方財政の厳しい状況に鑑み、地方一般財源の充実・強化を図ります。その際、税制抜本改革及び法人税改革の一環として、税収が安定的で税源の偏在性の小さい地方税体系の構築を目指し、地方消費税の引上げや地方法人課税の偏在是正を行うとともに、引き続き、地方交付税の法定率の見直し、法人事業税等の地方法人課税のあり方の見直しなどを検討します。また、地方創生を進めるための地方財源の確保も重要であることから、ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度の積極的な活用を図っていきます。

1 1 4 大都市制度等の検討

指定都市の役割を踏まえた地方活性化策を実施するとともに、多様な大都市制度の活用を推進します。

1 1 5 小規模町村への支援

人口の減少が続く中山間地の小規模基礎自治体においては、人口減少に歯止めをかける過疎対策などを充実させ、支援のための新たな仕組みについて議論を進めます。

中小企業・小規模事業者

1 1 6 『中小企業基本法』の改正と『小規模企業基本法』の制定

『中小企業基本法』の定める線引きにより、各種

施策の対象外となったり、逆に規模拡大の壁となる等、法制度が産業構造の変化に対応できていませんでした。そのため、平成25年に『中小企業基本法』を一部改正し、小規模企業の基本理念や施策の方針を明確化するとともに、海外展開の推進等、中小企業施策として今日的に重要な事項を新たに規定し、意義ある第一歩を踏み出しました。

改正された『中小企業基本法』に基づいて、企業の成長段階に応じて伸びる力のある企業が成長にメリットを感じ、伸びようとするベンチャーを含めた中小・小規模企業や分野に資金・人材が集まりやすくなります。

また、地域経済の担い手である小規模企業は、資金繰り、海外展開、新規開業など様々な面で弱い立場に置かれていることから、小規模企業などに特化した支援が着実に実行されるよう『小規模企業基本法』を制定し、これに基づき、小規模事業者の方々が次の一歩を踏み出す“羅針盤”となる小規模企業振興基本計画を平成26年に閣議決定しました。

今後、小規模企業振興基本計画に基づいて、小規模企業振興基本法の精神を具体化し、小規模企業振興施策を着実に実行してまいります。その際、人口減少により、地域の経済と雇用を支えている小規模事業者の減少も予想されることから、計画に基づいた目標についてPDCAを確実に行うことにより、施策の実効性を高めてまいります。

特に、買い物弱者対策や海外展開を含め商圈を広げようとする小規模企業の販路開拓を幅広く支援する小規模事業者持続化補助金をはじめ、展示会・商談会の実施支援や地域共同販売拠点の整備支援など、地域経済の担い手である小規模企業に対して充実した支援策を講じてまいります。

さらに、将来の中小企業・小規模事業者にとって、付加価値を創造できる分野は何かを探求し続けることが必要です、そして、それらを定量的に捉える努力を続け、政策基礎として活用することを検討してまいります。

1 1 7 中小企業・小規模事業者の生産性向上

全就業者数の7割、付加価値の5割強を占める中小企業・小規模事業者の経営力の強化と生産性の向

上が不可欠です。しかし、わが国の労働生産性は世界で 21 位に留まり、日米間で産業毎に比較した場合、サービス産業を中心に生産性が低くなっています。中小企業・小規模事業者の生産性は大企業の半分以上であり、近年さらに格差は拡大しています。

また、「一億総活躍国民会議」において推進している賃上げのための原資を確保するためには、同様に生産性向上が必要です。

こうした状況を踏まえ、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し（中小企業等経営強化法）、中小企業・小規模事業者の経営力の強化と生産性の向上を支援する体制を抜本的に強化します。

改正法は、「経営力向上計画」を新設し、IT の導入、財務内容の分析等により、本業を中心とする生産性向上を目指し、業種毎に生産性を高める手法を記載した事業分野別指針を策定します。この指針に沿った取組を行う中小企業・小規模事業者に対し、固定資産税の軽減措置を含む、金融や税制で支援を行います。自ら計画を作るのが難しい場合もあると考えられることから、商工会・商工会議所や金融機関、税理士、中小企業診断士等の支援機関が、経営状況の分析や計画の策定・実施を直接支援できる仕組みをつくります。また、中小企業・小規模事業者を支える支援機関の掘り起しも進めていきます

なお、計画の対象者を中小企業者に加えて、地域経済の担い手である中堅企業も対象として、充実した支援を推進します。

1 1 8 ITを活用した経営力の向上

IoT の技術革新の波は、地域のものづくりを担う中小企業・小規模事業者だけでなく、サービスを提供する中小企業・小規模事業者にも確実に押し寄せます。こうした変化について、早い段階から対応していくことが必要であり、まずは、官民の協議会等を設立し、中小企業・小規模事業者の意識改革を図るなど、IT 活用のための環境整備を図ります。また、中小企業・小規模事業者の IT 化における最大のボトルネックは IT リテラシーの不足であることから、中小企業・小規模事業者の IT 戦略を構築する人材の育成や派遣を行っていきます。さらに、

中核企業を中心とした地域企業群が IT やデジタル製造技術等を駆使することにより、少量多品種・高品質・高効率な新たな生産工程等を構築する先導的な取組みや、サービス業におけるビッグデータを用いた顧客ごとのきめ細かく高度なサービスの提供などの取組みを支援します。

1 1 9 地域を挙げた需要の掘り起こし

平成 27 年の中小企業需要創生法の制定に伴い、創業間もない中小企業・小規模事業者の官公需への参入や地域産業資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を促進し、地域を挙げて中小企業・小規模事業者の商品・サービスへの需要を掘り起こします。

1 2 0 新地方成長モデルの確立

地域がそれぞれの特色を持って経済成長を遂げることが日本全体の経済底上げにつながります。そのため、国（地方支分部局）、都道府県、市区町村が連携した体制整備を図り、地方自治体レベルでそれぞれ総合戦略を打ち立て、それに基づいて地域で新たな産業を創出し、雇用の拡大につながる新しい地方成長モデルを確立します。

時代のトレンド（グローバル、ICT、長寿、環境等）を取り込むため、都道府県で産学官の協議会を立ち上げ、決定された事業分野については、当面 5 年間は人材招致等を含め国が支援を行います。

また、サービス産業の生産性向上によって雇用・所得を拡大し、地域経済を活性化していくため、「サービス産業生産性協議会」を強化・活用し、国民運動として再構築するなどの取組みを進めます。

1 2 1 企業活動を支援し、地域に「雇用」を創出

エネルギー価格や輸入原材料価格の上昇を乗り越えて足もとの景気回復の動きを確実なものとし、経済再生を速やかに実現していくためには、新たなビジネスチャンスを広げ、中小・小規模企業の景気回復への期待を実感に変えることが重要です。

中小企業・小規模事業者の補助金等申請負担の軽減や類似の施策についての統合推進、各経済産業局の地方におけるワンストップ窓口化、よろず支援拠

点及び認定支援機関の活用等、中小企業・小規模事業者施策の普及・使い勝手の向上を図ります。特に中小企業・小規模事業者施策を広く行き届かせるため、中小企業支援ポータルサイトの利便性の向上を図るとともに、効果の検証もあわせて行い、中小企業施策を充実・強化します。また、地域ブロック毎に設置された「地方産業競争力協議会」を活用する等、地方企業の声を政府の政策遂行に反映させる仕組みの制度化を目指します。

地域の活力と独自性、そして「絆」を生む取組みを進めるべく、よろず支援拠点、税理士や地域金融機関などの認定支援機関、産業コーディネーター、ビジネスコンサルタントといった支援人材の積極的な活用を図ります。また、地域の資金を地域に還元するとの地域金融機関の基本的使命を踏まえ、地域の活性化を支援するとともに、地域密着型金融に主体的かつ積極的に取り組むよう促します。

また、地域の産業や企業の成長と生産性の向上に貢献するとの役割が期待されている地域金融機関に対して、地域の企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資・本業支援等に主体的かつ積極的に取り組むよう促します。

また、国及び国の出先機関、地方公共団体が公共事業の発注や物品及びサービスの調達等を行う際には、規模を工夫するなど地元の中小企業の受注機会に最大限の配慮を求めるとともに、価格だけではなく「品質」に重点を置く契約の適正化を図ります。さらに、近年進出が著しい大規模小売事業者についても、地域からの購入と地場産品の後押しを定着させます。

1 2 2 中小企業金融の充実と地域金融の機能強化

デフレ脱却等に向け取組を進める中小企業・小規模企業の資金繰りや新たな事業展開等を支援するため、政府系金融機関によるセーフティネット機能や成長リスクマネー供給を着実に発揮します。また、中小・小規模企業の資金繰りに悪影響を及ぼさないよう配慮しつつ、信用補完制度が真に中小企業・小規模企業の発展を支える制度となるよう見直しを行います。加えて、東日本大震災からの復興に取り

組む中小・小規模企業に対して引き続き資金繰り支援に取り組めます。

また、『中小企業金融円滑化法』の終了を機に、地域金融機関は、これまで以上に、中小企業・小規模事業者を応援する外部専門家や外部機関、信用保証協会等と連携して、中小企業・小規模事業者の創業・新事業展開、成長、事業展開、事業再生等のライフステージに応じたリスクマネーの供給やコンサルティング機能の発揮に積極的に取り組むことが重要です。このため、地域金融機関による地域密着型金融の取組みを促すとともに、株式会社地域経済活性化支援機構の機能の活用促進を図ります。

あわせて、地域金融機関による自発的な取組みを促進するため、地域金融機関が自らの取組み状況を地域の利用者に対して具体的に分かりやすく情報発信するよう促します。

1 2 3 個人保証に依存しない中小企業金融の促進

A B L等の個人保証の代替手法の充実を図るとともに、法人と個人の資産分離が図られている等の一定の条件を満たす場合には経営者保証を求めないことを検討すること、中小企業・小規模事業者に対して、個人保証がなくとも融資が受けられる金融の枠組みをつくること及び、早期事業再生着手へのインセンティブ付与を目的として保証債務履行時に保証人に一定の資産を残すこと等を内容とする「経営者保証に関するガイドライン」が、平成 26 年 2 月 1 日から適用開始されており、本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくよう、積極的な活用を促します。

あわせて、金融機関による本ガイドラインの活用状況等について、説明責任が果たされるよう、金融機関による創意工夫ある開示を促します。

1 2 4 公平・公正な取引環境の実現

頑張る中小企業・小規模事業者が、大企業との取引において、不当な発注・値引き、契約を余儀なくされることのないよう、公平・公正な取引環境を実現します。

消費税の円滑かつ適正な転嫁については、引き続き万全な対応を進めます。平成 24 年の三党協議以

来、わが党が実効性のある対策を取るべきと主張してきたところであり、『下請法』の適用対象となっていない大規模小売店と納入業者の間の取引など流通の分野も含め、力のある事業者による実質的な値引き強制等が行われないよう、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進し、力の強い事業者による「下請けいじめ」から中小事業者を守ります。

加えて、消費税の転嫁を阻害する表示の禁止や総額表示義務の特例措置（期間を限定した税抜価格表示等の容認）、転嫁カルテルや表示カルテルの容認等、中小・小規模事業者の事務負担に配慮しつつ、価格転嫁をしやすくします。

また、『下請代金支払遅延等防止法』の厳正な運用、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の周知徹底や「下請かけこみ寺」等の対応を通じ下請取引の適正化や取引条件の改善を推進します。

一方、大型店による地元小売業への影響（不当廉売や優越的地位の濫用）に鑑み、適正なガイドラインの運用を行います。

1 2 5 中小企業・小規模事業者における技術開発及び「売れる商品」開発の支援

技術の進歩なくして企業の発展はありません。一方、中小企業・小規模事業者単独での研究開発は、人材や資金面においても経営に大きな負担をかけてしまいます。そのため、中小企業・小規模事業者の利便性を確保しつつ、ものづくりに加え、サービス革新を支援する補助金の予算を確保するとともに、地域における中小企業・小規模事業者の支援ネットワークの形成を促進し、県などが持っている研究所や地域にある大学が中小企業・小規模事業者と連携、研究・開発ができる体制整備を支援します。

中小企業・小規模事業者が大きく羽ばたくには、「売れる商品」と「商品が売れる」ことが不可欠です。「売れる商品」を開発するには、「アイデア」とそれを生み出す「人材」は言うまでもなく、「売れる！」という「目利き」ができる人が必要です。したがって、中小・小規模事業者に対するコンサルタントの機能強化を図り「売れる商品」を発掘できる人材と「売りたい側」がマッチングできる環境を整備することで、商品開発と販路拡大の好循環を構築します。

1 2 6 地域から「日本全国」、「世界」への販促強化・支援

「売れそうなモノ」から消費者が求める「売れるモノ」の発掘・開発にチャレンジする地元企業や生産者等を官民あげて後押しし、各々の地域で全国的な販路拡大を促進するとともに、それが世界的な販路拡大につながるように応援します。具体的には、地理的な側面を背景とした域外・海外からのビジネス・チャレンジに柔軟に対応できるよう、規制等の壁を除去します。それらに加え、地方から日本全国へ、日本全国から世界へと販路を飛躍させることを後押しするため、ワールドワイドなB to C、B to B マッチングサイトなどのICT技術の活用による実務のサポートや金融支援、販路・拠点等の早期整備を行います。

地域資源の発掘から試作品開発、商品化、販売までの一貫した支援体制により、国内市場に留まらず、経済発展著しいアジアの需要を取り込むような、生産性の高い高付加価値な地域のビジネスを確立します。

1 2 7 中小企業・小規模事業者の活性化、地域経済の発展につながる人材の育成・確保

地域経済の発展には、中小企業・小規模事業者の発展は不可欠です。一方、中小企業・小規模事業者の発展には、新しい製品や商品を開発し、さらに、その製品・商品を国内外に売り込んでいく環境を整備しなければなりません。特に、これらの研究開発や、個々の中小企業・小規模事業者が持っている知恵・経験・技術といったセールスポイントと消費者等のニーズとの結節点となる「コンサル」、商品売り出す「セールス」を行う優秀な人材が重要であり、その育成・確保が企業経営の運命を担っていると言っても過言ではありません。

我々は、認定支援機関などの研修事業を強化するとともに、中小企業大学校の研修内容を見直して専門的な経営課題に対応できる優秀な人材の育成に対する研修を強化し、新分野進出や海外展開、経営改善計画の策定等の専門的な能力を向上させます。また、地域経済を支える建設業・運輸業・造船業等の経営基盤の強化と、それを支える人材の確保・育成を推進します。

1 2 8 地方大学等と地域産業とのマッチング強化

地方大学や地域の工業高校等で学んだ卒業生を地元発のオリジナル人材として地域でその能力を十二分に発揮できるよう、商工会議所・商工会等の組織機能強化に向けた抜本的な対策を講じ、「地域のヒトは地域で育てる」体制を早急に整備します。これにより、学生・企業・地域の三者が共にWIN—WINの関係となれるよう、産学官民が連携して中小企業・小規模事業者向け新卒者支援制度等を活用した支援を行い、高度な専門人材と地域産業とのマッチングを強化します。同時に、地元からの投資を促進させることで地方の研究機関と地元企業による技術革新や研究開発等の支援を強化し、地域独自で培った技術やノウハウを地域に還元できるサイクル作りを進めます。

1 2 9 コンパクトなまちづくりと商店街の活性化

「買い物弱者」問題等を背景に、地域住民から商店街に寄せられる「地域コミュニティの担い手」としての期待はこれまで以上に高まっています。駅前や中心市街地等の賑わいを取り戻すことによって、地域経済の再生だけでなく、高齢化社会が進展する中で高齢者の方々にとって安心して生活できる地域のつながりが実感できる商店街の活性化、コンパクトなまちづくり等を目指します。

経営指導や商店街での起業・新業態開発に向けた研修等、エンジェル税制の利用やまちづくり会社の活用による空き店舗・未利用地の有効利用、商店街の再生や中心市街地の活性化の加速化・強化に向けた意欲的な取組みに対するソフト・ハード両面での支援を行います。特に、引き続き、地域の商店街の振興のための補助金の確保を目指します。

また、商店街の支援体制を見直しつつ、高齢化や安全安心、環境等の社会課題へ配慮したまちづくり（コンパクトシティ）、及びこれと一体となった“身近で快適な”商店街づくりを地域の実情に即しつつ進めます。

1 3 0 中心市街地の活性化

地域が元気になるためには、地域経済の要である中心市街地の活性化が不可欠です。様々な人や業種

が交錯し、「まちの顔」である中心市街地を、地域の魅力を世界に向けて発信する拠点として再生しつつ、本格的な少子高齢化の中で生活者にとって必要な機能が集積する利便性の高い空間として再整備します。

地域のやる気を引き出しつつ、中心市街地への民間投資を喚起するため、税制等を通じた土地・空き店舗の利活用の推進、まちづくり会社への法的位置づけの付与等による運営基盤の強化、市町村の区域を越えた広域的な調整の推進、大型店等の活力をまちの活性化に活かす新たな協力関係の構築等を行うほか、小さなまちにおいても身の丈に合った活性化の取組みを行えるようにすることで、中心市街地活性化の裾野を大きく広げます。

地域の活性化

1 3 1 地域コミュニティの再生

地域の「きずな」を再生するため、町内会や自治会など地域に根ざした活動を行う団体等を支援します。

地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組みを持続的に実践する組織である「地域運営組織」の形成及び持続的な運営を支援します。各集落、小学校校区単位のコミュニティ活動や自治会またNPOなどの身近な団体活動を支援する『コミュニティ活動基本法』を制定し、地域内の活性化を図ります。

さらに、個性豊かで誇りある地域づくりに向けて、民間アドバイザー派遣等の人材支援を推進するとともに、地域の人材力の向上を支援します。

1 3 2 過疎地域対策の充実

わが党の主導により、『過疎地域自立促進特別措置法』が大幅に拡充強化されました。過疎地域の方々から要望が大きかったソフト事業への過疎債の活用を盛り込み、医師確保やコミュニティバスの活用など過疎地の実情に即した対策ができるようにしたことに加え、ハード事業への過疎債の活用についても、対象施設を追加しました。

過疎地域において、基幹集落を中心としたネット

ワーク化を推進し、日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住できる環境を整備して、地域の活性化を図るとともに、日常生活を支える持続的な宅配物流ネットワークの構築などへの支援も含め、今後とも過疎対策の充実強化に全力を尽くします。

また、平成 27 年国勢調査の確定値に基づく過疎団体の指定のあり方について、早急に検討を進めます。

1 3 3 「移住・交流情報ガーデン」「全国移住ナビ」の充実

地域の活性化のためには、東京一極集中に歯止めをかけ、地方への新しい人の流れを創り出すことが喫緊の課題です。地方への移住・交流を推進するため設置した居住・就労・生活支援などの情報提供や相談についてワンストップで対応する「移住・交流情報ガーデン」について、連続セミナーの開催等情報提供の充実を図ります。また、総合的な情報提供を行うため、地方自治体や関係府省が連携した、全国のしごとや住まいなどの移住関連情報を一元的に集約したポータルサイト「全国移住ナビ」のさらなる充実を図ります。

1 3 4 「地域おこし協力隊」の拡充

都市から地方への定住・定着を図り、地域の活性化に大きな役割を果たしている「地域おこし協力隊」の大幅な拡充を図ります。

そのため、新規隊員の掘り起こし、自治体の受入態勢の充実、隊員や自治体からの相談窓口の設置、任期終了後の起業支援等に取り組むことにより、隊員の募集から任期終了後の定住・定着まで一貫した支援を行ってまいります。

1 3 5 地方創生の実現に向けた ICT の利活用推進

これからの地方創生には、あらゆるものの基盤であり、イノベーションの源泉である ICT の一層の活用が不可欠です。農業（鳥獣被害対策等）、教育、医療、行政等の分野で ICT を活用した街づくりに取り組む自治体や事業者等を支援するとともに、地方へのしごとや人の流れを生み出す「ふるさとテレワーク」や、観光・防災・教育拠点等における公衆

無線 LAN 環境の整備を推進することにより、地方居住、地域の生産性向上、雇用の拡大等を促進します。

1 3 6 地域の魅力の情報発信

わが国の各地域の魅力を広く情報発信し地方創生などに資するため、ビジットジャパンやクールジャパンはもとより、地域の活性化等を目的とした地方独自の放送コンテンツを製作し海外に継続的に発信する取組みを推進するほか、地域のコンテンツを日本全国および世界に向け多様なメディアを通じ発信するため、放送と通信の連携技術の活用に係る技術的課題等の解決に取り組めます。番組ロケ地を巡る聖地巡礼など、海外旅行者のニーズをビッグデータ解析等によりの確に捉え、クールジャパン施策や放送コンテンツと連携した地域活性化施策の展開を図ります。

このほか、NHKのテレビ国際放送の充実強化を図るため、多言語化実現に向けた実証や認知度向上に向けたプロモーション活動を推進します。

1 3 7 地域の ICT 基盤整備の推進

国・地方・企業・個人それぞれが、全ての地域で ICT の恩恵を受けられるよう、情報通信基盤・事業環境を整備し、「社会全体の ICT 化」を進めます。

過疎地・離島等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤や携帯電話等エリア整備、災害情報等国民生活に密着した情報の提供に不可欠な放送ネットワークの整備等を推進します。あわせて、モバイルによる新事業創出と利用拡大を目指し、モバイル利用環境の整備を推進します。

1 3 8 郵政事業のさらなる発展、ユニバーサルサービスの確保、地域住民への利便性の向上

国民共有の財産である郵政事業は、日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の三社株式の同時上場を果たすとともに、25 年ぶりのゆうちょ銀行及び 30 年ぶりのかんぽ生命の限度額引き上げなど、さらなる事業発展の段階を迎えています。

経済社会基盤としての郵便局網を活かして、自治体、金融機関及び地域産業等との協調・連携を促進

し、地域における資金循環の円滑化により、地域の活性化と創生に取り組みます。

また、国際物流への進出やアジアの国々に対する協力や連携などによって、日本型郵便インフラシステムの国際展開を支援します。

さらにユニバーサルサービスを確保し、地域住民の利便性の向上を図るため、新規事業による収益源の多様化及び強化を図るとともに、最も住民に身近な金融機関であるゆうちょ銀行の限度額については、早期のさらなる引き上げを目指します。

1 3 9 ローカルアベノミクスの推進と地域密着型企业への支援

産（事業者）・学（大学等）・金（地域金融機関）・官（自治体）の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企业を10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進します。具体的には、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む、民間事業者の初期投資費用に対して、地方自治体が助成する場合に、地域経済循環創造事業交付金を交付すること等による支援を行います。

エネルギーの地産地消により、自立的で持続可能な災害に強い地域分散型のエネルギーシステムを構築、地域経済の好循環を創出し、林業の振興等を含め、広く地域の雇用を創出する、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進します。バイオマス等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるため、「マスタープラン（地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画）」の策定を推進するとともに、関係省庁の横串での連携により、地域での事業化を促進します。

1 4 0 地域経済のグローバル好循環の拡大

自治体が核となって、地方の中堅・中小企業がオープンな世界に踏み出すチャンスを広げるため、「地域経済グローバル循環創造事業」を推進します。ジェトロ・中小企業基盤整備機構等と連携した、地域産品の海外への販路開拓や地域への企業誘致等に係る情報を一元的に集約する「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」の充実を図るため、ポ

ータルサイトの多言語化を行うとともに、民間事業者と連携した、地域産品や食の魅力を高めるための取組みを推進します。

1 4 1 地域基幹産業である海事産業のイノベーションの推進

わが国海事産業が、地域の基幹産業として高い国際競争力を維持していくため、I o T/ビッグデータといった情報技術を活用して船舶の開発から建造、運航に至る海事産業全体の飛躍的な生産性向上を図り、造船業の発展による地方創生とわが国のGDPの向上に貢献する取組みを推進していきます。

1 4 2 地域の建設産業の健全な発展と企業の利潤確保・労働者の処遇改善

地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で活躍する建設企業が安心して若者を雇用できるよう、建設事業の将来の見通しを持てる環境整備を図ります。

そして、将来の建設業を担う若い世代が安心して入職できる建設業を目指し、賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、女性も活躍できる環境整備などを進めます。特に、現場で働く建設労働者、職人の処遇を改善するため、建設労働市場の実勢を反映し、平成25年度から4度にわたり引き上げられた公共工事設計労務単価の上昇分が、下請も含めた技能労働者にも確実に行き渡るよう、引き続き、公共工事現場における適切な賃金水準の確保に取り組めます。

わが党が中心となって実現した公共工品質確保法の改正など、いわゆる「担い手3法の改正」の趣旨を公共工事の発注の現場で徹底し、災害対応や冬期の除雪作業など地域において公益的役割を果たす建設企業を応援します。例えば、予定価格の適正な設定、ダンピング対策の強化、施工時期の平準化、地域の建設企業が安定的に受注できる入札契約方式の活用促進など、国や地方公共団体などにおける入札契約制度の運用改善を進めます。

1 4 3 地方の良質な建設産業を守り「未来への投資」を実施

地方の建設産業の持続可能な経営を支援するため、建設産業の資金調達の円滑化、連鎖倒産の防止

に取り組むとともに、経営上の課題解決を支援しつつ、担い手確保・育成や生産性向上のための取組みを重点支援し、建設産業の経営上の課題解決に向けた取組みを支援するとともに、地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする企業の取組みを促進し地域の発展と安全を支える良質な建設産業を守り、将来のために必要な成長基盤や安全・安心基盤である社会資本の前倒し整備を進め、地域の特色を最大限に活かす国土の均衡ある発展を目指します。

さらにPPP／PFIを積極的に推進し、公共分野における民間の力をさらに活用し、地域の活性化を進めます。そのため、官民の連携により社会資本の整備・運営・更新を行うための基本法を制定します。また、空港、水道、下水道、道路のコンセッション（民間による運営）事業を中心として、取組みを加速化し、地域における民間事業者の事業機会の創出や効率的な社会資本の運営、サービスの向上を図ります。

海外プロジェクトの推進、建設産業の海外展開の促進のため、トップセールスや海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）等を活用し、わが国の優れた土木・建築技術、交通システム、都市インフラ、水ビジネス、防災技術等の海外展開を図り、世界に貢献します。インフラ海外展開に資する中堅・中小企業の海外展開支援策を強化します。

1 4 4 日本の優れた下水道技術の海外進出への支援強化

世界の水ビジネス市場は更なる拡大が見込まれています。日本の強みである優れた下水道技術を最大限活かし、力強い経済成長につなげていくため、下水道分野におけるインフラシステムの輸出を政府一体となって推進します。

日本の「質の高い」下水道技術が相手国に導入されやすくなるよう、日本の技術を相手国の基準として組み入れを図るとともに、新たに相手国内における実験プラントの設置を支援し、技術の「見える化」を推進します。

また、日本の技術を理解し、活用できる相手国人材の育成に加え、下水道技術の海外進出にあたって

重要な役割を担う地方公共団体の人材育成を促進します。

さらに、トップセールス、覚書締結、相手国政府への政策的助言等、政府間の取組みをより一層強化するとともに、在外公館などを通じて日本企業の相談や支援要請に積極的に応じ、必要な助言やトラブル解決のための働きかけを相手国政府等に対して行うなど、企業のビジネス活動を積極的に支援します。

1 4 5 バリアフリー化施策の総合的な推進

高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるとともに 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な運営等を見据えて、空港から競技施設を結ぶ連続的なエリアのバリアフリー化や、分かりやすい案内情報の提供等、先進的な取組を推進します。また、『バリアフリー法』等に基づき、国、地域及び関係者が一体となって、公共交通機関や建築物、道路等のバリアフリー化施策や支援策を総合的に推進します。そのため、とりわけ鉄道駅等の旅客施設の段差解消やホームドア等の導入及び車両の整備、駅を中心とした周辺的生活関連施設を結ぶ道路のバリアフリー化、公園等の障害者用トイレの確保等、様々な障害特性に配慮したバリアフリー施設の整備を大都市から地方部に至るまで着実に推進します。

また、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づく事業実施への支援策を推進します。バリアフリー化への国民の理解・協力を深める「心のバリアフリー」についても、様々な個性を尊重し、小中学校等の教育現場との連携等を推進します。

高齢者、障害者等への情報、ICT機器・サービスの提供について、テレビの外国語放送の吹き替えや解説放送の充実、ニュース速報や緊急災害速報に字幕、音声等を付加することや高齢者・障害者にやさしいICT機器・サービスを提供することにより情報アクセスに対するバリアフリー化を推進します。

1 4 6 住宅の資産価値を高め、ライフステージに応じた住まい方と集約化されたまちづくりを推進

内需拡大の柱であり、あらゆる産業に経済波及効

果のある住宅を重要な国富として位置づけ、総合的な住宅税制・融資等支援制度、規制緩和等を通じ、住宅を資産として残せる「ストック社会」を実現します。高齢者が保有する資産を現役世代に移転し、財政の負担を伴うことなく住宅取得の促進を図り、内需の柱である住宅需要の喚起を図ります。

また、負担力の低い若年者を含めたライフステージの各段階や多様な働き方・暮らし方に応じたゆとりある住環境を獲得できるよう、高齢者の資産の活用等により住宅を取得しやすくなる施策の実施、長期優良住宅（200 年住宅等）の供給、既存ストックの長寿命化や資産価値の維持増大に向けた耐震・省エネ・バリアフリー化などのリフォームの普及促進、住宅団地へのエレベーターの設置の推進、空き家の活用・除却の推進、インスペクションや住宅瑕疵保険等を活用した住宅の品質確保などによる中古住宅流通のための市場環境整備を進めます。エネルギーの効率化やCO₂の削減を図る省エネ性の高い住宅の普及に努めます。住宅金融支援機構の金利引き下げ等により、良質な住宅の取得や住宅投資の活性化を図ります。高齢化の著しい大都市周辺部で、居住機能の集約化とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、大規模団地等の地域居住機能を再生する取組みを進めるなど、少子・高齢社会に対応し、子育て世帯や高齢者等が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現できるよう、都市再生を進めつつ、サービス付き高齢者向け住宅の供給、子育て施設やケア施設と住宅の併設・近接を推進するとともに、空き家も活用するなど、安心して生活できる賃貸住宅の供給を推進します。

また、大家族による支え合いを応援するため、二世帯住宅の建設支援や UR 賃貸住宅での近居割の拡充など、三世代の同居や近居に対する支援に取り組みます。

少子高齢化が進む中、健康で安心できる持続可能な社会システムの構築に向け、高齢者の住宅ストックの活用・流動化、子育て施設等の生活支援機能の駅等の拠点への集約などコンパクトで医療等の生活機能や公共交通と連携したまちづくり、超小型モビリティの普及推進など次世代型の生活支援、省エ

ネ・創エネ・蓄エネ等まちや建築物におけるエネルギー利用の効率化などを推進します。

また、国産材を活用した良質な木造住宅の供給促進を通して、地域の環境整備や経済の活性化を図るとともに、これを担う中小工務店の技術力向上の支援を行います。

1 4 7 相続登記の促進

空家問題や所有者不明土地問題の解決のため、相続登記に関する国民の負担の軽減や専門家の活用により、次世代の子供たちの未来につなぐ相続登記を促進します。

1 4 8 登記所備付地図整備事業の推進

都市再生及び大規模な災害からの迅速な復旧・復興のため、土地の位置及び区画（筆界）を正確に表した登記所備付地図の整備を推進します。

1 4 9 国土形成計画の推進

急激な人口減少・少子化、異次元の高齢化の進展、巨大災害の切迫等の課題については、国土と地域の構造的な問題として、中長期的な視点を持って、地方の創生、国土強靱化等に取り組むことが必要です。このため、「コンパクト＋ネットワーク」の考え方のもと、地域の個性に磨きをかけ、異なる個性を持った地域の連携によりヒト、モノ、カネ、情報の対流が活発に行われる「対流促進型国土」の形成を目指し、国土形成計画を推進します。

1 5 0 半島・離島・奄美等対策の充実

半島地域については、地域間交流や産業育成等を通じて地域への定住を促進し、半島振興対策を強力に推進します。

離島がわが国及び国民の利益の保護・増進に重要な国家的・国民的役割を担っていることを踏まえ、離島活性化交付金（ソフト事業交付金）の拡充など、離島振興の一層の強化を図ります。

離島航路航空路が本土における国道と同じ役割を果たしていることから、新たに『離島航路航空路整備法』を制定することにより、離島住民の基礎的交通手段（航路・空路）確保のための国の役割を明

確にし、人流・物流面での格差是正を実現します。

また、高校のない島から本土や他の島の高校に進学せざるを得ない場合の居住費・通学費の修学支援、医療従事者確保及び妊産婦支援などの離島医療対策、離島における介護提供体制の整備、離島の車検に係る負担の軽減、漂流・漂着ゴミ対策や情報格差の是正などの施策の充実に取り組みます。

さらに、防災対策強化や本土と離島間の石油輸送コストのための支援措置の拡充を講じます。

奄美については、沖縄との調和ある振興策を図りつつ、地域の自主的な施策の推進を支援する交付金の充実を目指します。小笠原については、交通アクセス改善のため、平成 28 年度の就航を目指し代替船の整備を支援します。国境離島が、外洋に面しわが国の領域、排他的経済水域等の保全、国防上重要な役割を果たしていることを踏まえ、港湾・空港の十分な整備等による安全・治安の確保、地域社会の維持のための雇用確保などの支援強化を図ります。

1 5 1 新たな沖縄振興 2 法に基づく“強く自立した沖縄”の実現

一括交付金の拡充・使途弾力化・一部基金化、基地地主の土地譲渡所得の 5,000 万円控除等、平成 24 年にわが党の主張を十分に反映するかたちで修正・成立した『沖縄振興特別措置法』及び『沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法』（跡地利用特措法）の沖縄振興 2 法の下、新たな振興計画が策定され、具体的な施策が実行に移されています。加えて、平成 26 年には『沖縄振興特別措置法』を改正し、経済金融活性化特別地区の創設等、国の支援措置をさらに拡充しました。平成 29 年に適用期限が切れる税制についても、必要な措置を講じます。

振興策の中で目玉とも言える那覇空港の第二滑走路建設については、観光客の受入れや国際物流拠点の形成のために極めて重要な事業であると位置付け、平成 31 年度末の供用開始に向け、着実に事業を進めます。

今後、『沖縄振興特別措置法』に盛り込まれた、アジアと日本を繋ぐハブとしての国際物流拠点産業集積策や観光産業・文化等の振興策等を十分に活用し

ます。

平成 27 年には『跡地利用特措法』を改正し、公共用地の先行取得制度の拡充を行いました。平成 27 年 3 月に返還された西普天間住宅地区の跡地における琉球大学医学部及び同附属病院の移設を含む国際医療拠点構想の具体化に向けた取り組みを始めとする駐留軍用地跡地の迅速かつ効果的な利用を進め、今後とも、沖縄がわが国 21 世紀の成長モデルとなるように“強く自立した沖縄”の実現に取り組みます。

当初の“ベスト・イン・ザ・ワールド”との理念に沿って開学した、沖縄科学技術大学院大学については、卓越した科学技術に関する教育・研究を行うとともに、同大学を核とした知的・産業クラスターの形成を推進します。

また、特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況を踏まえ、県内の市町村において支援員の配置や居場所の運営支援を行い、子供達やその家族を支えます。

農林水産業

1 5 2 生産者の不安を払拭するための施策の推進

T P P 大筋合意を受け、今、日本の農政は「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えています。生産者の持つ可能性と潜在力をいかんなく発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても日本の豊かな食や美しく活力ある地域を引き渡していきます。

関税削減により長期的に国内農林水産業への影響が懸念される中で、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しするとともに、T P P 協定発効以降の経営安定に万全を期すため、経営安定対策の充実等の措置を講じるなど「T P P 関連政策大綱」に基づく各般の対策を着実に実施します。

1 5 3 「農政新時代」～生産者の努力が報われる農林水産施策の展開

夢と希望の持てる農政新時代を創造するために、未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にするとともに、生産者の努力では対応できない分野の

環境を整えます。そのため、以下に示した項目について、本年秋を目途に政策の具体的な内容を詰めていきます。

① 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備

全国に農業経営塾（仮称）を設置します。これにより、地域で営農しながらマーケティング、経営ノウハウ等を学べるようにします。

また、若者の農業分野での定着（年間1万人）を倍増します。このため、若者が農業分野で「就職・就農・起業」できる環境を整えます。また、先人の知恵と科学に基づき、持続可能な土壌・農業基盤を構築します。

② 生産コスト改革の断行（生産資材価格形成の仕組みの見直し、流通・加工の業界構造の確立）

生産コスト改革を断行します。見える化を進めるとともに、生産資材の価格の引き下げと、農業者が安定して有利に仕入れることができる環境をつくります。あわせて、農産物を有利に販売できる流通・加工構造を構築します。

③ 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し

担い手への農地集積の進展等の農業・農村の構造変化を見極めつつ、土地改良事業や土地改良区の現状、ニーズ等について把握、分析した上で、土地改良制度の在り方について検証、検討を行います。

④ 戦略的輸出体制の整備

輸出を新たな稼ぎの柱とします。「2020年輸出額1兆円」目標の前倒し達成とより高い目標設定に向け、総合的輸出戦略を策定し、海外の市場開拓や、検疫・規制の課題解決を進めます。

⑤ 加工食品の原料原産地表示の推進

すべての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地を表示します。そして、国民の日々の選択が、日本の食と農を支える社会をつくります。

⑥ チェックオフ制度の検討

チェックオフ制度の検討を進めます。諸外国のチェックオフ制度を参考に、生産者等が主体的に国産

農林水産物の需要拡大や輸出促進、研究開発に取り組むことを促します。

⑦ 収入保険制度の継続検討

価格低下等による収入減少時のセーフティネットとして、収入保険制度を導入します。

⑧ 飼料用米を推進するための取組方策

閣議決定された食料・農業・農村基本計画で掲げた飼料用米の生産努力目標（平成37年産110万トン）を確実に達成し、飼料用米生産の持続的な拡大が食料自給率の向上と畜産のブランド力強化につながる理想的なサイクルを実現します。

米の直接支払交付金（7,500円/10a）が、平成30年産からの米政策の見直しに合わせ平成29年産までの時限措置となっていることを踏まえ、その財源も活用し、水田フル活用の予算は責任をもって恒久的に確保します。

T P P協定発効後のS B S方式による国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れます。

⑨ 畜産・酪農対策（配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策、肉用牛・酪農の生産基盤の強化）

力強い日本の畜産・酪農を築き上げていきます。肉用牛、酪農などの生産基盤を強化・拡大するため、中小家族経営を含む地域ぐるみの畜産クラスターの構築等により所得向上を図ります。

補填財源の確保及び計画的な借入金返済を促すことにより、配合飼料価格安定制度の安定運営を図ります。

⑩ 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

農業の経営安定対策や体質強化対策とあわせて、農業関連産業等の導入等、農村地域における就業機会拡大を図るための総合的な施策について検討を進めます。

1 5 4 農業・農村の所得の増大に向けた10ヵ年戦略—政策総動員と現場の力で強い農山村づくり

農業・農村は、国民に食料を安定的に供給しつつ、美しく豊かな自然や国土を守り、日本の伝統文化を

育んできたわが国発展の礎であります。我々は、経営規模の大小や主業と兼業の別、年齢による区別なく、地域総参加で地域全体が活力に満ち、産業として成り立つ強い農業・農村を創造します。その為に経済全体の健全な成長を取り込みつつ、10ヵ年戦略を基に農業・農村政策を総動員し、現場の力を最大限に引き出すことで、自給率・自給力の維持向上と、地域や担い手の所得が増大する姿を目指します。

また、「農家が生産する喜びを実感できる」農業・農村を構築し、『食料・農業・農村基本法』に基づいて、食料安保と多面的機能の維持を図ります。

1 5 5 食料自給率・食料自給力の維持向上

食料安全保障の観点から、食料自給率・食料自給力の維持向上に向けて、食料自給力の理念を導入し、地域の自主性と創意工夫の活きる生産振興を図ることで、農地・担い手・技術の育成、確保を図ります。

平成27年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画で示された食料自給力について、優良農地の確保、担い手への農地集積・集約化、担い手の育成・確保等を推進することにより、その維持向上を図ります。また、同計画で定められた平成37年度を目標年次とする食料自給率目標（カロリーベース45%、生産額ベース73%）の達成を目指します。

1 5 6 日本型直接支払い制度の推進

農業・農村の有する国土保全、水源かん養、自然環境保全等の多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」によって法制化された「日本型直接支払い制度」を着実に実施し、水路・農道等の地域資源の管理のための共同活動、中山間地域等の条件不利地における農業生産活動、環境保全効果の高い営農活動等を支援するとともに、担い手への農地集積などの構造改革を後押しします。

1 5 7 中山間地域等の振興

中山間地域等における農業を振興します。平地との格差を埋め、営農継続を支援する中山間地域等直接支払い制度の運用改善など地域政策を着実に実施し、地域全体でコミュニティ機能を維持していき

ます。また、中山間地域等の条件不利地においても、地域の宝を発掘し、磨き上げ、創意工夫を発揮して、付加価値の高い農産物の生産や観光振興、6次産業化等に取り組む意欲ある農業者を積極的に支援します。

さらに、これらの地域政策と産業政策を車の両輪として進めていく上で土台となる水利施設等の生産基盤の整備も積極的に推進することにより、中山間地域の特性を生かした農業と地域の活性化を推進していきます。

1 5 8 担い手の経営発展支援（農地集積・法人化の推進）

担い手の経営発展を支援します。各都道府県に設置された農地中間管理機構（農地集積バンク）をフル稼働させて、2023年までに全農地面積の（現状5割から）8割を担い手に集積・集約化します。

あわせて、機構集積協力金など、農地の出し手に対する予算上の支援の充実・強化を図ります。また、地域の話し合いを通じた、人・農地プランの定期的な見直しにより、将来への経営体を明確化し、農地集積を推進します。

また、農地中間管理事業とあわせて農業農村整備事業を推進します。

法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業などの多様な担い手に対するスーパーL資金等の融資、税制、出資等の支援を強化し、こうした支援等を通じて、経営のレベルアップ等につながる法人化を推進し、2023年までに法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人にします。

さらに、女性経営者の能力を地域農業の発展のために積極的に活用するとともに、人・農地プランの作成・見直しや集落営農を推進します。小規模農家も集落営農への参加により経営の効率化を図るとともに、集落営農の法人化を推進します。また、環境保全型農業の担い手の育成を図ります。

リース方式等による企業の参加を促し、企業の持つ販路や経営ノウハウを活用します。

1 5 9 耕作放棄地対策

耕作放棄地ゼロを目指します。新たな耕作放棄地

発生を予防するとともに、農地として再生利用可能な耕作放棄地のフル活用を図ります。

耕作放棄地の再生利用に当たっては、農地法に基づき、農地中間管理機構を活用します。また、農業者、農地中間管理機構等が行う耕作放棄地の再生作業や土づくり等を支援します。あわせて、生産基盤整備による耕作放棄地発生の予防及び再生利用の推進を図ります。

1 6 0 強い農業の基盤づくり（農業農村整備事業の推進）

コスト低減を図りつつ、農業農村整備事業を着実に推進します。農業農村整備予算を、平成 22 年度的大幅削減前の水準に可及的速やかに復活させることを目指します。農地中間管理機構と連携し、農地の大区画化、汎用化、畑地・樹園地の高機能化を推進するほか、老朽化したため池等の改修等防災・減災対策を進めます。

1 6 1 多様な担い手の育成

農業の多様な担い手を育成します。2023 年に 40 代以下の農業従事者を 40 万人に拡大し、世代間バランスを取り、家族経営、法人経営、集落営農、企業等の多様な担い手が共存する構造を創ります。

農の雇用事業、青年就農給付金、青年等就農資金、農業経営者教育支援策等の充実・強化を図るとともに、新規就農者が農地中間管理機構を活用して農地を優先的に確保できるよう支援します。

わが党内に農科大学院を設置します。

1 6 2 農林水産業の成長産業化を技術で先導（研究開発の推進・活用）

農業イノベーションを創出します。ロボット、ICT、AI（人工知能）等の最先端技術や無人航空機（ドローン等）などが将来の農業のインフラとなることを見据えて、国・都道府県・大学・民間企業の「知」の総力を結集し、新たな価値を生み出す品種やこれまでにない超省力生産体系の開発を進めます。現場に役立つ開発目標を明確にし、農業者と一体となって技術革新を進めます。

特に、農機の自動走行技術については、①2018 年

までに、有人監視下で自動走行可能な農機を市販化するとともに、②2020 年までに、遠隔監視下での無人走行を実現します。

1 6 3 米政策改革

平成 30 年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われるよう、その実現に向けて今後とも、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組みます。このため、全国の需要見通しに加え、各産地における販売や在庫の状況などのきめ細かな情報提供を充実していきます。

米価が下落した際に収入を補てんする保険的制度であるナラシ対策を、担い手経営安定法に基づき安定的に実施し、農業経営の安定を支援します。ノングルテン、食品添加物としての利用など米粉の新たな需要を創出するとともに、輸出の促進に取り組み、米の販路を広げていきます。需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合には、主食用米を長期計画的に販売する取組みや、輸出用など他用途への販売を行う取組を自主的に実施するための支援を行います。

1 6 4 国産需要に応える大豆・麦の生産拡大

平成 37 年度に大豆の生産量を現状の 20 万トンから 32 万トン、麦の生産量を現状 99 万トンから 117 万トンへ拡大し、国産需要を確保します。また、安定供給への期待に応える産地力強化を図ります。新品種や栽培技術の導入、共同乾燥・調製施設の整備により、実需者の求める大豆・麦生産を推進します。機械化体系の導入や、ほ場条件を踏まえた施肥・排水対策で生産性の向上を図ります。また、担い手への農地集積とあわせて、地域一体となった取組によりブロック・ローテーションを推進し、安定生産、高収益構造を実現します。

1 6 5 畜産・酪農の成長産業化の実現

畜産・酪農の成長産業化を目指し、既出の施策に加え、初期投資に対するリスクを軽減することなどにより、畜産・酪農に参入しやすい環境を整備し、中小家族経営も含めて多様な担い手の育成、経営体

質の強化を図ります。

キャトルステーションの整備や預託の仕組みの活用などを推進します。

乳用後継牛の育成体制の整備、酪農ヘルパーの活用や搾乳ロボット等の省力化機械の導入により労働負担の軽減、飼養管理の効率化等を推進します。

輸入飼料依存から脱却し、国産飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を確立するため、難防除雑草の駆除や生産性向上のための草地改良、飼料生産組織の育成、飼料用米やエコフィード等の多様な国産飼料の生産・利用拡大、耕畜連携、放牧等を推進します。

意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組めるよう、畜種（酪農、肉用牛繁殖・肥育、養豚、採卵鶏）ごとの特性に応じて畜産・酪農の経営安定対策を充実します。

1 6 6 産地強化対策

産地パワーアップ事業を推進します。それぞれの地域の強みを活かしたイノベーションを後押しするため、すべての農作物を対象に、コスト低減や高収益作物・栽培体系への転換を図るなどの戦略的な取組を支援します。

1 6 7 園芸作物の生産構造改革

マーケットニーズに対応した園芸作物の供給力を強化します。機械化や規模拡大、流通の合理化等の生産流通体制の整備の推進により、需要が拡大する加工・業務向け野菜を中心とした国産野菜の生産量について、平成 25 年度の 1,195 万トンから平成 37 年度までに 200 万トン増産し、1,395 万トンを目指すとともに、経営支援策や高品質化支援策の強化等により、需要に即した収益性の高い産地づくりを進めます。

国産野菜の需要拡大のため、作柄安定技術の導入等による加工・業務用野菜の安定供給、鉄道貨物輸送や内航海運の活用による流通の合理化等により、生産流通システムの構造改革を実施します。野菜価格安定対策の円滑な推進により、野菜農家の経営安定を図ります。

輸出も含め、様々なニーズに対応した、高品質な果実の生産維持・拡大に向け、基盤整備、改植支援、

未収益期間対策、労働力確保対策等を推進します。また、ストレート果汁等など国産の強みを生かした果実加工品の供給拡大に向け、作柄安定技術の導入等による原料果実の安定確保対策を推進します。さらに、施設園芸の大規模化・省エネ化等によるコスト低減や、高度な環境制御による次世代型の高収益な施設園芸の展開を推進するとともに、燃油価格の高騰や自然災害の影響を受けにくい経営構造への転換を進めます。また、施設園芸農家の経営安定のための農業用 A 重油の免税・還付措置は今後も継続を目指します。あわせて、新品種の開発や 6 次産業化・地産地消による高付加価値化を推進します。

『花きの振興に関する法律』に基づき、コールドチェーンの構築等による高品質な国産花きの生産・供給体制の強化や、花育の普及、プロモーション活動等による国産花きの需要拡大を推進するとともに、輸出拡大に向けて国内外へ国産花きをアピールする取組を推進します。

1 6 8 地域に根ざした特産作物の振興

『お茶の振興に関する法律』に基づき施策を推進し、国内外の需要拡大を通じ、茶の生産を平成 25 年の 8.5 万トンから平成 37 年には 9.5 万トンまで拡大することを目指します。甘味資源作物については、生産体制の強化、地域の雇用確保も視野に入れた経営支援策の実施により生産・経営の安定を確保します。

茶の経営安定に資するよう、高品質化・生産安定に向けた改植支援・未収益期間対策や担い手への集積等に伴う茶園整理への支援、防霜ファンの整備を推進するとともに、燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換、さらに輸出拡大への取組の支援を進めます。

台風等の自然災害の多いさとうきびのセーフティネット基金を活用した生産回復の取組推進、産地ごとに作成したさとうきび増産プロジェクトの着実な推進、土づくり支援、かんしょ・ばれいしょを含めた甘味資源作物の作業効率化のための機械化一貫体系の確立を図ります。

てん菜・ばれいしょの病虫害防除対策など作付支援や高収益輪作体系技術の開発など北海道畑作の

適正な輪作体系を維持します。

そばの需要に応じた生産振興を推進します。

1 6 9 鳥獣被害対策の実施

鳥獣被害対策に全力で取り組みます。暮らしや農林業に深刻な被害を及ぼすシカ・イノシシ・サルの生息数等を平成 35 年度までに半減させることを目指し、市町村に設置される鳥獣被害対策実施隊を中心とした取組を推進するとともに、捕獲鳥獣のジビエ活用を推進します。

『鳥獣被害防止特別措置法』に基づき、鳥獣被害対策実施隊の設置数をさらに増やすとともに、鳥獣被害対策実施隊を必要とされる地域において速やかに設置・体制強化されるよう支援を強化するほか、同法を改正して銃刀法上の技能講習の免除措置を延長するなど、地域ぐるみの総合対策を推進します。また、野生鳥獣の生息調査に基づく個体数管理など捕獲対策を強化し、被害軽減に結びつく高度な知識、技術、ノウハウの実証、普及を推進します。また、狩猟者確保のための射撃場の整備、捕獲した鳥獣の加工処理施設、焼却施設の設置を支援します。さらに、猟期・猟区の設定などにおける自治体単位の柔軟な対応を推進します。

森林・林業においてもシカによる被害が深刻化しており、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲・防除と監視体制の強化を進めます。

1 7 0 6次産業化の推進

6次産業化・地産地消・農商工連携を推進します。国内はもちろん、拡大する世界の食市場も取り込むことにより、2020 年に6次産業の市場規模を10兆円（現状約4.7兆円）に拡大し、わが国農林水産業の成長産業化と農業・農村の所得増大を目指します。また、農林漁業成長産業化ファンドも積極的に活用して、農林水産物の高付加価値化と同時に、今後拡大が見込まれる食品関連産業の成長を取り込み“地産地商”を推進します。

一次産業と二次・三次産業とが連携して消費者までのバリューチェーンを構築するとともに、地理的表示保護制度も活用して、農林水産物・食品の高付加価値化、雇用の増大を実現します。また、集落営

農等を母体とする6次産業化・地産地消への取組を支援し、地域の農林漁業者、観光事業者、学校給食等の様々な事業者のネットワークを構築します。マーケティングに精通し、農林漁業者の取組をコーディネートする人材の育成・確保を図ります。販路と商品化のノウハウをもつ企業等の活動を支援します。

1 7 1 食の安全・信頼の確保

科学的知見に基づいて、家畜伝染病や病害虫の侵入・まん延防止のため動植物検疫体制の強化や動物医療分野における薬剤耐性対策に取り組むとともに、ジャガイモシロシストセンチュウ、ミカンコミバエ等新たに発生した病害虫の防除対策を徹底し、安心できる営農環境を守るとともに、食の安全・消費者の信頼確保を図る取組を推進します。

食に対する感謝の念を育み、自ら食を選択できる能力を身につけるための食育を国民運動として展開します。また、都市と農山漁村の住民が共に行き交う共生・対流を図り、農業・農村に対する国民の意識を高め、子供の頃から農業・農村に親しむシステムを拡充します。

1 7 2 環境と調和した持続可能な農業の展開

再生可能エネルギーの導入による利益の地域への還元を進め、農山漁村の活性化を図りつつ、安定した生産・流通・消費体制の整備、学校給食・外食産業等への地産需給計画の支援、薬用作物の国内栽培振興支援、機能性農林水産物や有機農業等土づくりをはじめとする「農業の自然循環機能に立脚した」技術に基づく持続可能な農業を推進するとともに、こうした農業により生産された農産物の国内安定供給体制を整備します。さらに、食品ロスの削減推進、食品残さの飼料化・エネルギー化等リサイクルの活動を支援します。

1 7 3 総合的輸出戦略の策定・実施

総合的輸出戦略を策定し、米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進施策を展開します。

戦略的輸出体制を整備することにより、海外でのマーケティングを強化し、地域の農林漁業者・食品

関連事業者が主役となり、食文化や食関連製品と共に、日本産農林水産物・食品・酒類をオールジャパンで海外に売り込む取組を支援します。

地理的表示保護制度の改正を踏まえ諸外国との相互保護を推進し、輸出促進を図ります。

日本産酒類の輸出拡大に向けた対策を充実させるとともに、地理的表示の活用を進め、日本産酒類のブランド力向上を図ります。

また、戦略的な動植物検疫協議や日本発の食品安全管理規格等の策定を進めるとともに、原発事故に伴う風評被害の払拭を図りつつ、諸外国の食品輸入規制の撤廃等の輸出環境の整備を図ります。さらに、「ジャパンブランド」の確立に向けて、卸売市場を拠点とした日本の農産物の「周年供給体制」を確立し、日本の「食文化・食産業」及び加工技術を活かした食品の海外展開と農産物輸出の連携、海外の日本食レストラン等を通じた国産農林水産物の輸出促進を図ります。あわせて、海外の在外公務員等への「日本食文化」情報提供を強化し、農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用を図ります。

GLOBAL G. A. P 等の認証取得を促進するとともに、国際的な取引にも通用する日本発の HACCP ベースの食品安全管理規格や輸出用 GAP に関する規格・認証の仕組みの構築を推進します。

さらに、農山漁村に外国人を呼び込み、日本の農山漁村の文化や美しさを体験し、日本食や日本の農林水産物のファンになってもらうため、「食と農の景勝地」の認定などのインバウンド対策を推進し、輸出拡大につなげます。

1 7 4 都市農業新時代

新たな発想で都市農業新時代を実現します。都市農業振興基本法の制定を踏まえ、都市農業の多様な機能を発揮するため、都市農地を貴重な「緑資源」と位置づけ、都市農業の安定的な継続と都市農地の確実な保全が可能となるような新たな制度的枠組を構築し、あわせて貸借する場合への相続税の納税猶予制度の適用や保有に係る税負担の在り方等必要な税制上の措置を検討します。

1 7 5 東日本大震災及び福島原発事故にかかる農林業再生等に全力

東日本大震災及び福島原発事故にかかる農林業再生等に全力を挙げます。国の責任を前提として、農地、農業用施設、施設園芸、海岸防災林等の再生に万全の対策を推進するとともに、農地の大区画化や、ため池等の放射性物質対策等の取組を全力で支援します。

原発事故の東京電力による賠償については適切かつ速やかに支払いが行われるよう徹底します。

福島県に設置した基金を活用し、避難区域等の営農再開を支援します。コメ、畜産物、野菜・果樹、原木しいたけ等について、必要な放射性物質の検査の実施や、除染を徹底するとともに、風評被害を払拭し、消費者への安全な食料の提供に万全を期し、消費拡大を図ります。

福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組を推進するとともに、木材産業の復興に取り組んでまいります。

1 7 6 林業新時代・国産木材利用の拡大

林業の成長産業化を実現し、森林所有者や原木の生産者の所得の増大と地域の雇用の拡大を進め、山村の振興を図るため、国産木材の自給率5割を目標に木材の利用拡大に総合的に取り組みます。

国産材需要の約半分を占める住宅分野において、梁や桁など国産材の利用が低位な部材での国産材シェアを高めるとともに、工務店と林業・木材産業関係者の連携による国産材を活用した住宅づくりを推進します。

中高層建築物への活用が期待されるCLT（直交集成板）の普及加速化のため、平成28年4月の一般的な設計法の策定を踏まえ、その普及と生産体制の増強を計画的・総合的に推進します。また、耐火木材などの新たな木材製品・部材の開発・普及をあわせて推進し、木材利用が低位なオフィスや店舗等での木材利用を拡大します。

『公共建築物等木材利用促進法』による公共建築物（学校など）における木材利用の徹底と支援、公共土木分野において国産材の利用等を積極的に促進します。

さらに、これに加え、工場、倉庫、事務所、工作物（ガードレールなど）等における木材利用を拡大します。震災復興住宅や災害公営住宅への国産材の積極的な利用を図ります。

家具やチップ用材への活用が期待できる広葉樹の導入を進めます。

木育を推進し、森と木の良さを学ぶ林業体験学習（学校林の利用拡大等）、日本建築への理解、木造建築技術者の育成等の促進を図ります。

『グリーン購入法』による合法木材の使用を徹底するとともに、木材生産国における流通実態等の把握を進め、必要な法整備を行うなど、地球温暖化防止等に資するための違法伐採対策の取組みを強力に推進します。

1.7.7 木質バイオマス利用の促進

山村地域の雇用と所得の拡大、エネルギーの安定供給を始め、山元への還元を確実にし、山村地域の活性化を図るために、未利用間伐材等の木質バイオマス発電施設、石炭火力発電所へのチップ利用、農業施設用を含めたペレット及び薪・チップボイラーやストーブ等を整備するなど、木質バイオマスのエネルギー利用やセルロースナノファイバーなどのマテリアル利用を積極的に促進します。

1.7.8 林業を支える多様な担い手・人材育成

「緑の雇用」による若い新規就業者の確保と定着を図り、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、オペレーター等林業技術者・技能者の育成を推進するとともに、森林組合、林業事業体、自伐林家など多様な担い手を育成します。

1.7.9 山村振興対策の強化

森林の多面的機能の発揮を支える山村の地域活動や林家の取組（森林の管理、侵入竹への対応等）を総合的に支援します。

人口の減少と高齢化の進展、生活利便性の低下、鳥獣被害の激化等に鑑み、山村の維持・活性化に必要な観点から改正『山村振興法』に基づき、地域資源の活用に向けた交付金や税制を活用し、山村活性化の支援を推進します。

きのこ、薬草、木炭など高収益や多様な利用が期待される特用林産物の生産・流通・販売体制の支援を強化します。

1.8.0 需要に応じた国産材安定供給体制の確立

戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中、森林資源を最大限活用するため、森林所有者等の原木供給サイドと製材業者等との需給マッチングや協定締結に向けた取組への支援、製材工場、ストックヤードなど木材加工流通施設の整備を進め、需要に応じた国産材の安定的・効率的な供給体制を確立します。

また、国産材を低コストで安定供給するため、森林経営計画の作成、施業集約化、高性能林業機械の導入、急傾斜に対応した架線系集材技術の開発・普及、伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の活用等を積極的に進めます。

1.8.1 森林所有者と境界の明確化

施業集約化、外国資本等による森林買収の防止等を図るため、『森林法』の規定を活用しつつ、市町村による林地台帳の整備、ICT活用による森林情報の整備、地籍調査の加速化、森林所有者と境界の明確化等を推進します。

1.8.2 森林吸収源対策の推進

パリ協定を踏まえ、森林吸収源対策を推進します。2020年度及び2030年度の森林吸収量の目標の達成に向けて、植林、下刈りや除伐・間伐等の助成措置を拡充し、皆伐後は必ず再造林できる仕組みを構築します。とりわけ、適切な間伐の推進、資源の循環利用にも資する国産材の供給・利用拡大を図る取組みの推進、再造林を確実に実施するための苗木の安定供給に向けた支援措置を拡充します。あわせて、広葉樹林、針広混交林など多様な森林づくりを推進します。公的主体による奥地水源林の適切な整備、林業公社の健全な経営の推進を図ります。森林の整備に必要な路網の整備を推進するとともに、林道橋等の既存施設の長寿命化に向けた取組みを推進します。

平成28年度与党税制改正大綱を踏まえ、地球温

暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置について、エネルギー起源 CO₂ の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用等の本格的な普及に向けた活用の充実を図ります。また、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討します。

1 8 3 花粉発生源対策の推進

花粉症ゼロ社会を実現します。花粉症対策苗木への植替えや広葉樹の導入など、花粉飛散防止技術の開発・実用化を推進します。

1 8 4 国産木材の輸出促進

日本の優れた木材加工技術を活かした寸法精度、乾燥度等の木材製品仕様の作成、輸出先国の住宅関連業界との連携強化等により、ジャパンプランドの確立を図り、木材製品や木製家具の輸出を促進します。その一環として、在外公館における国産材使用の拡大を図ります。

1 8 5 災害に強い森林づくり

地球温暖化の影響により頻発している集中豪雨や地震等による激甚な山地災害から、国民の生活と暮らしを守るため、治山ダム等による荒廃地の早期復旧や予防治山、針広混交林等への誘導、津波の被害を軽減する海岸防災林の整備など、災害に強い健全な森林づくりを進め、緑の国土強靱化を推進します。

1 8 6 特殊土地地帯対策の推進

「特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法」を延長し、特殊土地地帯の保全と農業生産力の向上を図るための対策を推進します。

1 8 7 都市間連携及びコンパクト・プラス・ネットワークの推進

都市間の連携により、一定の圏域人口を維持し、「地域経済のけん引」、「高次の都市機能の強化・集積」や「生活関連サービス機能の維持・向上」を担

う拠点となる都市圏を形成する取組みを推進します。

地方都市における人口減少や高齢化の進展など、わが国の都市を取り巻く環境は厳しさをましています。地域の活力を維持するためには、医療・福祉・商業等の都市機能や居住をまちなかに誘導し、既存の施設などを有効活用しながらコンパクトシティを形成するとともに、ネットワークの活用も図り、暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、過疎地域等において、廃校や統廃合された旧村役場等を改修・活用した商店・診療所など、日常生活に不可欠な施設・機能を歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」を活用し、周辺集落とネットワーク等で結ぶことにより、人口減少、高齢化に伴う課題解決のためのサービスコスト効率化・生活機能の維持を図り、持続可能な地域づくりを推進します。

1 8 8 T P P大筋合意を受けて、漁業関係者の不安を払拭するための対策の推進

T P P大筋合意を受けた国際環境の変化にも対応できる強い水産業を実現するため、T P P対策として設置した基金の活用等により、浜の広域的な機能再編等を通じて漁業・養殖業の持続可能な収益性の高い操業体制への転換を図ります。具体的には、広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入、産地の施設の再編整備、漁船漁業の構造改革、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用改善、養殖用生餌の安定供給等を推進します。

また、高品質なわが国水産物の輸出を促進するため、大規模流通・輸出拠点漁港において一貫した衛生管理の下で共同利用施設等の一体的な整備、水産加工施設のH A C C P対応の推進等を支援します。

1 8 9 東日本大震災及び福島原発事故からの水産業再生の加速に全力

東日本大震災及び福島第一原発事故からの水産業再生の加速に向け、全力で取り組みます。漁船・漁港・養殖施設など漁業生産基盤はもとより、水産加工施設や冷蔵施設・製氷施設等、関連産業施設の復旧・復興のスピードを加速させると共に、被災地の声を十分にふまえ地域の復旧・復興の実態に応じた柔軟な対策が講じられるよう措置します。また、

水産加工業については、地域の水産物を用いた新商品の開発、新規販路開拓等の取組みを支援し、販路回復を進めます。あわせて原発事故による操業自粛などの直接被害や風評被害対策を確実に実施するとともに、二重ローン対策など水産業の経営再建を全力で支援します。また、太平洋の海水や海底土の放射線モニタリングを徹底します。

190 燃油等高騰対策の推進

コストの多くを占める漁業用燃油・養殖用飼料価格の高騰から漁業経営を守るため燃油価格等高騰時の補てん金の交付、水産業の競争力強化のため、共同化を核とした効率的な操業体制の確立に取り組む漁業者グループへの支援や、生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援します。また、漁業経営の安定のための漁業用A重油・軽油の免税・還付措置は今後も継続を目指します。

191 漁業者の経営安定の確保

漁業者の経営・収入安定を図るため、「漁船保険制度」について漁船保険団体の統合一元化及び保険の填補範囲の拡大を行うとともに、「漁業共済制度」についてその加入要件等を見直し、意欲ある漁業者は誰でも共済に加入できるようにします。また、「積立ぷらす制度」の拡充・強化により加入をさらに推進します。さらに、漁業施設共済について、掛金の大幅軽減を実施すること等により共済への大幅な加入を推進します。あわせて持続的発展のできる質の高い漁業となるよう日本版水産エコラベルの普及と水産物のブランド化を支援し、誇りと意欲をもって漁業経営を継続できる浜値となるよう、漁業者が魚の値決めに関与できる仕組みを工夫します。

また、漁業経営の一層の健全化に向けて取り組む漁業者が、必要とする資金を迅速かつ円滑に融通できるよう融資制度を改正するとともに、保証制度についても無担保・無保証人でも活用できる制度を拡充します。

192 漁師になろう！漁業・水産業への新規就業者を支援

地方の基幹産業である漁業・水産業に新しい力を

注入し、漁村を活性化します。このため、新規就業希望者への細やかな情報発信を行える体制の構築を支援します。また、現場研修及び講習を行う漁業協同組合や水産関係団体・企業など受け入れ機関の体制強化に向け国による支援の拡充・強化を図ります。

193 漁船漁業の再構築と規制の緩和

資源管理と経営が整合した収益性の高い漁船漁業を構築するため、人工衛星を活用した漁海況の把握・予測等ICTの利活用による漁業の効率化を促進するとともに、TPP対策として設置した基金の活用等により、老朽化した漁船には省力・省エネなどエコにも配慮した低コスト・国際水準に見合った高生産性漁船の代船建造や、広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入を促進する支援策を講じ、強化します。また、漁船の規格や従事者の資格などの規制については、実態を踏まえた見直しを行い、現在の技術水準に見合った規制緩和を積極的に進めます。

194 国産水産物の消費拡大と地産地消の推進

水産物消費が大幅に減少している中、水産物を利用したいとの意欲のある学校給食などへの供給をはじめとした地産地消の取り組みを一層充実強化するとともに、教育現場での体験漁業の導入など、子供時代から魚に親しむ食生活へ向けた取り組みを進めます。産地と消費地のニーズをマッチングさせる「国産水産物流通促進事業」により水産物供給の橋渡し役となるコーディネーター制度を推進します。あわせて、水産物流通の目詰まり解消に向け農商工連携を推進し、未利用魚の活用や水産物消費拡大に取り組む漁協、漁連や水産加工業者に対しても原料確保、加工技術開発、販路の拡大・促進など意欲的な経営ができるよう支援します。

195 水産物流通の重要な拠点である卸売市場等の機能強化

生産者と消費者を結ぶ重要な拠点である卸売市場の機能強化を図り、消費者との直接対面による最前線での販売を営む水産物小売商等に今後も安定した経営環境の下で水産物消費拡大に取り組んで

頂くよう、一貫流通経路(サプライチェーン)構築にあたっては、物流、情報流に関わる施設整備、高度衛生管理基盤の整備、安定経営対策などへの支援を強化します。

1 9 6 衛生管理の行き届いた水産業の構築で水産物輸出の促進

生産から加工・流通に至るまでE Uなど輸入に高い安全性を求めている国等への輸出にも応えるため、大規模流通・輸出拠点漁港において一貫した衛生管理の下で共同利用施設等の一体的な整備、H A C C Pシステムの導入・普及や当該システムに応じた加工・流通施設整備の積極的支援、E U向けH A C C P認定の加速化、輸出先国の品質・衛生条件への対応、輸出に伴う検査・輸出に必要な各種証明書の発行要件の緩和及び発行手続の迅速化や生産地からエンドユーザーまでの流通システムの整備を図ると共に、現地でのニーズ把握や水産物に特化した対象国や商品の細やかなマーケティングの支援や現地コンサルタントの活用によるプロモーション活動の支援を行い、地域と水産業の振興、魚価の安定にも資する水産物輸出を促進し、国産水産物消費の着実な拡大と、漁業・漁村の活性化及び所得の増加も図ります。

※ H A C C P 食品の原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法。

1 9 7 資源管理による安定した水産物の供給体制の整備と養殖漁業の経営強化

漁場整備と栽培漁業を、食料安定供給のための社会的インフラ事業として位置づけ、国直轄のフロンティア漁場整備事業や藻場・干潟の保全・創造、種苗放流事業などを地域の実情に応じて積極的に進め、資源管理計画を着実に推進し、水産資源を維持・回復させ、安心して漁業経営ができるよう支援します。

加えて、きれいな海から水産資源も豊富な豊かな海への「里海」づくりも推進します。

また、ウナギやサケ資源の回復と安定供給を図ると共に、新しい技術の導入を含め、マグロ等、国内

及び海外で需要の高い品目に関して、海面養殖と合わせ、安定した供給を可能とする陸上養殖（お魚工場）をも視野に、環境に配慮しつつ収益性も重視した多様な養殖漁業経営の展開を支援するとともに、配合飼料に係るコスト対策や養殖用生餌の安定供給に対する支援を行い、養殖水産物の着実な消費・輸出拡大を図ることにより経営強化につなげます。

さらに、わが国固有の急峻な地形と豊かな河川・湖沼での漁場環境の改善や稚魚放流を行うなど、内水面漁業振興対策を進めます。

1 9 8 国民の安全と国益を守る毅然とした水産外交及び外国漁船の違法操業対策の実行

外国漁船によって日本周辺水域での安全操業が脅かされている状況に鑑み、政府による強力な外交交渉を進め、日本の漁業者の安全操業の確保を図ると共に被害対策の強化・拡充と日本周辺水域における資源管理の徹底を図ります。

公海などでの過激な環境保護団体等の人命にも関わる不当な妨害活動、不当な圧力による漁獲制限に対して、独立国家として断固とした対応を行います。カツオ・マグロ・鯨など回遊性水産資源の持続的利用を効果的に図れるよう、わが国がリーダーシップをとって科学的調査に基づいた国際的な資源管理や捕鯨問題にも取り組むなど、国民の安全と国益を守る毅然とした外交交渉を行うとともに、O D Aなど国際協力を通じた海外漁場開発も進めます。特に調査捕鯨については国家事業として実施する体制を整えます。

W T O交渉やE P A・F T A交渉など貿易交渉においては、国益を第一に先達が築き上げてきた実績と誇りを守る国際ルール作りに努めるとともに、地域において重要な基幹産業である水産業の国際競争力強化に努めます。また、小笠原海域でのサンゴ密漁船も含め、外国漁船による違法操業を抑止し、厳正に取り締まります。

1 9 9 漁業者に責任のない経営難には国が責任

国際条約等による規制に応じた資源管理のための漁獲制限等には、知事許可漁業等を問わず、可能な限り漁業経営への影響が最小となるような配慮

を行い、漁業所得が減少する漁業者へは経営安定支援を「国際減船」への支援並みに行います。

ロシア水域における流し網漁の禁止に伴うさけ・ます流し網漁関係者及び北海道道東地域への影響緩和のための支援を着実に進めます。

食料自給率の向上と消費者へ良質な水産物を安定供給することを求められている漁業・水産業の重要性を踏まえ、漁業者の責任でない国際的な景気変動などに伴う漁業・水産業をめぐる経営環境の悪化による過去の債務処理と健全な経営が行える財務体質へ改善する施策を着実に進めます。

200 漁港などの強靱化、安全で豊かな漁村づくりの促進

南海トラフ地震津波等に備えるための漁港・漁村の防災・減災対策を積極的に進めます。

漁港の衛生管理対策、エコ化を推進するとともに、地震、津波、台風などの自然災害に強く、安全・安心に配慮した漁港の整備や施設の老朽化対策を積極的に進めます。また、漁港機能の集約化を図るとともに、漁港の静穏水域について増養殖の場としての有効活用等を推進します。

小規模漁港の切り捨ては許しません。

あわせて整備の遅れている生活排水の処理など生活環境の整った豊かで安全な漁村づくりを進めます。

また、「浜の活力再生プラン」を全国の浜で進めることにより、担い手の確保・定着に向け、漁業者の所得を向上させ、浜のにぎわいを復活させます。

※ 南海トラフ地震 南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。

201 水産の有する多面的機能の発揮

わが国の領土や国境の「防人（さきもり）」としての重要な役割や保健・休養・交流・教育の場の提供など国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担ってきた漁業や漁村の取り組みをより一層支援していくため、「水産多面的機能発揮対策事業」や「離島漁業再生支援交付金」の拡充・強化により着実な推進を図ります。

202 有害生物の駆除と被害対策の確立

大型クラゲ、トド、アザラシ、ザラボヤ、カワウなど漁業被害を及ぼす有害生物や赤潮被害などについて、各種研究機関、わが国周辺の関係国とも密接な連携を行い、有害生物や赤潮の発生メカニズムの早期解明を行います。早期の有害生物の駆除など根本的な漁業被害発生防止と軽減対策、有害生物発生や駆除作業に係る情報の関係漁業者への速やかな提供を行うなどの体制を整備します。

震災からの復興

203 復興が最優先

引き続き、東日本大震災からの復興を最優先に進めます。

平成32年（2020年）にわが国で開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、復興を果たしたわが国の姿をお見せすることが、世界中の方々からいただいたご支援、ご協力に報いることだと思います。

204 「復興・創生期間」のスタート

これまでの5年間の「集中復興期間」に達成した実績、成果および残された課題を踏まえ、今後5年間の「復興・創生期間」に着実に被災者と被災地の生活と生業を取り戻し、安定した未来の東北の発展を確立するため、地域住民と市町村、県、国が共通の認識を持って共通の目標に向かっていく「オール・ジャパン体制」をより一層強化します。

復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような「新しい東北」を実現することを目指します。また、福島復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組みます。

205 被災者の方々に生活の見通しと希望を

被災者の方々に一日も早く恒久的な住宅に入っていただけよう、本年5月に改定した「住まいの復興工程表」に基づいて、引き続き工事を急ぐなど、

全ての避難者の方々が「いつ、どこに、誰と、どのように」住めるのか、生活の見通しと希望が持てるように取り組みます。

206 「まち機能」の整備

産業・生業の再生を加速し、雇用の確保や教育、医療、商店街等の「まち機能」を整備して、安心して暮らせる環境を作ります。

福島県では、その一環として、「イノベーション・コースト構想」の実現に向けて、政府と一体で取り組みます。

207 新たなコミュニティの形成

今後、被災者の災害公営住宅への入居が進んでいくと、新たなコミュニティの形成が課題になってきます。仮設住宅の集約化や災害公営住宅の整備に当たっては、見守り・生活相談の実施、生活再建の相談支援、新たなコミュニティ形成や既存コミュニティとの融合などへの支援、被災者の生きがいづくりのための「心の復興」事業などを進めます。

208 地域経済の再生

平穏な生活を送る上で不可欠な生業の再建、地域経済再生の核となる地場産業の復興・成長の道筋を定めるため、必要な対策に一層力を入れて取り組みます。まず、生業の基盤となる商店街を再生するため、商業施設の整備支援や仮設施設の有効活用、まちづくり会社の資金調達等の支援を推進します。その際、商業施設の開発や運営の専門家の派遣等を含む多角的な支援を行います。さらに自立的で、活力ある地域経済を再生するため、水産加工業、食品製造業、ものづくり産業、農業、林業、漁業、観光業等、地域の外から利益を得る主力産業の成長を促進、なかでも震災以前の水準と大きくかけ離れている東北地方の観光の振興や水産加工品の販路回復の分野については重点的に取り組みます。

また、津波・原子力災害被災地域企業立地補助金等を活用した製造業等の企業の新規立地を促進するとともに、地域資源を用いた新商品開発、技術開発や販路開拓の支援に加え、高付加価値化等の中小企業等の復旧を超える前向きな事業実施を含めて、

被災地域の中小企業等の前向きな取り組みと挑戦について、あらゆる政策・制度を活用して支援します。

209 基幹交通の復旧と整備

復興には欠かせない道路、鉄路、航路等の基幹交通の復旧と整備に引き続き全力を挙げて取り組みます。

210 復興の進展に合わせた心と体の健康維持

復興の進展により、被災者の健康・生活支援も多様化しています。仮設住宅での避難生活の長期化や恒久住宅への移転、あるいは新天地への移住といった復興のステージの進展に伴い発生する課題に対応して、被災者支援の施策に総合的に取り組みます。さらに、避難者の孤立防止や心身の状況に応じた適切な支援を行っていくため、見守りや健康支援、高齢者の生きがいや健康づくり等の効果的な事例を広く紹介、実施支援をしていくほか、転居先での健康管理データ等の共有化、児童・生徒の心のサポート、学習支援等とともに、支援者のケアにも配慮していきます。

211 地域医療の復興

「まち機能」に欠かせない地域の医療や介護の復興をさらに推進します。

特に、避難中の看護職員の帰還と再就職の促進や地元の医療機関の連携の推進に加え、被災地で勤務する医師の支援のための効果的な対策を講じます。

212 実情を踏まえたきめ細かい対応

住宅や廃棄物処理など、多くの避難者を受け入れた地域に発生している新たな問題や避難中の防犯対策、資機材の不足対応のほか、災害による人口流出、本格化する復興事業によって高まる労働力や宿舍需要の対策等についても、実情に沿ったきめ細かい対応をしていきます。

213 行政需要の変化への対応

被災地の自治体への職員派遣に要する経費（応援職員、任期付職員の人件費等）については、復興・創生期間についても引き続き自治体負担ゼロとし、

復興事業に支障が出ないよう必要な人員確保の体制を整備します。

2 1 4 鳥獣被害の防止対策

野生鳥獣が復興の妨げにもなることから、その生息状況等調査とともに、イノシシの捕獲などの鳥獣捕獲等緊急対策事業を継続するほか、侵入防止柵の整備や捕獲おり・わなの購入、捕獲活動など、鳥獣の被害防止対策に対する支援します。

2 1 5 将来の大災害への不断の備え

本年が東日本大震災から5年という節目であることを踏まえて党内に設置した「東日本大震災発災時の政府の初動に関する検証チーム」において、大震災発災時の検証結果と今後の備えに関する報告書を取りまとめました。

今後、この報告書に基づき、「想定外に備える」という一見矛盾するような地道な取組みを積み上げることによって、将来の大災害への備えに万全を期します。

原子力事故災害からの復興

2 1 6 G空間による東日本大震災復旧・復興への支援

G空間プロジェクトの活動成果として、正確で効率的な測量や地図作成技術、地震予知技術、早期津波検知技術、衛星利用による避難誘導技術、さらにはG空間情報を一括管理運用することで災害予知、災害対応、復旧・復興に貢献するG空間情報センターと防災システムの設置等があげられます。東日本大震災からの復旧・復興にあたっては、これら先進的技術とICTの連携活用で将来を見据えた安全・安心なG空間社会の実現を目指して推進します。また今後予想される大震災に備え、防災・減災のためにこの成果を全国展開及び海外に展開します。

2 1 7 ICT基盤整備による復興まちづくりへの貢献

今やICTは社会インフラに不可欠な存在となっており、被災地の復旧・復興と被災者への支援に

ICTの活用は欠かせません。東日本大震災からの復興の進展に伴い、復興計画に基づく高台への移転等を含むまちづくりが本格化しています。これらの被災自治体において、住民が新しい生活を円滑に開始できるよう、超高速ブロードバンド、放送の受信環境及び公共施設における情報通信システム等のICT基盤の整備や復旧を支援します。あわせて自治体の事業継続計画を早急に整備します。

また、原発事故や被災地での高台移転等を契機としたスマートシティの実現は、環境やエネルギー問題の解決にも資するものです。このような復興のためのICT活用施策は、復興後の成長や社会問題の解決に大きく貢献するのみならず、従来からの課題である社会問題解決による国民生活の向上、経済成長と雇用創出、官の国民サービスの向上も促進するため、最大限活用します。

また、被災地のトンネル、橋梁等を含む道路インフラ等、社会インフラの強靱化に際しては、特に維持管理サイクルにセンサー等を用いたICTを導入し、それらのビッグデータの蓄積・解析のための専門家の育成やサービス要員の確保等を通じて地域経済を振興し、これらの取り組みを全国へと普及させます。

2 1 8 “協働”による福島再生

帰還をお待ちいただく被災者の方々のための住宅建設を進めつつ、避難指示区域全体の将来図を早期に示すなど、国・県・市町村・住民が一体となった4輪駆動の“協働”馬力で福島の再生を実現します。

2 1 9 廃炉・汚染水対策

廃炉対策については、使用済燃料の取り出しや溶融した燃料デブリの処理についても国内の技術向上のため世界の英知を結集し、放射性物資の飛散防止を含め万全を期して安全かつ確実に進めます。

汚染水対策については、安定的で持続的な収束に向かっていることを踏まえ、今後は、一定の浄化をした水の処理について、さらなる環境整備に努めます。

2 2 0 中間貯蔵施設の整備

中間貯蔵施設の整備については、国が責任をもつ

て、県、市町村と連携して地域住民の方々と誠意をもって丁寧話し合い、用地取得を加速化し、段階的に施設の整備を進めます。

汚染土壌等の搬入については、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに相当部分を搬入できるよう、廃炉・汚染水対策作業に係る人員や資機材、周辺町村の復興事業関連の輸送をも勘案しつつ、安全で、効率的、効果的に進めます。

2.2.1 効率的な除染

平成29年3月までに避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示を着実に解除できるよう、復興の動きと連携した効率的な除染を実施するほか、実際の個人線量を重視し、他の放射線防護対策と連携しながらきめ細かな対応を講じます。

2.2.2 指定廃棄物の処理

福島県の放射性物質汚染廃棄物（指定廃棄物）の処理については、地元の理解を得ながら、安心・安全の確保に万全を期して、早期の事業開始に向けて関係者との調整に取り組んでいきます。

一方、福島県以外の5県においても、各県内で安全かつ早期に処理を進めるための調整を丁寧に行うとともに、風評被害対策や地元振興策など、地元の不安の解消にも最大限努力していきます。

2.2.3 避難指示の解除

避難指示解除について、科学的、客観的な基準に基づいて、放射線不安への対応をきめ細やかに実施します。

このために、必要に応じた生活環境向上支援や個人線量低減活動支援等に取り組むほか、企業誘致や営農再開等を推進することで雇用を創出し、自立的に発展できる地域づくりを支援します。

避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示については、平成29年3月までに解除できるよう、十分な除染をはじめ、インフラ・行政サービスの復旧、各種産業の再生などの生活環境の整備に全力で取り組みます。

一方、帰還困難区域への対応についても、線量の見通し、住民の方々の帰還意向、復興の絵姿等を踏

まえながら中長期的な視点に立って検討を進めます。

さらに、既に避難指示を解除した地域に対しても、地元の意向を踏まえた復興拠点計画などの支援を継続します。

2.2.4 原発事故被災地域への支援

原発事故被災地の方々が将来の見通しを持てるよう、地域経済との連携を視野に入れた福島イノベーション・コースト構想、福島新エネルギー社会構想、福島相双復興官民合同チームの取組みを強化するとともに、農林水産業の再生に向けたきめ細やかな対応を進めてまいります。

2.2.5 原子力損害賠償と自立支援策

原子力損害賠償は、帰還する場合においても、新しい生活を始める場合においても、住民の将来に向けた生活再建のために必須ですので、法律の趣旨を踏まえつつ、できる限り早期に賠償支払を完了するように努めます。

加えて、企業誘致や営農再開等により雇用を創出するなど、生活の自立に向けた支援策をさらに強化します。

2.2.6 風評被害対策

除染、中間貯蔵施設の整備、避難指示の解除等の進捗について、広く理解されることが最大の風評被害対策であることを踏まえ、地元をはじめ国民、世界に向けて積極的に広く情報発信していきます。

その他の風評被害対策については、被災地産品の放射性物質の検査結果公表のほか、「安心・安全シール」（線量検査済証）やポスターの貼付をはじめ、被災地産品の被災地内外での消費・販路拡大、国内外からの被災地への誘客促進、風評被害を受けた産業の支援等を行っていきます。

2.2.7 原子力災害への対応と原子力専門人材の充実

原子力規制機関の信頼性を確保し、IAEA（国際原子力機関）の最新の国際基準に照らして原子力規制を一層向上させるため、IAEAの総合的規制評価サービス（IRRS）の評価や指摘に対しては、必要に応じ規制関係の法改正も含めて真摯に対応

します。また、原子力・放射能に関する高度の知見を有する人材の採用、養成などにより、原子力規制委員会の人員の増強・強化を図り、審査・検査体制及び原子力防災体制など、必要な体制整備を行うことで、原子力規制組織全体のパワーアップを実現します。あわせて、原子力防災を担当する内閣府の体制をさらに強化するとともに、関係自治体が行う防災資機材の整備、要援護者施設の放射線防護対策、防災訓練の実施等の防災対策への支援を継続します。

さらに、原子力規制委員会による規制業務の新たな哲学を確立するため、現在の「組織理念」を「規制原則」へ発展・深化させ、原子力規制文化の大胆な改革を断行します。

2 2 8 原子力に関する知見の国際的な共有化

わが国の原子力規制の向上及び他国の安全性確保に資するため、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験から得た知見の国際的な共有化を進めます。

また、原発事故による放射性物質の拡散が人体や生態系に及ぼす影響を長期的に調査・公表することによって、安全な国民生活に寄与するとともに、世界と将来の人類への責任を果たします。

さらに、そうした海外との人材交流を通じ、わが国の資源、エネルギー専門人材の育成を強化します。

2 2 9 国内外の英知を結集した東京電力福島第一原発の廃炉研究開発の加速

福島原子力発電所の事故対策において、環境モニタリングや地元住民の支援などで現行施策を拡充するとともに、新たに研究開発が必要となった原発事故の後処理や廃棄物の処理・処分、放射線可視化技術などの効果的な除染の方法などを早急に確立、普及します。

また、東日本大震災からの復興のためにも福島原子力発電所の廃炉に向けた取り組みはわが国にとって最重要事項の一つです。事業者任せにするのではなく、国が前面に立って廃炉に向けた支援を進めていきます。今後、世界でも経験のない燃料デブリの取り出しや放射性廃棄物の処理処分等を着実に進め、廃炉を加速していくためには、国内のみならず海外の研究者・技術者の英知を結集した技術開発

が必要不可欠となります。

このため、国内外の英知を結集させ、研究拠点を整備し、廃炉に必要な人材育成や研究開発を加速させます。

治安・テロ対策

2 3 0 「世界一安全な日本」を実現するための体制強化

良好な治安を確保するため、『「世界一安全な日本」創造戦略』に基づき、サイバー犯罪、組織犯罪、特殊詐欺等への対策を講ずるとともに、検察の人的・物的基盤の強化を推進します。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、テロ等を未然に防止する取組みを促進しつつ、国内の組織・法制の在り方について研究・検討を不断に進めるとともに、関係省庁の情報収集・分析体制の強化を図ります。

さらに、サイバー攻撃やサイバー空間でのテロリスト等の活動に対応するため、関係省庁における資機材の整備や専門人材の確保・育成に力を注ぐとともに、攻撃の予兆や攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析体制の強化を図ります。

2 3 1 大規模テロやNBC 災害への対応に万全を期すための消防防災体制の充実強化

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベント開催時における大規模テロや NBC 災害への対応に万全を期すため、特殊災害に対応するための消防車両や資機材の整備を進めるとともに、大規模テロや NBC 災害に対処するための専門教育・訓練の充実強化を図り、消防防災体制の充実強化を進めます。

2 3 2 民間の安全形成システムへの支援強化

防犯ボランティアや保護司の方々などの献身的な活動が、これまでわが国の良好な治安を支えてきました。このような民間の安全形成システムの存在は、わが国が誇るべき文化といえることができます。

しかし、最近では、ボランティアや保護司の方々の定員割れ状況が恒常化し、平均年齢も上昇するな

ど、将来への課題が顕在化しています。

このため、わが党は、自主的な街頭防犯活動への支援、商店街などによる街路灯や防犯カメラ設置促進、保護司の負担軽減、更生保護サポートセンターの充実など、将来にわたって持続可能な民間の安全形成システムの強化を目指します。

2 3 3 サイバー犯罪等新たな対応が必要な犯罪への対策強化

近年、サイバー犯罪・サイバー攻撃の脅威が深刻化するとともに、市民生活を脅かす暴力団による抗争事件の発生が見られるほか、海外テロ・原発テロ・スポーツイベントにおけるテロなどの脅威への対応が求められています。

これらの犯罪については、従来からの犯罪に比較して証拠・情報の収集に困難を伴います。このため、わが党は、サイバー空間における違法・有害情報の排除、日本サイバー犯罪対策センター（日本版 N C F T A）の積極的な活用、捜査手法の高度化、情報技術分析体制の強化などに取り組むとともに、海外などにおける情報収集体制や警備体制を強化するなど、サイバー犯罪対策、組織犯罪対策やテロ対策に万全を期します。

2 3 4 テロリスト等の入国を阻止する水際対策、情報収集・分析体制の強化

テロリスト等の入国を阻止するため、出入国管理体制の強化、出入国管理に係るインテリジェンス機能の強化、顔画像照合機能の強化等により水際対策を強化します。

また、国際テロ情勢や安全保障環境が厳しさを増す中、海外の関係機関との連携を一層緊密にし、関係省庁の専門人材の確保及び育成を強化するなど、わが国の情報収集・分析体制の強化を図ります。

2 3 5 インテリジェンスの強化

国際テロリズムによる脅威がわが国にも迫り、周辺国が軍事力を大幅に増強するとともに、わが国にとって重大な脅威となる行動を繰り返すなど、安全保障環境が急速に厳しさを増していることなどを踏まえると、わが国にとって懸念となる国家や団体の内情を正確に

把握するとともに、航空機や艦船の日々の動向を含め、わが国周辺における各国の外交・軍事活動の状況やその意図、国際的なテロ活動の動向を緻密かつ迅速に把握することは決定的に重要です。

政府の危機管理や政策判断、自衛隊による対応などに必要な情報を適時に遺漏なく提供できるよう、情報収集手段を多様化・高度化し、情報の収集・分析・評価に携わる専門家の育成強化、人的情報網の構築、諸外国との連携強化、それらに必要な予算や関係組織の体制の拡充、制度の整備等に取り組み、安全保障・治安に関する情報収集・分析能力を抜本的に強化します。

2 3 6 頼りがいのある治安インフラの確立

高齢者が振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害に遭ったり、スーカースタリにより女性の安全が脅かされたり、刑務所等の出所者が再び犯罪を犯したりするような国民の安全・安心を脅かす事案が相次いでいます。わが党は、相談事案従事者のスキルアップや広域的な情報管理体制の確立、矯正職員の技能向上など、市民生活の安全を確保するために必要な体制の強化を図っていきます。

このほか、尖閣諸島及び周辺海域のように警戒警備の強化が急務な場合があるため、国家・国民の安全を断固として守るために必要な法務・警察部門の体制強化を図り、頼りがいのある治安インフラの確立を目指します。

2 3 7 サイバーセキュリティ対策の強化

「インターネット前提社会」とも言うべき時代を迎え、社会経済活動のあらゆる領域における I T 利活用が不可欠となる一方で、国境を越えたサイバー攻撃などにより、政府や企業の機微情報や技術情報の窃取や国民生活に直結する重要インフラ分野への攻撃による脅威が益々深刻化しています。

わが党は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「サイバーセキュリティ基本法」の制定に主導的に取り組み、法案を成立させました。

今後、同法の理念に則り、政府内の体制を強化させた上で、サイバーセキュリティ対策を支える人材育成や技術力の強化を加速させるとともに、民間企

業を含む多様な主体の連携や国による支援を強化し、国民や企業が安心してICTを利活用し、豊かで便利な社会を作るため、総合的サイバーセキュリティ対策を推進します。特に、IoT由来の新たな脅威も見据えたサイバーセキュリティの確保・強化のために、NICTの大規模演習基盤の活用等による人材育成やIoTセキュリティの総合的な対策を推進します。

また、地方自治体についても、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、地方自治体の行政に重大な影響を与えるリスクも想定されることから、その情報セキュリティ対策の抜本的強化を推進します。

さらに、諸外国等との効果的な連携を図り、サイバー分野における日米及び日ASEAN等の政府間の対話を始め二国間・多国間での政策対話・取り組みや国際会議への参画等を通じた国際協調による協力体制の構築を図ります。

そのため、現在、サイバー先進国である米国に比べてはるかに劣る予算を充実させ、特に、警察庁や防衛省、海上保安庁においては、サイバー防衛隊等を拡充し米国並みの動的防御システムやバックアップシステムを早急に構築します。政府機関の情報機器や複合機等の政府調達に際しては、サイバーセキュリティの観点から、適切な製品等が調達される仕組みを推進します。

また、国家安全保障の観点から、サイバー先進国の技術を積極的に導入するための予算を充実させ、同時にわが国独自のサイバーセキュリティ技術の育成に大胆に予算を配分します。

238 高度なサイバー攻撃に対処する技術開発・実証の推進

日々、サイバー攻撃が高度化する中、攻撃手法や攻撃者の動静などを把握し、効果的な対策につなげるための技術開発や実証が必要です。このため、より実践的な環境を積極的に活用し、セキュリティのユーザー企業のプロジェクトへの参加を促しつつ、脅威の把握と防御のための技術開発・実証を推進します。

239 産業分野のサイバーセキュリティエコシステムの構築

世界では、見えないハッカーに対抗し、軍や産官学連携の仕組みが機能しています。一方、わが国の基幹産業のサイバーセキュリティの機能は散在し、エコシステムがない状況です。散在する各機能を有機的に連携し、サイバーセキュリティのエコシステムを起動するため、海外の機関と連携し、防御戦略の司令塔機能となる中核機関を明確にします。

240 重要インフラ等におけるペネトレーションテスト等の継続的な実施

重要インフラやIoTシステムにおけるサイバーセキュリティ対策が継続的に実施されるためには、日々、高度化する攻撃リスクを把握することが重要です。継続的なペネトレーションテスト等の実施を通じ、経営者を含めた攻撃リスクの認識を共有し、セキュリティ対策を推進します。

国土強靱化

241 国民の生命と財産を守る「国土強靱化（日本を強くしなやかに）」の加速

今後予想される首都直下地震や南海トラフ地震等をはじめ、地震、津波、豪雨・豪雪、土砂災害、火山噴火、高潮等のあらゆる自然災害等からかけがえのない国民の生命と財産を守り、事前防災・減災、並びに迅速な復旧・復興等を実施するために、早急に社会インフラの老朽化対策、住宅・建築物、道路、港湾、堤防等のインフラの耐震化の加速、緊急輸送ルート等のリダンダンシー（代替性）の確保、避難路・津波避難施設や救援体制の整備、観測・情報伝達体制の強化等の防災・減災対策を強力に推進します。

加えて、安全・安心なオリンピック・パラリンピック東京大会の実現を見据え、首都機能等の維持・強化及び分散を図るとともに、日本海国土軸など多軸型国土の形成と物流ネットワークの複線化、支援物資物流の円滑化を進め、国土全体の強靱化を図ります。また、国土強靱化の取り組みを地域経済の中長期的発展の呼び水とするとともに、雇用を創出します。さらに、国土強靱化の推進を通じた国際貢献を

図ります。特に、「国土強靱化基本法」に基づき平成 26 年 6 月に決定した「国土強靱化基本計画」の取組みを推進します。

また、老朽化対策等に予算を重点化するとともに、平成 25 年 11 月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」等に基づき、今後、老朽化する橋梁等の道路施設、港湾施設、河川管理施設、下水道等の的確な点検・診断、修繕・更新することにより、安全と安心の確保を促進して国民の生命と財産を守ります。

東日本大震災の発災時には、地方出先機関は、例えば、東北地方整備局による「くしの歯」作戦による緊急輸送道路の啓開・復旧、全国からの T E C - F O R C E の派遣等による災害復旧の円滑化等に大きな役割を果たしました。このような国の地方出先機関については、特定広域連合へ移管することなく、広域災害対応力の一層の強化を図ると共に、地域住民に身近な事業は地方公共団体が、基幹的・広域的な事業は国が行うよう、役割分担を適切に見直します。大規模災害時に緊急通行車両等の通行が確保されるよう、迅速に道路啓開等を行うため、道路管理者の人員体制や資機材の充実など、体制の強化を図ります。また、「津波対策推進法」に沿い、津波防災への意識向上のため、訓練を推進するとともに「世界津波の日」の理念を全世界に展開させます。

2.4.2 災害に強く国民に優しいまちづくりと都市の競争力の強化

東日本大震災等の教訓を踏まえ、大規模自然災害に備えるため、公共交通インフラ等をはじめ住宅・建築物の耐震化や密集市街地の解消、地下空間等の防災対策の推進、広域的な基幹ネットワークの整備・複線化、津波・高潮対策のための避難路・津波避難施設・海岸堤防等の整備を進めます。

平成 26 年 8 月に広島県で発生した土砂災害を受けて改正された「土砂災害防止法」を的確に運用するとともに、土砂災害防止施設の整備を推進します。また、昨年の通常国会で成立した「改正水防法・下水道法」を踏まえ、想定しうる最大規模の洪水・内水・高潮に対する避難体制等を充実強化させるとともに、河川改修やダムを活用した治水機能の強化、下水道による都市の浸水対策を緊急的に推進し、特

に事業中のダムやスーパー堤防は地元の意見を踏まえながら建設の促進を図ります。平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の教訓を踏まえ、ハードとソフトの対策を適切に組み合わせ、総合的な防災・減災対策に取り組めます。

平年を大きく超える豪雪に対しては市町村に除雪費を臨時に補助する制度を活用するとともに、地域の孤立化を防ぐ緊急防災公共事業を推進します。

また、基幹的広域防災拠点の整備及び運用体制の構築や気象、地震・火山監視機能の強化、緊急地震速報や土砂災害警戒情報の提供など、災害に強いまちづくりを推進するため総合的な対策を推進します。

さらに、集約型都市への取組みを支援するとともに、自転車通行空間を整備するなど自転車利用者や歩行者の安全な環境を確保し、環境と健康に配慮した、すべての国民に優しいまちづくり、公共交通も活用し歩いて暮らせるコンパクトシティづくりを進めます。付加価値の高い産業や人材を惹きつけ、東京をはじめとする大都市の国際的なビジネスの拠点としての競争力を高めるため、都市開発への民間投資を促進するとともに、都市圏全体の戦略づくり、外国人の生活機能のサポートやシティセールスなどの取組みを推進します。

さらに、地震、津波等の災害が発生した際に情報を入手しやすくし、災害時要援護者である高齢者、障害者、子供、妊産婦等が安全・安心に避難できるよう、避難経路等のバリアフリー化を推進します。特に、視覚障害者や聴覚障害者等の情報入手に困難を抱える方々に対し、様々な障害特性に配慮した文字、音声、点字、記号、筆談、手話、録音、光、振動等の多様なコミュニケーション手段による情報提供を推進するほか、周囲の状況や緊急性、情報の量等に応じたわかりやすい情報提供を推進します。緊急輸送道路を対象とした電柱の新設を禁止する措置の全国展開や固定資産税の特例措置を活用するとともに「無電柱化基本法案」を速やかに成立させ、電柱・電線が無い状態が標準であるとの認識を共有しながら、国民的な取り組みとして無電柱化を推進します。

2 4 3 大規模災害や土砂災害、噴火災害などに備えた地域の防災力の充実・強化

南海トラフ地震などの大規模災害に備え、緊急消防援助隊を大幅に増隊するとともに、産業・エネルギー基盤の被害軽減を図るため、必要な車両・装備等を整備します。

また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえ、地域住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たす消防団について、地域防災力の充実強化の気運を醸成するため、充実強化大会の開催等により、意識啓発を実施することとあわせ、若者（学生）・女性等の入団を促進し、また、資機材、車両、教材等の整備や訓練の実施により、女性や若者が活躍する場と機会を広げていくとともに、災害対応能力の向上を図ります。

あわせて、災害対応の標準化を推進し、防災に携わる人の教育訓練の場の整備を図るとともに、平時においても利用できる災害時用資機材の地域での活用も検討します。

さらに、火山における登山者等の安全を確保するため、火山防災情報の収集・伝達手段や、地方公共団体における退避壕等の整備を促進し、救助・情報収集に必要な装備等を充実・強化します。

住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりのために地方公共団体に活用されている「緊急防災・減災事業債」は、延長・拡充します。

2 4 4 都市防災の推進

特に人口が密集している三大都市圏を始めとする大都市の機能（政府機能含む）を守るため、通信ネットワークの確保、帰宅困難者対策、業務継続に必要なエネルギー自立性の向上・多重化、木造住宅密集地域における不燃化・耐震化、避難地・防災拠点となる防災公園の確保、コンビナート対策、宅地や港湾等の液状化対策、上下水道の老朽化対策や耐震化等のライフラインの防災対策を進めるとともに、ゲリラ豪雨に備えて河川の改修や地下調節池を整備し、排水施設の効果的な整備を進めます。上部空間の利用等により首都高速道路の老朽化対策と民間都市開発とを一体的に行うなど、PPP 事業を活用して、都市と高速道路を一体的に再生します。

さらに、大規模地震が発生した場合にも港湾機能

を維持するため港湾BCPの策定等を進めます。

また、ハツ場ダムを完成させ、沿川地域の洪水被害を防ぐとともに、首都圏の水需要に対応します。

2 4 5 G空間防災システムとLアラートの連携推進

G空間情報（地理空間情報）を活用した安全で災害に強い社会を実現するため、G空間防災システムの普及展開を図るとともに、自治体等が発する災害情報を多様なメディアに一斉同報するための共通基盤であるLアラート（災害情報共有システム）の普及展開を加速させます。同時に、G空間防災システムとLアラートとの連携を推進することにより、災害時における被害の軽減、自治体における防災業務の効率化、行政コストの削減を実現します。

2 4 6 地震・津波、水害・土砂災害、火山噴火等の自然災害に対する強靱な社会を構築するための研究開発の推進

火山噴火、地震・津波、ゲリラ豪雨・土砂災害などの大規模な自然災害から国民の生命と財産を守るため、防災・減災対策を強化するとともに、被害を最小化し早期に回復する社会を構築することを目指した研究開発を推進します。

切迫性の高い南海トラフ地震などの巨大災害対策、御嶽山や口永良部島等の噴火を踏まえた火山対策を含め、地震・津波、火山噴火をはじめとした自然災害に対する全国的な観測体制の充実・強化を図ることで観測・予測・対策技術の研究開発を推進するとともに、特に首都直下地震等を対象として避難行動や事業継続判断に必要な高精度な被害予測の実現等を通じ、首都機能を確実に維持するための取組を進めるなど安全・安心な社会を構築することを目指します。

さらに、発災時に被害を最小化する技術や発災後に迅速な復旧・復興を可能とするような防災科学技術の推進を図るなど、国土強靱化の基盤を強化します。

2 4 7 生産性・機能性を高めるインフラマネジメントの推進

経済活動の生産性を向上させ、力強い経済成長を実現するため、ストック効果の高い社会資本整備を進めてまいります。

このため、社会資本整備重点計画に基づき、新規投資について、経済成長、生活の質の向上、国土強靱化等による安全・安心の確保等の分野への選択と集中を進めるとともに、既存施設についても、その機能を最大限に活用していきます。こうした取組を推進するとともに、現場の担い手や技能人材を確保するため、安定的・持続的な見通しを持って計画的に必要な公共投資を行います。

また、社会インフラの迅速且つ的確な災害対応・維持管理・建設に役立つロボット等先端技術の開発・導入を促進します。

248 国民に約束した国の基幹ネットワークを含む道路網の整備

高速道路のミッシングリンクの解消や4車線化など、従来の事業評価にとらわれることなく、国民に約束した国の基幹ネットワークを含む全国の道路網の整備を促進します。また、渋滞ボトルネック箇所の解消のためのビッグデータに基づくピンポイント対策や、ETC専用のスマートインターチェンジの整備を進めるなど既存のネットワークの使い方を工夫し、円滑かつ安全な交通サービスの実現を目指します。高速道路料金については、利用重視の観点から、実施目的が明確で効果の高い割引を行うとともに、適切な維持管理・更新へ対応したものにします。なお、大都市圏については、環状道路時代にふさわしく、分かりやすい料金に整理します。

巨大大津波時に防潮機能を発揮するとともに緊急避難路や避難所となり、復旧・復興支援物資などを輸送する代替路になる道路など「命の道」や生活道路・通学路の安全対策など、地域生活に不可欠な道路等については、従来の事業評価にとらわれることなく、積極的に整備を進めます。道路は、国民の貴重な資産であり、地方公共団体のインフラ点検・修繕の支援を充実するなど、産学官の予算・人材、技術を最大限投入し、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを推進します。

249 総合的な交通体系の整備

交通政策基本法に基づいて策定された交通政策基本計画を踏まえ、交通政策を総合的かつ計画的に

推進します。「生活の足」となる地域公共交通を確保し利便性を向上させるため、改正された地域公共交通活性化再生法に基づき、地域の交通ネットワークの再構築に向けた計画策定を推進するとともに、交通事業者や地方自治体などの取組みを人材、ノウハウ面や財政措置等により支援します。また、改正タクシー特措法に基づき、運転者の労働環境の改善とタクシーの安全性やサービスの向上等に取り組みます。東京都心と羽田・成田両国際空港を結ぶアクセス道路の整備・鉄道アクセスの改善、横田の空域返還等、空港・港湾や高速道路等の基幹ネットワーク作りを着実に進め、国際競争力に資する総合的な交通体系を整備します。また、高速バスネットワーク強化のため、乗り継ぎ拠点の整備などを行うとともに、地域のバスの利用環境の向上のため、「道の駅」のバスの乗り継ぎ拠点化などに取り組みます。

整備新幹線は、平成24年6月に着工した新函館北斗—札幌間、金沢—敦賀間、武雄温泉—長崎間については、政府・与党申合せ等に基づき、開業効果をできる限り早期に発揮できるよう取組みます。同様に、地方創生に役立つ、整備新幹線を含む高速鉄道体系の形成を促進するとともに、北陸新幹線については敦賀—大阪間のルート選定に取り組むなど、大阪までの延伸を進め、関西空港と新大阪の新幹線によるアクセスについても検討します。さらに、基本計画路線も含め、地方創生に役立つ幹線鉄道ネットワークの構築に向けて取り組みます。また、並行在来線に関わる地方負担の軽減を図ります。青函共用走行問題については、平成30年春から時間帯区分による高速走行を実現するとともに、引き続き、新たな走行システムによる方策の検討を進めてまいります。

超電導リニア（超電導磁気浮上式鉄道）については、平成26年10月の工事実施計画（東京—名古屋間）の認可を受け、整備を推進します。建設にあたっては、「地産地消」の考え方の下、地元事業者が主体的に参画できるような環境を整備します。また、東京—大阪間の早期全線開通を目指して、あらゆる手段を講じ推進します。さらに、リニアを効果的に活用するためのアクセス整備や企業誘致のための優遇制度等を創設するとともに、超電導リニア技術

の輸出を支援します。フリーゲージトレイン（軌間可変電車）についても、その実現を目指します。

モーダルシフトの推進やCO₂削減の観点から、交通体系全般を見直します。宅配便の再配達を削減するため、受取方法の多様化等消費者利便の向上を促進します。

250 世界と競争できる航空・空港環境、海事・港湾機能及び三大都市圏環状道路の整備

航空政策については、国民生活に必要な路線ネットワーク網を維持することを目的として、諸施策を総合的に推進します。首都圏の国際競争力の強化や地方経済の活性化のため羽田・成田両空港の発着枠の拡大を行うとともに、LCC（格安航空会社）の参入促進やCIQ体制の充実等外国人旅行者の受入体制の充実、ビジネスジェットの利用環境の改善等により空港の活性化を図ります。また、国際競争力の強化による本邦航空産業の発展のため、航空自由化（オープンスカイ）を戦略的に進めるとともに、空港使用に係るコストの見直し等、諸外国とのイコールフットィングを目指し、さらに人手不足が将来の航空需要の隘路とならないよう、航空機の操縦士・整備士・製造技術者等の養成・確保を推進します。あわせて、組織認証制度等を活用した航空機整備・製造産業の拡充に取り組み、MRO（航空機の整備・修理・オーバーホール）産業を推進します。国産旅客機（MRJ）の安全性審査を適確に実施するとともに、市場への投入・外国への輸出円滑化を通じ、航空機産業の振興を図ります。

わが国の産業や経済を支える海事産業について、外航海運の国際競争力強化や安定輸送の一層の確保、内航海運の活性化に取り組むとともに、優れた船舶の供給などを通じて造船業の競争力強化を図ります。

また、地域の経済・産業を支える港湾において、世界標準の大型船舶や急増するクルーズ船に対応した港湾機能の確保、アクセスの向上、港湾運営の効率化、サービス水準の向上、ICT利活用、産業の立地環境の整備、地域の基幹産業や輸出産業を支える物流機能の強化、国際バルク戦略港湾の機能強化、国際コンテナ戦略港湾へのアジア広域集貨の促進、

国管理への移行、海上交通管制の一元化などを図り、国の主導による国際競争力の強化を目指すとともに、大規模地震が発生した場合にも港湾機能を維持するなどわが国産業のライフラインとしての港湾の災害対応力の強化を目指します。さらに、老朽化した港湾施設やコンビナート関連インフラの刷新を図るとともに、強大化する台風に対して脆弱な臨海部の防災機能強化を図るなど、産業・物流基盤の安全性を確保します。

さらに、都市の国際競争力の強化のため、三大都市圏環状道路の整備を進めます。

251 情報インフラ整備の強化と災害時即応能力の促進

携帯電話や無線アクセスなどの新規電波利用ニーズの増大に伴い、電波の逼迫は日々深刻化しています。防災の観点からも、最も身近な社会インフラとなった携帯電話網の障害を最小化すると同時に、大容量の基幹通信網が必要となるデータセンターなどの分散化・地域産業化を図り、全国的に通信網を強化します。また、首都圏に集中している政府情報システムを分散配置するとともに、冗長性のある超高速ネットワークで接続する等、バックアップ体制を緊急に整備します。

東日本大震災では、房総半島に集中している海底ケーブルの多くが被害を受けました。現状のままでは海外との通信網に支障が生じる恐れがあり、他地域への増設を早急に手当てします。

さらに、産業界や政府・公共分野で膨大な情報のオープン化やビッグデータ解析が浸透するのに伴い、情報インフラの拡充が必須となることから、さらなる超高速ブロードバンド整備を促進します。

またICTを活用し、活力ある地域をつくる地域経営に資する「公共クラウド」をベースとしたインフラを導入します。離島も含め全国では、災害時における住民への情報伝達手段等において都市部との格差が生じており、早急な地方の情報インフラ整備が不可欠です。そのため超高速ブロードバンド整備の促進や自治体システムのバックアップ体制をクラウド技術により充実させ、地方のハンデキャップを逆手に取り、分散型の情報企業・産業シフトを

敷き、新規事業者が参入する際の初期投資や運用コストに対する財政支援が充分に行われるよう所要予算を確保します。

社会保障制度の確立

252 社会保障の充実

「自助」・「自立」を第一に、地域のおたがいさま・おかげさまの「共助」と「公助」を組み合わせ、税や社会保険料を負担する国民の立場に立って、持続可能な社会保障制度を構築します。消費税財源は、その全てを確実に社会保障に使い、子ども・子育て支援、医療、介護、年金を総合的に充実していきます。

〈子供・子育て〉

253 子ども・子育て支援新制度の着実な実施

平成27年4月から施行された、すべての子育て家庭を支援する「子ども・子育て支援新制度」について、必要な予算を確保しつつ、地域の実情を踏まえながら、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充、質の向上の双方を実現します。

254 待機児童の解消に向けた取組みを加速化

保育に関しては、児童福祉としての認可保育所を中心とした現行保育制度の改善・拡充を思いきってすすめることにより、子供の健やかな成長と安全・安心な保育を保障するとともに、子育て家庭の支援を積極的かつ大胆に行います。

さらに、保育を必要とする全ての子供たちが質の高い保育を受けられるよう、

- ・「待機児童解消加速化プラン」による平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を40万人から50万人分に上積みし、整備を推進
- ・事業主拠出金を活用した企業主導型保育など多様な保育サービスの整備
- ・保育士等の更なる処遇改善（2%相当の処遇改善とともに、保育士として技能・経験を積んだ職員について、まずは競合他産業との賃金差がなくなるよう追加的な処遇改善）
- ・保育補助者の雇上げ支援やICTの活用による勤務環境改善、就業促進や離職防止などによる総合的な

保育人材確保対策

- ・保育士等の職員配置や施設基準の改善
- ・地方における保育所の定員割れ対策
- ・フルタイムやパートといった親の働き方等の如何によらず、子供の生活及び教育の観点からの適切な保育時間の確保

などの実現を図ります。

また、民間保育所運営費については、『児童福祉法』第24条に基づき市町村の保育の実施義務を堅持するとともに、施設整備費等の国庫補助を守ります。

255 妊娠から子育てまで切れ目のない家族支援

次代を担う子供たちを育てる少子化対策は、日本経済と社会保障全体の基盤であることから、子ども・子育て支援新制度に基づき、支援の充実を図るものも含め、次のような妊娠から子育てまで切れ目のない支援を進めます。

- ・妊娠や不妊に関する知識の普及啓発
- ・特定不妊治療に要する費用の助成、相談支援等の不妊に悩む方に対する支援の充実
- ・妊婦健診費用の公費負担の継続
- ・妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行う子育て世代包括支援センターの整備
- ・居住地域で出産できるよう産科医療機関の確保を支援し、周産期医療ネットワークを整備・充実するなど出産環境の整備
- ・小児の救急医療体制の整備・拡充
- ・産後の母親に対するケアの充実や、新生児から3歳まで発達段階に応じた訪問育児支援の充実
- ・必要な財源を確保した上で、国公私立の幼稚園・保育所・認定こども園を通じ、全ての3歳から小学校入学までの幼児教育の無償化への取組み
- ・病児・病後児保育や一時預かり保育、地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンターなどの保育メニューが利用したい時に利用できる体制整備への支援
- ・子供の発育に影響を及ぼす感染症の予防啓発の充実や小児医療の充実など乳幼児の命を守る仕組みの構築
- ・乳幼児健診を充実し、発達障害などを早期に発見できる体制の整備

- ・就学援助の充実など小・中学生の子供のいる家庭への支援の検討
- ・放課後子ども総合プランの推進。共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するために、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を、学校施設等を活用しつつ進めます。放課後児童クラブについては、約122万人分の受け皿を整備するとともに、全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指します。さらに、放課後児童クラブについて、追加的な受け皿整備を平成30年度末に前倒して実現するための方策を検討します。

その他にも、

- ・パパママ教室を充実し、出産前に命の大切さや成長発達を学ぶ機会の提供
- ・企業において、父親が育児休業や配偶者出産休暇を取得できるような環境の整備（8819運動）をはじめ、父母ともに育休をとりやすい、育休をとることが不利にならない環境の整備などでゼロ歳児に親が寄り添って育てることができる社会の推進
- ・育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場環境の整備
- ・経済的に様々な困難を抱えているひとり親家庭に対し、「すくすくサポート・プロジェクト」により、相談窓口のワンストップ化、学習支援等を行うことが可能な居場所づくり、資格取得促進のための給付金の充実や貸付事業の創設、あわせて、児童扶養手当の多子加算の増額
- ・祖父母などの子育て経験者が子育て家族を支える制度の整備
- ・多世代同居の促進
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・育児休業取得後の円滑な職場復帰を支援するため、中小企業で働く労働者個々人のニーズに応じた「育休復帰支援プラン」の策定・利用を支援

- ・マザーズハローワーク事業の拡充等により、出産・子育て後の再就職を積極的に支援
- などにより子育て環境の整備を図ります。

256 児童虐待の早期発見のため、地域や社会による取組みを一層加速化

児童相談所全国共通新ダイヤル189番の周知・活用促進と利便性向上を図り、要保護児童対策地域協議会が医療機関や警察などの関係機関との連携をさらに強化し、機能的に取り組む仕組みづくりを推進します。また、子供たちを取り巻く保健医療職を対象に、早期発見のための研修を実施するほか、児童虐待の実態を正確に把握し、通告を受けて迅速に対応するための『改正児童福祉法』を円滑かつ着実に施行します。さらに子供の育ちを守り、虐待を防ぐための啓蒙活動を、積極的に展開します。

257 虐待された子供たちに笑顔を

児童養護施設等で育った子供たちの自立を可能にするために、18歳以降の就業や生活支援の制度を充実させるとともに、子供たちが家庭的な雰囲気の中で生活し、多世代間の交流や地域交流ができるよう児童養護施設や児童相談所など社会的養護の機能を拡充します。また、児童一人ひとりにきめ細かな対応ができるよう、専門的な職員の増員や配置基準の引上げなどに取り組めます。

さらに、里親制度やファミリーホームを推進するなど、虐待した親や虐待された子供たちが再び笑顔を取り戻せるよう支援策を拡充します。

〈年金・医療・介護〉

258 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

年金保険料率の上昇を抑制するため、平成26年度から恒久化された基礎年金の2分の1国庫負担は確立されており、その下で、年金制度を持続可能なものとし、若者の給付水準の確保等を図るための制度改革に取り組み、若者も高齢者も安心できる年金制度を運営します。

高齢者の方々の働く力や意欲を生かせるように、働き方等人生設計に合わせて年金の受給時期や受給額を弾力的に選択できるよう、給与に応じて年金

受給額が減少する現行の在職老齢年金制度をはじめ制度の見直しを検討します。

パート等非正規雇用者への被用者保険（医療、介護を含む）の対象拡大については、平成28年10月からの501人以上の企業への拡大にあわせ、500人以下の企業でも労使合意に基づき被用者保険に加入できる途を開きます。今後とも雇用や経営に対する影響を踏まえつつ検討します。

自営業者や一部の短時間労働者など、被用者保険の適用のない方が出産される際の負担を軽減するため、産前産後期間の保険料を免除します。

無年金者対策として、年金の受給資格要件の期間を25年から10年に短縮するとともに、低年金対策として、年金制度とは別途に、福祉的給付などの対策を実施します。

年金積立金の運用は、平成13年の自主運用開始以来、約50兆円の黒字となっています。さらに安全かつ効率的に運用するため、積立金の運用を専門的に行っている法人（GPIF）の組織の見直しを行います。

年金記録問題の更なる解明と迅速な救済、年金個人情報に対して攻撃が及ばないシステムの構築などのセキュリティ対策により、年金への信頼を取り戻します。

2 5 9 国民が安心できる持続可能な医療の実現

国民が住み慣れた地域において必要な時に質の高い医療が受けられるように、次の施策を実施し、地域において必要な医療を確保します。

- ・都道府県による地域医療構想の策定・実現を支援し、患者がその状態に合った適切な医療を地域で安心して受けられる体制の構築
- ・地域医療介護総合確保基金を活用した病床の機能分化・連携の推進、在宅医療の充実、地域の医療従事者確保などにより、地域における医療課題への対応を進め、地域医療構想の実現を支援
- ・地域枠の活用による必要な医学部定員の確保を図るとともに、実効性のある医師の科目別、地域別偏在対策を講ずる
- ・臨床研修医制度の見直し
- ・勤務医の処遇改善
- ・女性医師の働きやすい環境の整備

- ・診療所（有床診療所を含む）の機能の強化・充実
- ・地域の医療の必要性の調査などに基づく病床数及び高度医療機器等の適正配置、医療機関の連携体制の充実
- ・かかりつけ医の育成と導入
- ・急性期後の患者を受け入れる後方医療機関の整備
- ・救急医療機関の機能充実
- ・かかりつけ薬剤師・薬局の充実・強化
- ・地域に定着する看護職員等の養成の充実
- ・医療人材を活用したチーム医療の推進
- ・産業医と精神科医等との連携を含め地域産業保健センターの充実・強化等

人間としての尊厳が守られ、人生の最終段階を穏やかに過ごせるように、終末期医療をはじめ医療のあり方について患者の意思がより尊重されるような見直しを行うとともに、看取りのための施設整備や在宅サービスの提供など、そのための環境を整備します。

予防医療総合プログラムの策定や検診を積極的に受診した場合の受診者本人へのインセンティブ付与などの誘導策の導入、特定健診・特定保健指導の推進等により、健康寿命の延伸や、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進します。

後発医薬品の使用拡大、二重診療（過剰投与）の抑制、さらには給食給付（医療上必要なものは除く）など保険給付の対象となる療養範囲の適正化を図り、保険料負担をはじめ国民負担の増大を抑制します。

国民健康保険の運営の安定化、保険者機能の強化を図るため、財政支援の拡充を行うとともに、運営単位を市町村単位から都道府県単位に広域化します。

また、官民格差を是正する観点からも、共済組合と協会けんぽの統合を進めるとともに、保険者機能を維持しつつ被用者保険の料率について過大な格差の是正を図ります。

これに加えて、平成28年10月からの短時間労働者の適用拡大に伴って生ずる負担増について、緩和の措置を講じます。

高齢者医療制度は現行制度を基本としつつ、負担能力に応じた負担となるよう支援金負担の見直しを実施するとともに、拠出金の負担が重い健保組合への財政支援、協会けんぽへの国庫補助の継続による

財政安定化などにより、国民皆保険制度を守ります。

患者の利益に適う最先端の医薬品、医療機器等が一日も早く使用できるように、現行の評価療養に加え、新設される患者申出療養によって患者の選択肢を拡大します。

また、治験に参加できない患者の治験薬へのアクセスを充実させるための仕組み（人道的見地から実施される治験（日本版コンパッションネートユース））を導入するとともに、治験中の医療機器、再生医療等製品についても同様に取り組んでいきます。これにより、安全性と有効性が確保されていることを前提に、わらにもすがる思いで闘病している患者にも承認されていない医薬品等を使用しやすくします。

サービスを利用する高齢者の立場に立って、年金、医療、介護などのサービスを自らの状況に応じて適宜組み合わせ、総合的に利用できるように検討します。また、一部の医療保険者においては、壮・中年期における健康への自助努力をカフェテリアプラン（選択型福利厚生制度）により奨励する取り組みが広がってきており、国もその普及を図ります。

医療に対する消費税の課税のあり方については、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行い、税制上の措置について、医療保険制度における手当ての在り方の検討等とあわせて、総合的に検討します。

地域医療の中核的な役割を担う公立病院については、過疎地や産科、小児科、救急部門における医療などを中心に、地域の民間医療体制の状況も踏まえつつ、経営効率化等を進めるとともに、地方交付税などによる適切な財政支援を行い、経営健全化と地域医療の充実に努めます。

地域医療の連携を推進する医療法人制度の円滑な施行を進めます。

全国どこでも救急患者が医療機関に確実に受け入れられる救急医療体制づくりやドクター・ヘリコプターの体制の整備を行い、救命率の向上を目指します。

入院患者の安全をしっかりと守るために、とりわけ中小病院・有床診療所の防火設備（スプリンクラー設備、火災通報装置等）の整備をさらに推進します。

260 医療機器の研究開発及び普及を促進

医療機器の研究開発及び普及を促進するための基本法である議員立法の『国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律』や医療機器の特性を踏まえた制度構築等を内容とする『医薬品医療機器等法』（旧薬事法）に基づき、承認審査や研究開発に関する体制の整備等を進め、海外で使用されている医療機器等が日本で使用できない状態を解消するため、医療ニーズの高い未承認医療機器等を選定し、その開発を推進する他、「先駆け審査指定制度」によって、日本発の著明な有効性が見込まれる医療機器等の開発と迅速な導入を図ります。

261 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けるための総合的施策の推進

世界初の iPS 細胞を用いた臨床研究が行われるなど、わが国の再生医療は実用化に向けて着実に進歩しています。議員立法の『再生医療を国民が迅速かつ安全に受けるための総合的施策の推進に関する法律』や、その基本的な方向に沿って制定された『再生医療等安全性確保法』、医療機器や再生医療等製品の承認を迅速化する『医薬品医療機器等法』（旧薬事法）等に基づき、「再生医療の実現化ハイウェイ」や「先駆け審査指定制度」をはじめとした、再生医療の研究開発から実用化までの施策を世界に先駆けて総合的に推進し、国民が受ける医療の質及び保健衛生の向上のための取組みを進めていきます。

262 がん対策の充実

がんや心疾患など、専門医療に対する国民のニーズに応えるために、地域が求める医療機能や施設・病院の整備（ブロックごとのがん診療連携拠点病院、緩和ケアセンターなど）を緊急かつ集中的に行います。

「予防」、「治療・研究」、「がんとの共生」を柱に、かかりつけ医による受診勧奨の推進を図る等のがん検診受診率の向上、がんのゲノム医療の推進やがん医療に関する情報提供、がん診療連携拠点病院における相談支援や緩和ケアの推進を行うなど、がんの克服に向けた対策を加速化させます。

「がんによる死亡者の減少」、「すべてのがん患

者及び家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を目指し、放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進、働く世代や小児へのがん対策の充実、小児がん拠点病院の整備、地域の医療介護サービス提供連携体制の構築、地域の拠点としての機能を持つ医療機関の整備によるがん医療の均てん化と疾患別・治療別の機能連携による集約化、専門医の育成、新たながん研究総合戦略の策定と推進、がん診療連携拠点病院とハローワークの連携による就労支援など、患者・国民の立場に立ったがん対策を総合的かつ計画的に推進します。

また、議員立法の『がん登録等の推進に関する法律』に基づき、がん患者の情報を全国の医療機関から集め、がんの発生の状況や、生存率、早期発見率などを分析することにより、データに基づく適切ながん対策を提供し、がん医療の質を向上させることが可能となりました。日本全国で、精度の高いがんに関する情報が収集されるよう、更に取組みを推進します。

2 6 3 感染症対策の充実・強化

デング熱の国内発生や海外における鳥インフルエンザ（H7N9）や中東呼吸器症候群（MERS）、エボラ出血熱の発生など、昨今、感染症によるリスクが高まり、また、ヒトやモノの移動の国際化の進展により、新しい感染症がわが国で発生するおそれが高まっています。わが国の感染症対策を早急に強化し、国民の安全を確保するため、感染症法の改正法案を成立させました。

西アフリカで大流行したエボラ出血熱等への対応として、検疫体制の強化や地方自治体による患者の搬送体制の構築など行政の対応力の強化、医師等の研修等を通じた感染症指定医療機関の受け入れ体制の強化、医療従事者を感染から守るための防護服の速やかな供給等、感染症対策のより一層の充実を図りました。また、今後 万一、国内で発生した場合にも、国民に正しい理解に基づいて適切な行動をしていただけるよう、引き続き、エボラ出血熱に関する正確な情報を迅速に提供してまいります。

さらに、エボラ出血熱等の国際的に脅威となる感

染症が国内で発生した場合に備え、万全の検査・研究体制を整備する観点から、BSL4施設を有する国立感染症研究所を中心とした危険性の高い病原体等の検査体制の強化を進めるとともに、BSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成について検討している長崎大学において、地元関係者の理解を得るための協議が円滑に進められるよう、必要な支援を行ってまいります。

中南米を中心に流行しているジカウイルス感染症についても、国内での感染拡大を防ぐため、必要な情報の普及・啓発に努めてまいります。

新たな脅威に備えて、『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に則り、新型インフルエンザ等（高病原性鳥インフルエンザ由来等）が発生した場合、全ての行政機関・地方自治体・各企業・国民が一体となった国民保護のための体制を整備します。

2 6 4 ワクチン施策の推進

ワクチンで防げる病気はワクチンで積極的に対応するとの方針の下、ワクチンの一層の活用を図るため、健康安全保障の観点に立って、ワクチンの研究開発の促進と供給体制の整備、充実等を図ります。

他の先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」を解消するため、定期接種の対象として、平成28年10月には、新たにB型肝炎ワクチンを加える予定です。

さらに、現在検討が進められているおたふくかぜワクチン、ロタウィルスワクチンの定期接種化も含め、今後とも感染症予防を促進するなど、新たなワクチン政策の確立と推進体制を目指します。

予防接種の副反応について情報収集を行った上で、専門家による定期的な分析・評価を行うとともに、積極的に情報発信します。

2 6 5 健康医療情報のコミュニケーションの強化

国民の健康を守り、安全・安心な生活を確保する上で、感染症をはじめとする疾病対策を推進することが急務であり、国民の健康医療情報を学術的な観点から整理・評価した上で国民に発信し、正しい情報を共有するコミュニケーションを強化するための体制整備を図ります。

2 6 6 医療事故調査制度の実施

医療の安全を確保するためには、医療事故の再発防止を行うことが重要です。このため、引き続き改正医療法に基づく医療事故調査制度の円滑な施行を図ります。また、この制度の実施状況を踏まえて見直しを検討します。

2 6 7 死因究明体制の推進

公衆衛生の維持向上、犯罪の見逃し防止、そして遺族と社会の納得向上および医学の発展に向け、政府の死因究明等推進計画を踏まえ「死因不明社会」の解消を目指します。死因究明等推進基本法の立法を推進するとともに、モデル的な小児死亡例全例のAi（死亡時画像診断）実施や、全国的な解剖体制の充実など必要な措置を積極的に検討し、着実に実現します。

2 6 8 精神保健医療福祉の推進

国民の精神保健医療福祉の一層の推進と質の向上を推進します。

特に精神科救急医療、依存症、うつ病、身体合併症、児童思春期、認知症など精神科医療に対する新たな社会的ニーズの広がりや深刻化に対応して、精神科医療への適切な評価、精神疾患に対する正しい知識の普及や早期発見・早期治療の促進を図るための啓発運動、教育機関や職場などにおけるメンタルヘルス教育、診断法・治療法等に関する研究の推進を支援します。

『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』の普及啓発を図り、特に精神障害者差別解消に努力します。

また、地域社会において障害があっても安定した生活を営むことのできる共生社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等を促進します。

さらに、長期在院者対策として、地域生活をサポートするサービスの提供や受け皿の整備のため、地域での住居の確保を図るとともに、精神科病床の適切な機能分化等による精神科医療の効率化と質の向上を図るために努力します。

2 6 9 認知症施策の推進

認知症の方の日常生活を支えるため、新たな総合戦略に基づき、認知症の早期診断、鑑別診断とともに

に、身体合併症、精神症状と問題行動、生活機能障害へのリハビリテーション、認知症終末期医療などあらゆる病態に適切に対応できるよう認知症病棟の機能分化を着実に進め、地域ケアの後方支援として機能することにより、地域包括ケアをサポートし、認知症疾患医療センターと地域包括支援センターなどの機能を統合することにより、効率的な地域サポートシステムを整備し、地域での生活を継続するための地域ケアと施設ケアを統合した循環型医療介護総合モデルの体制の確立を目指します。また、精神科医療が中心となり、かかりつけ医も協力して、他職種と連携して高齢者や家族の相談等に応じる体制の整備を検討します。

2 7 0 看護職の確保および処遇改善の推進

看護職の確保対策を推進し、看護職が働き続けられるよう勤務環境を改善する仕組みを着実に普及・推進するとともに、潜在看護師の再就職支援を強化します。在宅医療・介護の充実の必要性を鑑み、介護保険施設や訪問看護に従事する看護職を確保し処遇を改善します。

また、看護職（助産師・保健師含む）の更なる能力の向上のために教育内容の拡充や大学・大学院での教育を推進し、役割の拡大を支援するための体制整備等を図り、その専門能力を現場でより活用できるようにします。看護職の養成所等に対する支援を拡充し、看護職を志す人を支援します。

2 7 1 国民歯科医療の充実・発展

健康長寿社会に寄与する歯科医療・口腔保健のエビデンスを活用した人々の健やかな生活を充実させます。

国民の生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健や歯科医療を推進し、口腔及び全身の健康維持増進を図ることによって、生活の基盤となる「食」を支えます。

特定健診（メタボリック・シンドローム対策）に歯科保健指導や歯科健診を導入し、国民生活の質（QOL）を向上させます。

労働者の一般健診に歯科健診を導入し、産業歯科医の役割を明確化することを目指します。

要支援・要介護者を含めた、高齢者・障害者に対する訪問歯科診療を充実させるとともに、多職種との医療連携環境を構築します。

また、歯科医療の提供体制を安定的に維持促進するため、歯科専門職の人材確保と労務環境の改善を図ります。

2 7 2 肝炎対策の推進

肝炎に係る医療費への助成制度の拡充を含め、肝炎対策の充実を図ります。また、B型・C型肝炎訴訟は各々の合意に則り、B型肝炎については、給付金の請求期限を延長するB肝特措法の改正法案を成立させた他、さらに完全解決に向け努力します。

2 7 3 難病・小児慢性特定疾病対策の充実

難病・小児慢性特定疾病については、『難病の患者に対する医療等に関する法律』等に基づき、医療費助成を適切に実施する他、相談支援体制の確保、療育環境の整備、就労支援、自立支援事業を実施するとともに、新薬の開発支援や医薬品の適用拡大により難病や小児慢性特定疾病の診断・治療方法の研究開発及び治療法の早期確立・普及を進めるなど、医療・福祉・就労等の総合的な対策を充実します。

2 7 4 ヒトT細胞白血病ウイルス・結核・腎疾患対策などの推進

ヒトT細胞白血病ウイルスについて、全国一律の妊婦健診での抗体検査実施により母子感染を予防します。成人T細胞白血病、HAMの感染者・患者に対する診療体制の整備等を進め、これらの疾患に罹患されている方々に対する相談支援等に努めます。

結核は年間約2万人の新規患者が発生するなど、依然としてわが国の主要な感染症であり、確実な治療の実施等、総合的な結核対策を推進します。腎臓病、糖尿病性腎症の予防対策と腎不全・透析治療に移行しないための啓発活動を促進し、腎臓病の原因究明の研究を推進します。また、透析患者が安心して治療を受け生活できる環境及び体制の整備に努めます。

健康寿命の延伸を図るため、糖尿病、脳卒中等の生活習慣病対策、慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策、

慢性腎臓病（CKD）研究事業を推進します。

議員立法の『アレルギー疾患対策基本法』に基づき、基本方針を作成し、治療体制・相談体制の整備や研究の促進等、アレルギー疾患対策を総合的に推進します。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、受動喫煙防止対策を一層強化します。

2 7 5 薬局・医療機関の薬剤師の職能、役割の拡充と積極的活用

国民医療の向上と健康づくり推進のため、昨年10月に策定された薬局ビジョンを踏まえ、地域の薬局（全国に約57,000軒）・薬剤師の積極的活用を図ります。医薬品安全対策および適正使用強化の一環として医薬分業の推進、チーム医療における薬剤師の業務の拡充と医療機関における薬剤師配置を推進します。薬剤師の卒後研修の充実を図るとともに、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する健康サポート薬局の取組みを推進します。

また、患者とともに適切な服薬を推進するため、災害時にも役立つ「電子お薬手帳」の普及を強力に進めます。

さらに、日本再興戦略等に基づき、医薬品（検査薬を含む）の医療用から一般用への転用（スイッチOTC）を進めます。

2 7 6 薬物の乱用防止の総合的推進

啓発、取り締まり、薬物依存者の治療・社会復帰の支援など薬物乱用防止対策を総合的かつ有機的に推進し、乱用防止対策を一層効果的に実施します。

心身に重大な悪影響を及ぼし、幼い子供などが犠牲者となる悲惨な事故を引き起こす危険ドラッグや覚せい剤、大麻等の薬物を根絶するため、麻薬取締部及び税関の体制の拡充を図るとともに、危険ドラッグのインターネット販売対策、水際対策等について、議員立法として成立した『医薬品医療機器等法（旧薬事法）』を最大限活用し、実効ある取締りを強化します。

277 安心・安全な一般用医薬品および一般用検査薬の適正な使用

一般用医薬品のインターネット販売に関する新たなルールが遵守され、また、違法なインターネット販売が行われないことがないよう、これまで以上に国や自治体による監視指導を徹底するとともに、国民に対する周知の徹底や注意喚起に努めます。

また、セルフケアから医療へ適切につなげられるよう、一般用医薬品及び一般用検査薬の安心・安全な使用のため、消費者への適切な情報提供を促進します。

さらに、適切な健康管理の下、セルフメディケーションを推進するため、検診、予防接種等を受けている個人が、スイッチ OTC 医薬品を購入した場合に所得控除できる制度（医療費控除の特例）を平成 29 年から始めます。

278 製薬産業に係る成長戦略推進と国民医療、健康への貢献施策の展開

製薬産業が創薬力を強化し、国民医療に更なる貢献ができるよう、産学連携・オープンイノベーション・国際化の推進をサポートするとともに新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度の本格導入・恒久化を図ります。加えて基礎的医薬品の安定供給に資する措置を強化します。また、長期の研究開発投資促進のため、研究開発税制の利用を促進するとともに、薬価制度におけるイノベーション評価を強化します。薬価改定の在り方については、薬価改定の毎年実施が製薬産業の国際競争力弱体化やドラッグ・ラグに繋がるとの指摘等も十分に踏まえて検討します。さらに、医療の効率化や国民の健康維持の観点から、後発品使用促進とセルフメディケーションを推進します。

279 医薬品の流通体制の充実

安全・安心・信頼の医薬品流通を確立するため、医薬品のトレーサビリティの確立、新型インフルエンザ・パンデミック対策の推進をするとともに、災害時のガソリン・電力確保等の危機管理体制を充実します。また、「医薬品産業強化総合戦略」等を踏まえ、医薬品流通の改善を着実に進めます。

280 リハビリテーションの提供体制強化

誰もが安心して生き生きと生活できる社会を実現するため、リハビリテーション提供体制を強化し、医療と介護で切れ目のない相互連携のあるチーム医療を推進します。また、適切な運動等の実施により、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

281 漢方医学の推進

日本の伝統医学である漢方医学について、指導者・臨床医の教育・研修、科学的根拠確立のための研究を推進します。漢方医学を支える漢方製剤の安定供給が可能となる環境を整備します。

282 国民が自主的に健康増進を図るための一般健康食品の利活用の促進

国民が自主的に健康増進を図るために、一般健康食品について適切な情報に基づいて選択が行えるよう、健康食品市場の発展を図るとともに、健康長寿を願う国民のニーズに積極的に応えてまいります。

283 生活の質（QOL）を高める統合医療の推進

統合医療は、病気の予防と健康増進を目指すとともに、治療から看取りまでを含み、生活習慣の改善を支援し、QOL の向上と生きがいを支える医療です。具体的には、現行の医療制度とともに、漢方や鍼灸などの伝統医療、食の安全と食育、健康増進のための住環境・社会環境の整備など、健康増進のためのあらゆる活動を統合する医療と、それに関係する活動です。

統合医療には「医療モデル」と「社会モデル」があり、医療モデルは、「近代西洋医学に補完代替療法や伝統医学等を組み合わせて QOL を向上させる医療」です。社会モデルは、健康長寿社会を目指すために、学際的な知識を総動員して、健康の社会的格差を是正するもので、地域が主体となってお互いの QOL を高める手段です。医療モデルと社会モデルは、互いに補い合い、社会関係資本（ソーシャルキャピタル）を有効に活用することで、高騰する医療費の適正化、平均寿命と健康寿命の格差の縮小などを目指すとともに、勤労世代が高齢者や若い世代を支える永続的な共助の構築を目指します。

統合医療は、WHO の「健康の社会的決定要因」や、国連の「持続可能な開発目標」と軌を一にするものであり、「人々の健康や病気に影響を与える社会的、経済的、政治的、環境的な条件」に対する政策提言です。

今後、『統合医療推進基本法（仮称）』の制定を求めるとともに、統合医療の基本理念に沿った政府一体の取り組みを進めていくことを求め、それを支援推進します。

2 8 4 健康で質の高い生活をめざすまちづくりの推進

地域住民が直面する健康課題には、一人ひとりの「心や身体の健康」のみならず、社会や文化、都市整備など住民を取り巻く多岐にわたる要因があります。その有効な包括的まちづくりとして、WHO が推進する健康都市プロジェクトやスマートウエルネスシティに取り組む自治体を支援するなど、個人から家庭、そして地域へと拡がる健康づくりを積極的に推進します。

2 8 5 財政の安定化を図り、介護保険サービスの充実と保険料の抑制

高齢化の進展により、増大が予想される介護保険料の上昇を抑制します。そのために、介護サービスの効率化、重点化を図るとともに、公費負担の増加などを行い、持続可能な介護保険制度を堅持します。また、地域包括ケアシステムの構築のため、必要な介護報酬を確保します。

「介護離職ゼロ」について、2020 年代初頭までに、介護サービスが利用できず、やむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指します。このため、在宅・施設サービス等の整備の充実、加速化や介護人材の確保を推進していきます。

介護人材の確保は、喫緊の課題であることから、競合他産業との賃金差がなくなるよう、キャリアアップの仕組みを構築し、介護従事者の一層の処遇改善を図ります。また、介護人材の機能分化を進め、中核的役割を担う介護福祉士の資質の向上と、多様な人材の参入による「すそ野の拡大」を図ります。

離職した介護人材の呼び戻し、若者、女性、中高年齢者等多様な人材の参入促進、キャリアパスの確立、介護職の仕事の魅力の向上、労働環境の改善、介護人材の活用の効率化、労働生産性向上等を含めた総合的な確保方を講じます。

また、特養の待機者をはじめ、要介護者が安心して介護を受けられる居場所の整備を行うために、特養・老健をはじめ、特定施設やグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの整備を進めます。

住民や自治体のニーズに応え、間仕切り等の工夫によってプライバシーの保護に配慮した上で、高齢者が適正な負担で必要な介護を受けられるよう、「多床室特養」の整備を進めます。

同時に、地域の高齢者が満足できる介護サービスを受け、安心して暮らせるよう、介護保険三施設など従来からある施設の有効活用、在宅サービスの強化、24 時間型の訪問介護や訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、在宅診療等の整備によって地域の介護不安を解消し、セーフティネット機能を充実させ、安心して生活を継続できる地域包括ケア体制を構築します。あわせて、家族介護者の精神的・身体的・経済的負担等の軽減のため、介護家族の介護負担軽減に資する制度の充実、介護休暇・介護休業の取得を推進する企業への助成等の施策を進めます。

『介護保険法』改正により平成 29 年度末まで延長となった介護療養型医療施設のあり方に関しては、同施設の機能を確保し、必要な見直しを行います。

大災害時において、被災した介護や支援が必要な方々を支えるため、地方自治体や関係団体等の支援チームの創設、他の施設等での受入れ等の仕組みづくりを推進します。

平成 27 年度より段階的に移行をされた「介護予防・日常生活総合支援事業」に関して、介護支援ボランティア等の地域資源の活用を推進するとともに、介護事業者の参入促進に資する人員基準・報酬単価の方策を講じます。

2 8 6 介護支援専門員の積極的活用

医療・介護・福祉サービスを必要とする人が過不足のないサービスを受けて、住み慣れた地域で自立

した生活を営むためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）による適正なケアマネジメントが必要です。そのために、居宅介護支援事業所の報酬の見直し・規制緩和を含む経営の独立性・中立性の推進・研修制度の充実を図るとともに、介護保険三施設・在宅介護サービスにおいて、自立支援や在宅復帰に向けた施設機能・在宅介護サービス機能の強化と活性化を図り、高品質な介護サービスを提供できるシステムをつくります。

また、それらを促進するため、社会保障制度において重責を担う介護支援専門員の国家資格化を目指します。居宅介護支援費に関しては、誰でも公平にケアマネジメントが受けられるように、介護保険制度で全額を賄う現行制度を堅持します。

287 在宅介護の支援

地域で多様な質の高い在宅介護サービスが提供できるよう、事業者の創造性と自律性が発揮できる環境を整えるための公的保険外サービスの普及を促進します。

これにより、混合介護の選択肢を増やし、介護保険内・外を含めたサービスの生産性向上を図ります。

権限委譲に伴う各自治体の運用が在宅介護分野の隘路とならないように、地方分権の観点にも配慮しながら、適正運用を図ります。

288 運動器リハビリテーションの充実とロコモティブシンドローム（運動器症候群）の早期発見

運動器の衰えにより、要支援・要介護となることを予防するため、医療における運動器リハビリテーションの充実を図ります。また、転倒・骨折・寝たきりのリスクが高くなるロコモティブシンドローム（ロコモ運動器症候群）該当者（予備軍を含め全国で推定 4,700 万人）を早期に発見し、リハビリテーションを指導することができるよう、運動器健診事業の導入を推進します。

289 障害者の方への施策の推進

障害者とともに安心して暮らせる共生社会の実現に向け、4 月に施行された『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』

と『改正障害者雇用促進法』の着実な実施に向けた取組みを進めます。また、2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、障害者スポーツの推進、そして障害者の芸術・文化活動のさらなる振興にも取り組みます。

「一億総活躍社会」の実現に向け、障害者一人ひとりの状況に応じて、地域に定着しつつ、自立して生活や就労ができるよう、『障害者総合支援法』等の改正により、障害福祉サービスの一層の充実を図るとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応していきます。あわせて、わが党が主導した『障害者優先調達推進法（ハート購入法）』の着実な実施に努めます。

意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する手話その他のコミュニケーション支援の在り方について、必要な法整備等を含めて検討し、その普及・充実に努めます。

また、障害者の意思が適切に反映された地域生活の実現に向けて、成年後見制度の活用をさらに促進するため、必要な法整備等を含めて取組みを進めます。加えて、平成 30 年から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加されることに伴い、雇用率の見直しに関する議論を進めます。

さらに、発達障害のある人が地域で安心して暮らすことができるような支援を進めるとともに、精神障害のある人の地域移行を進めるため、精神保健医療福祉施策の見直しについて検討を進めます。

引き続き、障害のある人の自立と社会参加のための施策を積極的に推進してまいります。

290 若年者・高齢者の就労支援、低所得高齢者等への生活支援の拡充

子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう子供の貧困対策を進めます。

若年者を中心に就労可能な者については、仕事へ就くよう促すため、求職者支援制度の活用等により就労を促進します。また、「生涯現役社会」の実現に向け、65 歳までの定年延長や 65 歳以降の雇用継続を行う企業等を支援するとともに、働くことを希望する高齢者については、ハローワークの「生涯現役支援窓口」における就職支援やシルバー人材センター

の活用等により、多様な雇用・就労機会を提供します。生活に困窮している低所得高齢者等に対して、その実態に即した生活支援を的確に行うため、生活に困窮している方々の支援に精通した NPO 等の活用を図るとともに、福祉的給付などの低所得者対策を実施します。また、単身高齢者や老々介護の増大などに対応するため、高齢者の生活の場となる養護老人ホーム、グループホームや特定施設などの整備を進めます。

契約を前提する社会において、判断能力が不十分なことによって不利益を被ったり、人間としての尊厳が損なわれることがないように、成年後見制度を充実させます。

291 生活保護制度、生活困窮者自立支援制度

生活保護制度については、真に必要な人に生活保護が行きわたるとともに、国民の信頼と安心感を取り戻し、納税者の理解の得られる公正な制度に改善します。

そのため、自助努力による生計の維持ができない者に対する措置ということを原点に、平成 25 年に改正した『生活保護法』に基づき、就労による自立の促進、受給者の状況に応じた健康や生活面等に着目した支援、不正・不適正受給対策の強化、後発医薬品の使用促進や頻回受診に係る適正受診指導等による医療扶助の適正化等を着実に実施します。

あわせて、ケースワーカーのマンパワーを拡充します。

生活困窮者の自立を促進するため、平成 27 年度から施行された『生活困窮者自立支援法』を全国において着実に実施し、自治体における自立相談支援事業の実施、所得が一定水準以下の人に対する住居確保給付金の支給や就労準備支援事業等の生活困窮者支援、生活保護受給世帯も含めた生活困窮家庭の子供の学習支援の充実・強化を図ります。

また、地域の住民互助の育成支援など地域コミュニティ全体の支える力を強化しながら、世代や高齢者、障害者、児童等の対象者にかかわらず、包括的・総合的に相談支援を行う体制の構築や、高齢・障害・児童等の福祉サービスの総合的な提供の促進を目指します。

292 社会福祉法人改革

高齢化、人口減少、地域社会の変容等により福祉ニーズが多様化、複雑化していく中で、生活困窮者への対応や地域における支え合いなどの面において、公益性と非営利性を備えた社会福祉法人が果たすべき役割は、ますます高まっています。

そのため、社会福祉法人のガバナンスの強化や透明性の向上などの措置を盛り込んだ『改正社会福祉法』を円滑かつ着実に施行し、引き続き、国民の期待に応えて地域の福祉ニーズに対応し使命を果たせるようにしていきます。

293 原爆被害者への支援

人類唯一の被爆国であることを踏まえ、被爆者の方々への支援策を推進します。

294 中国残留邦人への支援

中国残留邦人の方々のための生活支援をはじめとした様々な支援策を講じるとともに、平成 26 年 10 月に配偶者支援金を創設しましたが、今後さらに帰ってきて良かったと思えるような、きめ細かい対策を推進します。

295 さらなる国民の負託に応えられる社会保険労務士制度の推進

わが党は、社会保険労務士が、国民の利便性の向上とさらなる負託に応えられるよう、『社会保険労務士法』の改正に取り組み、法案を成立させました。今後、その着実な推進を図ります。

296 生活衛生サービスの安全・安心の推進

生活衛生サービスが、安全・安心に提供されるよう、生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合の活性化を図ります。また、建築物の衛生環境を確保するとともに、エネルギーコストの上昇にも対応できるよう日本政策金融公庫の融資の充実等を図ります。

297 柔道整復師の活動の支援

柔道整復療養費制度のさらなる制度改革と卒後臨床研修の制度化を目指します。また、地域包括ケアシステムにおける柔道整復師の役割を確立させます。

298 はり・きゅう治療、あん摩・マッサージ・指圧治療の充実

国民が国家資格であるはり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師が行う治療を、さらに利用しやすくなる制度の整備に努めます。また、更なる技術の向上を積極的に支援します。

299 栄養士・管理栄養士の積極的活用

今後、増加が想定される在宅療養者や高齢者に対して適切な栄養管理を提供できる体制を構築し、安心した生活を過ごせるよう、栄養士・管理栄養士の積極的活用を進めます。

300 一人ひとりの状況に応じた就労支援と労働環境の整備

ハローワークの機能強化等により、若者、女性、高齢者、障害や難病のある方など一人ひとりの状況に応じた就労支援を積極的に進め、全員参加の社会を目指します。

また、育児・介護休業制度の拡充などによる仕事と家庭の両立など頑張る個人を支援し、経済のグローバル化や活力ある社会に対応した労働環境の整備を進めます。

301 労働者の希望を生かした多様な働き方の実現

勤務地や職務等を限定した「多様な正社員」の導入や派遣労働者の正規雇用への転換などを行う企業への支援により、正規雇用への転換を希望する方々のキャリアアップ等を図り、不本意ながら非正規雇用労働者となっている方の割合を引き下げることなど今後5年間の正規雇用への転換の目標値や具体的な政策等が盛り込まれた「正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき取組を強力に推進するとともに、派遣労働者の正社員化など雇用の安定とキャリアアップの実現を図ること等を内容とする改正労働者派遣法の円滑な施行に引き続き取り組みます。職業能力評価制度の充実、ジョブカードやキャリアコンサルティングの活用、産業ニーズ等を踏まえた職業訓練などの職業能力開発を推進し、就業につながるマッチングシステムを確立します。

また、再チャレンジや成長産業への円滑な人材シ

フトを促進し、正規雇用の維持、拡大を図ります。そのため、労働移動を支援する助成金の適正化を図りつつ、専門実践教育訓練給付なども含め、再就職、転職支援の制度の活用を進めます。

女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げるため、同一労働・同一賃金の実現に踏み込み、非正規雇用労働者の待遇を改善します。このため、わが国の雇用慣行には留意しつつ、同時に躊躇なく法改正の準備を進めるとともに、あわせて、どのような待遇差が正当でないと認められるかは、早期にガイドラインを制定し、事例等を示します。

また、最低賃金については、過去3年で約50円引き上げてきましたが、中小企業・小規模事業者の生産性向上や価格転嫁等の取引条件の改善を図りつつ、年率3%程度を目途に引き上げ、全国加重平均1000円を目指します。

302 地域の創意工夫を活かした「しごと」や「ひと」作りの推進

東京一極集中に歯止めをかけ、魅力ある地方を創生するためには、安心して働くことができるよう良質な雇用機会を創出するとともに、新しい人の流れをつくり、地方創生に必要な人材を確保することが必要です。このため、地方自治体が実施する「しごと」や「ひと」作りにおける人材育成、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立するための人材環流、処遇改善等についての創意工夫を活かした取組みを迅速に支援します。

また、雇用情勢の改善や景気回復に伴い、建設、警備、運輸、看護、介護、保育、飲食サービス業などの分野において人手不足が問題となっています。このため、雇用管理の改善を通じて、従業員の職場定着に取り組む企業への支援を拡充するとともに、ハローワークによるマッチング機能の強化により、人手不足分野における求人ニーズに迅速に対応します。

303 働き方の見直し

一人ひとりが生きがいをもって活躍できる社会の実現に向け、子育てや介護を行いながら仕事を続けられるよう、長時間労働を是正することが重要です。このため、労働基準監督署による監督指導を強化す

るとともに、時間外労働の割増賃金の引上げや多様で柔軟な働き方の選択肢を増やす労働時間法制の見直しに取り組みます。さらに、36 協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始します。

304 新卒者就職対策の実施など若者の雇用対策の推進

若年労働力が減少する一方で景気回復を背景として求人倍率が高く、失業率が低くなっている今が、若者の雇用を改善する好機です。正社員希望者の新卒での正社員割合「100%」を目指して、学校と連携しつつ、新卒応援ハローワークにおいて就職支援を実施します。また、職場情報を提供し、若者の適職選択を支援すること等を内容とする若者雇用促進法の円滑な施行に引き続き取り組みます。さらに、非正規で働く若者に対してわかものハローワーク等における担当者制による正社員就職への支援を行うほか、若者の「使い捨て」が疑われる企業への対応策を強化します。

305 恩給の適正な水準を確保

国家・国民のために身命を賭して忠誠を尽くされた方及びそのご家族の生活を支えるための恩給は、国家補償として適正な水準を確保します。

306 戦没者遺骨の早期帰還

先の大戦において 240 万人もの方々が犠牲になりました。昨年、戦後 70 周年を迎え、戦没者のご遺族が高齢化する中、未だ 113 万人ものご遺骨が収容されておりません。この現状に鑑み、本年 3 月に御遺骨の遺骨収集を国の責務として位置づける『戦没者遺骨収集の推進に関する法律』を議員立法として成立させました。本法案は、平成 36 年度までを集中実施期間とすること、総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定することなどを内容としています。この基本計画に基づき、戦没者ご遺骨の収集・帰還を積極的に推進します。

あわせて、慰霊巡拝を推進します。

307 消費者行政の強化・充実

消費者庁創設時の理念に基づき、真に消費者目線に立った行政機能の強化、すなわち司令塔（消費者

庁）、監視機能（消費者委員会）、センター・オブ・センター（国民生活センター）、それぞれの機能の充実を図ります。

同時に、消費者の安全で安心な暮らしを守るために、「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる」相談体制の強化や、高齢者、障害者等の被害防止のための「地域の見守りネットワーク」を全国に整備していくことなどにより、地方消費者行政の強化を目指します。

308 消費者保護・育成施策の充実

食品表示制度を適切に運用し、不当な表示を防ぐため、事業者には課徴金を課す制度の円滑な運用を努めるとともに、少額多数の被害者への救済策として消費者裁判の特例手続の整備を進めます。また、事業者の消費者志向経営を促進するとともに、公益通報者保護制度の実効性の向上を進め、消費者と事業者双方の信頼関係を構築することなどにより、経済の活性化を図ります。

さらに、「消費者教育」を推進することで、消費者被害を防止するとともに、自主的かつ合理的に行動することができる自立した消費者を育成し、公正で持続可能な社会環境をつくります。

309 適正な規模の小口金融市場の実現と真の返済困難者の救済

2006 年 12 月の『改正貸金業法』の成立、2010 年 6 月の同法の完全施行という一連の流れの中で、市場の収縮・マクロ経済への悪影響、新種のヤミ金の暗躍、返済困難者の放置といった様々な影響が顕在化しています。そのため、上限金利規制、総量規制といった小口金融市場に対する規制を適正化することによって利用者の利便性を確保します。同時に、地方消費者行政、消費者教育の推進や多重債務者に対する支援体制を強化するとともに、ヤミ金融業者の摘発強化・適正業者の育成を図り、健全な借り手と健全な貸し手による適正な規模の小口金融市場の実現と真の返済困難者の救済を目指します。

310 国民の権利や国益を守る体制の強化

法の支配を徹底し国民の権利や国益を守るため、紛争を未然に防止する予防司法や国際的な法的紛

争対応の支援などの訟務局の人員・組織体制を充実させるとともに、関係省庁との連携を強化するなど、訟務機能を強化します。

3 1 1 青少年の健全育成

青少年健全育成のための社会環境の整備を強化するとともに『青少年健全育成基本法』を制定します。またITの発達等による非行や犯罪から青少年を守るための施策を推進します。

3 1 2 更生保護に携わる民間の方々の活動に対する支援の強化

わが国の良好な治安を支える保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護協会など、更生保護に携わる民間の方々の活動が一層充実するよう、地域における活動拠点である更生保護サポートセンターを増設置することを始め、民間協力者の方々が将来にわたって活動しやすい環境づくりに取り組みます。

また、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を始めとする広報啓発活動を強化し、罪を犯した人を地域社会で再び受け入れ、立ち直りを支えていくことができる社会的土壌の醸成に取り組みます。

3 1 3 刑務所出所者等の仕事と居場所の確保など、再犯防止に向けた施策の強化

刑務所出所者等が社会で「居場所」と「仕事」を確保するため、官・民一体となった再犯防止対策を着実かつ強力に推進するとともに、再犯防止の土台となる矯正施設の環境整備を迅速に進めます。

また、協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を始めとした経済的支援策を強化し、「更生保護就労支援事業」を全国各都道府県に展開します。

過酷な執務環境にある民間の更生保護施設の職員を増員し、受入れ機能と処遇機能を強化します。

3 1 4 成年後見制度の充実

成年後見制度は、本人の行為能力を補う制度であり、本人の死亡によりその職務は終了し、成年後見

人は法定代理権を失うこととなります。しかし、本人が死亡した後も、成年被後見人の入院費や債務支払い、遺体の火葬・葬儀・埋葬等について、成年後見人に対応が求められることが少なからず生じています。

これらの問題を解決するため、わが党が提出した「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」が本年4月6日の参議院本会議で可決・成立し、10月13日から施行されます。

この施行により、成年後見人による郵便物等の管理（郵便転送）が可能となり、成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限（相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為、相続財産に属する債務の弁済、遺体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為）が明確なものとなります。

3 1 5 総合法律支援の充実強化

国民の司法アクセス障害を解消するため、日本司法支援センターの業務体制を充実させ、同センターが推進する「司法ソーシャルワーク」（高齢者・障害者等に対し、福祉機関等と連携して積極的に働きかけ、法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組）を支援します。

3 1 6 「司法外交」の推進

日本型司法制度の強み等を重要なソフトパワーとし、コンGRES 2020（国際連合犯罪防止刑事司法会議）に向けて、「法の支配」、「基本的人権の尊重」などの普遍的価値を世界に普及させる多様な国際的取組みを、「司法外交」として総合的・戦略的に推進します。

3 1 7 家族に関わる課題の検討

婚姻時における夫婦の姓や親子関係のあり方など、家族に関わる様々な課題について、国民の皆様との議論を深めてまいります。

3 1 8 人権問題解消に向けた取組み

わが党は人権問題として新たに、①ヘイトスピー

チ問題、②年齢差別問題、③部落差別問題の3つの課題に取り組んできました。

ヘイトスピーチ問題については、「ヘイトスピーチ解消法案」を先の国会で成立させ、年齢差別問題については中間とりまとめを行い一定の方向性を打ち出しました。

また、部落差別問題については、「部落差別の解消の推進に関する法律案」を取りまとめ国会に提出しましたが、継続審議となったため、次期臨時国会においてその成立をめざします。

3 1 9 性的指向・性自認に関する理解の増進

性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進を目的とした議員立法の制定を目指すとともに、各省庁が連携して取り組むべき施策を推進し、多様性を受け入れていく社会の実現を図ります。

3 2 0 交通事故死傷者数を半減

平成 27 年中の交通事故死者数は 4,117 人と、いまだ多くの方が交通事故によって命を落とされており、その半数以上は高齢者となっております。

このため、わが党はボランティアの方々とも連携しつつ、生活道路は幹線道路と機能分化させ、通学路を含めて安全対策を行うとともに、高齢者等への交通安全教育などの交通安全対策を推進することにより、道路交通の安全と円滑を確保し、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指します。

同時に高度道路交通システム（ITS）の推進による安全性を高めるための安全運転支援システムの実現や、交通事故が起こりにくい街づくり、事故に遭っても被害が最小限に抑えられる車の開発、自転車に対する対策、バス等の公共交通の安全性向上、踏切対策、高速道路の逆走防止対策など、総合的な交通安全対策を推進します。

また、平成 28 年 1 月 15 日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、再発防止策について検討を行い、速やかに実施します。

公共交通の安全・安心の確保は極めて重要な課題であり、運輸事業者が社内一丸となった安全管理体

制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度等を通じて、引き続き着実に推進を図ります。

3 2 1 自殺対策の強化

わが国における自殺死亡者数は、昨年 18 年ぶりに年間 2 万 5 千人を切りましたが、依然として深刻な状況です。

自殺者の減少を図るために、産業医・専門医、心理職への紹介や、ストレスチェックの円滑な導入をはじめとする職場のメンタルヘルス対策の推進等、うつ病等の早期発見に向けた社会としての対策を図ります。うつ病対応力を持つ精神科医師、精神保健福祉士等の活用を検討します。

さらに、一人でも多くの命を救うため、まず都市部における駅のホームドアの設置を義務づけるなど、目に見える対策を推進します。

これまでのうつ病対策等に加え、今年 4 月に施行された改正後の自殺対策基本法に基づき、地方自治体や民間団体が実施する地域の実情に応じた取組を支援するほか、保健医療・福祉関係者、学校、民間団体関係者等の様々な関係者間の連携を促進し、特に生命の大切さに対する学校教育を充実し、社会全体としての対策を進めます。

3 2 2 休眠預金の活用

預金者等の権利の保護や払い戻し手続きにおける利便性等に十分に配慮しながら、長期間にわたり入出金等がない、いわゆる「休眠預金」を、金融機関から適切な機関に移管し、子供や若者、生活困難者、地域活性化等への支援のために活用することを目指します。

環 境

3 2 3 世界最先端の技術を活かした「攻めの環境政策」の推進

蓄電池・燃料電池、次世代自動車、スマートグリッドなど、開発が先行した場合に莫大な需要が見込まれる技術開発分野をナショナルプロジェクトとして選定します。

また、日本の強みである省エネルギー技術等をより普及させます。例えば、鉄鋼をはじめとするわが国製造業の卓越したエネルギー効率、最高の水準を示す石炭火力発電の熱効率、ヒートポンプ、電気自動車、蓄電池などの先進技術の普及を図るとともに、二酸化炭素回収・貯留（CCS）やスマートグリッド、高効率な窒化ガリウム（GaN）半導体、セルロースナノファイバー等の新技術を開発して、世界の二酸化炭素削減に貢献します。

なお、二酸化炭素回収・貯留（CCS）については、早期導入に向けた技術開発、貯留適地調査、将来、CCSを実施するために、事業者においてあらかじめ必要な準備（CCS Ready）の検討等を実施します。

3 2 4 エコカー世界最速普及とモーダルシフト

環境にやさしいエコカーについて、自動車グリーン税制等により、2030 年までに新車販売台数の 5～7 割の割合で普及を図ります。

さらに、開発競争をリードし、電気自動車の量販・量産を開始するなど、地球温暖化対策に貢献するとともに、わが国経済の発展につなげることを目指し、電気自動車やプラグインハイブリッドカー、燃料電池自動車などのエコカーの世界最速普及を進めます。

また、鉄道、船舶等による物資の流通の促進、公共交通機関の利用者の利便性の増進、歩道及び自転車道の整備等により、モーダルシフト（自動車から温室効果ガス排出量がより少ない交通手段への転換）を促進します。

3 2 5 エコハウス化の加速

2030 年までに新築公共建築物でのエコハウス化を大きく進め、建築物のゼロ・エミッション化を加速するとともに、断熱住宅を新築住宅の 80%にするなど住宅等の省エネ化（エコハウス化）を加速させます。また、健康、快適で低炭素なライフスタイルの普及を図ります。

3 2 6 環境ビジネスの推進

優れた環境技術・ビジネスを、地球環境保全に貢献しつつ、わが国の経済成長の原動力とするため、

新技術の開発支援と海外も視野に入れた普及、環境ビジネスへの投融資等を通じた「環境金融」の普及を積極的に推進します。具体的には、金融メカニズムを活用して、再生可能エネルギーや省エネなど経済成長や地域活性化に資する環境ビジネスへの投資を促進し、ESG投資（環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資）の取組を支援する観点からの調査検討を進め、あわせて温室効果ガス排出量削減等に役立つ新事業の創出にも取り組みます。

さらに、マーケットにおいて環境性能に高い価値が与えられるよう、製品・サービスごとの環境情報の「見える化」を進めます。

また、国民や事業者が自らのCO₂排出をクレジットの購入により相殺する「カーボン・オフセット」制度の普及を促進するとともに、新しい環境ビジネスモデルとして、商品・サービスの購入を通じて、全国各地の温室効果ガスの排出削減プロジェクト等に資金を還流する商品（環境貢献型商品）の開発・販売促進に係る費用を支援します。

3 2 7 『低炭素社会づくり』の更なる推進

昨年 12 月、すべての国が参加する温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定が採択されました。パリ協定を踏まえたわが国の地球温暖化対策の取組方針を地球温暖化対策推進本部で決定し、この方針の下で、本年 5 月に地球温暖化対策計画を策定しました。計画に基づき「日本の約束草案（平成 27 年 7 月 17 日地球温暖化対策推進本部決定）」で示した 2030 年度削減目標（2030 年度に 2013 年度比 26%減（2005 年度比 25.4%減））の達成に向けて着実に取り組みます。

パリ協定等において、2℃目標が世界の共通目標となり、これを達成するため温室効果ガスの排出と吸収のバランスを今世紀後半中に実現することを目指すこととされたこと等を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、わが国としても 2050 年までに 80%削減を目指し、さらに世界規模の排出削減に長期的、

戦略的に貢献します。

また、低炭素化を促進する観点から、国民経済及び産業の国際競争力に与える影響等を踏まえつつ、経済社会及び国民の生活行動の変化を促すとともに、低炭素設備・施設の普及によってあらゆる部門の排出削減を進めるため、経済的支援や規制措置を講じるほか、より包括的な環境税の検討を含め税制全般を横断的に見直し、税制全体の一層のグリーン化を推進します。

3 2 8 温室効果ガス削減に向けた国際的な取り組みへの貢献

パリ協定の実施に向けて国際的な詳細なルールの構築にわが国としても積極的に貢献していくとともに、わが国の署名及び締結に向けて必要な準備を進めます。

また世界全体での抜本的な排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度（JCM）等を通じ、優れた低炭素技術の普及を推進します。

3 2 9 地球温暖化に対する適応策の推進

地球温暖化の進行に伴い増加している異常気象・災害等による被害を防止するため、「気候変動の影響への適応計画」に基づき、政府施策への適応の組み込み、科学的知見の充実、気候リスク情報等の共有と提供を通じた理解と協力の促進、地域での適応の推進、国際協力・貢献の推進に取り組めます。特に、地方公共団体への支援事業を引き続き行うとともに、「気候変動適応情報プラットフォーム」を構築し、適応に関する課題解決のための行動促進および幅広い普及・啓発を行います。

国外においては、平成 26 年 9 月の国連気候サミットで安倍総理が発表した適応イニシアチブや、適応計画の基本戦略のひとつである国際協力・貢献の推進に基づき、国内の知見を活かして、気候変動影響評価や適応計画策定にかかる支援に取り組めます。さらに、わが国が支援している国際ネットワークを活用し、適応分野における知見共有や資金拠出を行うことにより、適応分野の人材育成へ貢献します。

3 3 0 温室効果ガス排出量等の情報開示の促進

温室効果ガスの排出及び吸収量の状況、低炭素社

会づくりのために必要な措置の進捗状況等に関する統計の整備充実、集計及びその結果の迅速な公表、その他の必要な措置を講じます。

また、低炭素社会づくりに配慮した事業活動が経済社会の幅広い主体から評価されるよう、事業活動に伴って排出する温室効果ガスの排出量情報について、集計・公表や情報開示を促進します。

3 3 1 グリーン ICT の利用促進

情報通信システムの利用により、温室効果ガスの排出量削減を促進するとともに、エネルギーの使用、人の往来及び物資の流通・生産及び消費の合理化等を促進します。

3 3 2 低炭素社会づくりに向けた国民運動の推進

地球温暖化の将来影響や温暖化対策の必要性を、多種多様な媒体や人から人への直接伝達などを通じて継続的に発信することで、気候変動問題の一層の理解や自発的な対策の実践につなげます。さらに、地球温暖化対策に資する省エネ、低炭素型の“製品”・“サービス”・“行動”などあらゆる賢い選択を促す「COOLCHOICE」を盛り上げ、毎年 7 月 7 日の「クールアース・デー」などを活用した様々な広報・イベント等により、ライフスタイル、ビジネススタイルの転換を訴えます。こうしたことを通じて、国民運動を全国津々浦々に展開します。

3 3 3 低炭素社会を進める人づくりと環境教育の推進

『環境教育等促進法』に基づき、「人材育成」「教材・プログラムの開発・整備」「連携・ネットワーク機能の体制整備」の 3 つの重点的な取組事項を中心に、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を取り入れた環境教育を推進します。

また、ESD 活動に取り組む様々な主体が参画・連携し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できる「ESD 活動支援センター」を整備し、地域の ESD 活動を支援します。

3 3 4 生物多様性保全に向けた国際的リーダーシップの発揮

2010 年に愛知県名古屋市で開催された COP10（生

物多様性条約第 10 回締約国会議）で採択された愛知目標について、2014 年 10 月の COP12（於韓国）で行われた中間評価を踏まえ、引き続き各種施策を実施するとともに、本年 12 月の COP13（於メキシコ）の議論に積極的に貢献するなど、生物多様性確保先進国を目指します。

3 3 5 豊かな自然環境を取り戻す仕組みづくり

戦後の開発推進の過程で失われた鎮守の森や里山の復活、生物多様性の確保、森・里・川・海の連環が生み出す生態系サービス（水源涵養、防災・減災、食料供給等）に着目した地域間連携による新たな管理手法の検討など、人口減少等の社会状況も踏まえつつ、豊かな自然環境を取り戻していくための仕組みづくりに取り組んでいきます。今後のわが国のまちづくり・インフラ整備・地域開発においては、より環境に配慮した取組が求められるため、コンパクトで人や環境に優しいまちづくり、地域づくりを進めます。これらにより、都市機能と豊かな自然環境が共存する 21 世紀型の持続可能な都市・生活空間をつくります。

3 3 6 生物多様性の恵みを実感できる国立公園等の実現

美しい国・日本を代表する自然を有する国立公園等をより魅力あるものとするため、国立公園や離島等における生態系の維持回復や海域保全等を推進します。また、「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」においてとりまとめられた観光ビジョン等を踏まえ、自然との多様なふれあいを推進するための施設整備、エコツーリズムの推進、温泉資源の保護等を通じ、自然環境を守りながらその活用を図るとともに、レンジャー（自然保護官）の活動や自然を守る NPO 活動を支援します。

また、国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然との多様なふれあいを推進するための施設整備を実施します。また、地方公共団体が実施する国立・国定公園等の整備事業を支援します。

3 3 7 地球温暖化等に伴う生物の生息域の変化への対応

地球温暖化等の環境の変化による昆虫等の生息

域の変化等に伴い昆虫等の防除の機会が増大することにより、殺虫剤等の使用による人の健康及び環境への影響が拡大するおそれがあります。

このため、『昆虫等の防除の適正化に関する法律案（仮称）』の制定を目指すなど、昆虫等の適正な防除の推進に関し必要な事項を定め、人の健康の保護及び環境の保全を図ります。

3 3 8 希少な動植物の保護と管理

絶滅のおそれのある希少種動植物の保護・管理のため、生息・生育環境の調査・改善や繁殖を促進するとともに、野生順化訓練を通じ、トキやツシマヤマネコなど希少動物の野生復帰を促します。また、外来生物による生態系への被害を防止します。希少動物保護については、すでに不正売買等の罰則を強化したところであり、今後、規制の対象となる種を大幅に増やすなど、さらに実効性のある対策を講じます。

外来生物についても、昨年 3 月に策定した「外来種被害防止行動計画」及び「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来種による生態系等への被害の拡大の防止に引き続き努めます。

3 3 9 愛護動物と共生する社会の実現

小型犬の死体等が多数遺棄されていたという痛ましい事件や愛護動物の虐待をなくすため、動物取扱業への適切な監視、指導等が実施されるよう国と地方自治体との連携強化を図ります。

また、ペットの命を守るとの観点から、マイクロチップによる情報管理制度の導入について検討を進めるとともに、動物由来の共通感染疾患の予防等にも取り組みます。さらに、引取り数を削減するための地域住民・飼い主等への普及啓発や適正譲渡の推進など、犬猫の殺処分をできる限り減らすための取組みも強化します。

3 4 0 民有地の緑化推進

都市公園に加えて民有地等の緑化（民有地等における植栽、芝生化、屋上・壁面緑化等）を推進するため、緑化率に関する規制や各種の支援措置等の施策を講じます。

3 4 1 国立公園等の民有地売却において公的機関が優先的に取得できる制度の確立

尾瀬国立公園は、その敷地のうち 4 割強が企業の所有地です。その土地を資産売却の対象とすれば、尾瀬の貴重な自然が脅かされる事態にもなりかねません。同様に、地方自治体が管理する国定公園以下の公園についてもその敷地を民間が所有しているケースは多く、『自然公園法』の目的の一つである「自然の風景地の保護」のためには、民間所有者が敷地の売却をする場合に公的機関が優先的に取得できる制度が必要です。

このため、国立公園・国定公園・都道府県立自然公園内の民有地売却の際に、公的機関が優先的に取得できる制度の確立に努めます。

3 4 2 自然環境保全基礎調査の拡充

わが国の「自然環境保全基礎調査」は世界トップクラスの精度を誇り、また、「モニタリングサイト 1000」は全国の生態系を 100 年間にわたりモニタリングしています。世界に誇る自然生態系・生物資源を有するわが国にとって、生態系の調査、モニタリングと適正管理は国益に資するものであり、こうした事業の拡充を図るとともに、生態系マップ等について情報通信技術（ICT）を活用した公開を進めます。

3 4 3 フロン類対策の推進

炭酸ガスやアンモニア等の自然冷媒を活用した冷凍空調機器など、地球温暖化の原因ともなるフロン類の抑制に資する代替物質を用いた製品の開発・普及を図ります。

また、フロン排出抑制法の確実な施行を通じ、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策強化により、フロン類の排出量削減を促進します。

3 4 4 地域の特性を活かした循環型社会づくり

わが国において先進的な循環型社会の構築を一層進めるため、「もったいない」の心を活かし、廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の「3R」の適切な取り組み

みを広げていくほか、国と市町村等が協力して、廃棄物エネルギー利用やバイオマス利活用を進めるとともに、地域内外のネットワークによる連携を後押しすることなどを通じ、地域の特性に即した低炭素の循環型社会づくりを加速します。

3 4 5 廃棄物のリサイクル促進

無理なりサイクルが、「環境への負荷の低減」という本来の目的を損なうことのないよう留意しつつ、中古市場、再生化業を産業として育成・奨励します。

さらに、廃棄物処理業について、単なる廃棄物処理にとどまらず、廃棄物等を貴重な資源としてとらえ、それを積極的に循環利用する事業形態への転換を促進するため、優良産廃処理業者認定制度等の普及、優良事例の発信強化、優良なりユース事業者の育成、国によるグリーン購入・環境配慮契約の積極的な実施等を行います。

3 4 6 生活排水対策の推進と不法投棄の撲滅

効率的な生活排水対策を進めるため、市町村等や国民の理解を得つつ、下水道や合併浄化槽等の污水处理施設の普及を促進するとともに、浄化槽の管理の適正化に向けた体制整備を進めます。

また、産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、わが国の美しい国土を守るためにも、ごみ不法投棄撲滅に向けた未然防止・早期対応の取り組みを推進します。さらに産業廃棄物処理業界が今後のわが国のグリーン成長を担う循環型・低炭素産業に成長していくよう振興に取り組みます。

3 4 7 子供の健康と環境

国民が安心して暮らせる安全で豊かな環境を保全することは、政府としての基本的な務めです。そのため、次世代を担う子供たちが健やかに育つ環境の実現に向け、環境中の化学物質や放射性物質が子供の発育に与える影響の解明に取り組みます。

また、国際潮流を踏まえつつ、すべての化学物質・放射性物質を視野に入れた安全性評価・管理等を推進します。

3 4 8 大気・水・土壌等の安全・安心な環境の保全

水や大気などの環境保全については、環境基準達成率の低い微小粒子状物質（PM_{2.5}）や光化学オキシダント、湖沼及び内湾の底層の貧酸素化などへの対応等に取り組みます。特に自然の恵み豊かな沿岸域（いわゆる「里海」）の創生やそれぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図ります。また、『海岸漂着物処理推進法』に基づく取り組みを推進するとともに、重点的な地区における対策を進め、海洋環境の保全を図ります。さらに、土壌汚染対策については、土壌汚染対策法の施行状況を踏まえた今後の在り方に関する検討を踏まえ、必要な対策を推進していきます。

3 4 9 越境公害等への対応

近隣国を起源とするPM_{2.5}等の越境公害によるわが国への影響が懸念されています。健康被害を防止するための対策を講ずるとともに発生源への根本的な対応を促進するために、東アジア地域全体の環境汚染のメカニズムの調査研究を行います。

その上で、起源国の自発的な対応を促し、必要な場合には支援を行います。

3 5 0 公害健康被害対策等の着実な実施

今後も水俣病問題の解決、アスベスト被害者の救済、アスベスト対策など、公害健康被害対策等を着実に実施します。

また、国内における毒ガス弾問題について、環境調査など必要な対策を引き続き推進します。

3 5 1 アスベスト対策

改正大気汚染防止法に基づき、アスベスト飛散防止対策について検討するなど、今後も引き続き、被害の防止と被害者救済のあり方について検討を重ねます。

3 5 2 瀬戸内海の環境の保全

議員立法で改正した『瀬戸内海特別措置法』に基づき、豊かな瀬戸内海とするため、沿岸域環境の保全・再生・創出、水質の保全・管理、自然景観・文

化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等を推進します。

教育再生

3 5 3 世界トップの人間力と学力を実現するための教育投資の充実と安定的な財源確保策の検討

『教育基本法』の理念に基づき、「自助自立する国民」「家族、地域社会、国への帰属意識を持つ国民」「良き歴史、伝統、文化を大切にする国民」「自ら考え、判断し、意欲にあふれる国民」を育成します。そのため、『教育基本法』に則り策定した第2期教育振興基本計画や「学習指導要領」等、教育再生実行会議の提言を踏まえ、これまで進めてきた教育再生の歩みを緩めることなく着実に実行します。平成29年度で最終年度を迎える第2期教育振興基本計画の進捗状況を検証しつつ、第3期計画の策定に向けて、国民の幅広い声を集約して、検討を行い、政府に提言していきます。

2020年までに、「家庭の経済状況や発達の状況などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者・社会人が質の高い教育を受けることができる社会」の実現を目指します。また、少子化を解決し、「格差の再生産」を食い止めることは、わが国にとっての喫緊の課題です。これらの課題解決に向けて、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、教育投資をこれからの時代に必要な「未来への先行投資」と位置付け、その抜本的拡充と財源確保、民間資金の更なる活用等に取り組みます。

3 5 4 若者の夢や志を実現する学校教育への抜本的転換

変化が激しく先の予測が困難な時代の中で、すべての若者が夢や志を抱き、チャレンジし、それを実現していくことができるよう、学校教育の在り方を抜本的に見直すことが必要です。このため、学習指導要領を全面改訂し、教科・科目等の見直しを行うとともに、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の視点に立った学習・指導方法、評価方法への改善

を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた質の高い教育を提供するための環境整備に取り組みます。あわせて、高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の一体的な改革を進め、知識・技能だけでなく、思考力・判断力・表現力や主体性をもって多様な人々と協働する態度、リーダーシップ、企画力や創造力、豊かな感性や優しさ、思いやりなどを備えた人間を育成します。

3.5.5 成長戦略に資するグローバル人材の育成

日本人としてのアイデンティティ、日本の伝統や歴史、文化に対する教養などを備え、グローバルに活躍できる人材を育成する観点から、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力を付けることを重視し、国際的共通語となっている英語のコミュニケーション能力を身に付けることは、わが国の一層の発展のためにも、非常に重要な課題です。小学校における英語教育実施学年の早期化・教科化や、中学校における英語による英語授業実施、高等学校における発表・討論・交渉などを充実します。また、これを実現するための教師の資質向上に加え、少人数英語指導を徹底するための教員配置や指導体制の充実、中学校における英語の全国的な学力調査の実施、英語を母国語とする外国語指導助手（ALT）などの外部人材の活用を促進させるなどにより、小・中・高等学校における英語教育を抜本的に改革・強化します。

世界で活躍する人材を高等学校段階から育成するため、国際的素養を身につける取り組みなどを行う高校を支援する「スーパーグローバルハイスクール」を充実するとともに、希望する生徒が海外留学できるよう、留学支援の充実を図ります。

高等学校において共通必修科目となる「地理総合」「歴史総合」を設けるなど地理歴史や伝統・文化に関する教育の充実を図ります。

理数教育については、将来、イノベーションの担い手として世界を牽引していくリーダーとなるような明確な目的意識を持つ子供の育成に向けて、子供の多様性を尊重し、創造性を育むとともに、優れた資質を伸ばし、育てる才能教育を強化します。理

数好きな子供を増やすため、体験活動や実験教室の充実、理工学部 of 学生や企業関係者等の外部人材の活用、さらには理数教育に携わる教師の指導力向上等、初等中等教育段階での理数教育を大幅に充実します。また、全国学力・学習状況調査で、国語・算数（数学）に加え、理科の調査を定期的に実施します。

理科専科教員の増員や理科設備等の環境整備、先進的な理数教育を行う「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」や「グローバルサイエンスキャンパス」を推進するとともに、学校を超えた才能教育の場や、中学・高校生の「科学の甲子園」などの活躍の場の充実等を推進し、国際科学オリンピックに参加する児童生徒数の大幅な増加を促進し、国際的な交流機会の拡大を目指します。また、高等教育段階において、入学時に必要な学力として文系においても理数の力を重視する取り組みや、文理横断型教育プログラムの開発、理工系専門職業人材を育成する職業教育システムの構築などを支援します。

グローバル人材の育成に有益な国際バカロレアは、国際的に通用する大学入学資格を取得することが可能であり、論文作成等一部のカリキュラムを日本語でも実施可能にするプログラム（日本語 DP）の開発・導入や大学入試における活用を通じて、国際バカロレア認定校等を平成 30 年度までに 200 校程度に増加させます。さらに、英語による授業の拡大や、外国人や海外で学位を取得した若手の積極的採用を行うなど、徹底した大学改革と国際化を断行する『スーパーグローバル大学』を継続的に重点支援します。

また、高等教育段階において、入学時に必要な学力として文系においても論理的思考力や表現力等の理数の力を重視する取り組みや理工系人材の育成を支援します。

また、アクティブ・ラーニングや多様な個性に応じた学習を推進するため、情報モラルにも配慮しつつ、学校の ICT 活用と ICT 環境整備を進めます。その際、教育格差が広がらないように最大限配慮し、全ての学校における ICT 活用推進のために必要な方策を講じます。また、教員の子供と向き合う時間を確保するため、校務支援システムの導入も推進します。

3 5 6 日本人学校等のグローバル人材育成機能の強化

海外で暮らす子供たちは将来のグローバル人材の金の卵です。そうした子供たちが安心して学べるよう、日本人学校等への教員派遣を拡充するとともに、教員の質の向上に取り組めます。また、これら日本人学校等において、高度グローバル人材育成の拠点として先進的プログラムの実施等の教育水準の高度化を推進します。

3 5 7 公教育における国の責任体制の確立

義務教育については国が責任を果たすとの理念に立ち、教育の正常化を図った上で、子供が日本のどこで生まれ育ったとしてもふるさとで頑張っていれば必ず夢が実現できる環境を整えるため、教育の地域間格差が生じないように、公教育の底上げに徹底に取り組めます。

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国学力・学習状況調査を悉皆かつ毎年度継続的に実施し、全ての子供の課題把握、学校の指導改善に生かします。また、保護者への調査や学力の経年変化を継続的に把握するための調査などを定期的に実施して、学力の状況を幅広く把握・分析し、次代を担う子供たちが確かな学力を身につけることができるための取組を一層推進します。国際的な学力調査の結果を見ても、日本の子供の学力はトップレベルにあります。ただ、応用力や活用力の面に課題もあり、発展的な学習の実施や、実社会との繋がりを意識しつつ、教育課程や方法を改善していく必要もあります。全ての子供の能力を最大限に伸ばし、未来を切り開いていく力を身につけることは公教育の使命です。また、障害のある子供、経済的困窮家庭の子供、日本語指導が必要な子供、不登校傾向のある子供など特別な支援を必要とする子供たちが増加する中で、こうした子供たちの自立と社会参加を目指し、真の「共生社会」や「一億総活躍社会」の実現のため、多様な子供たち一人ひとりの状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸ばすためきめ細かい教育を提供していくことが必要です。このような観点から、学習指導要領をはじめとした学校教育に関する基準によって教育の質を保

障するとともに、一人ひとりの子供にしっかりと目を行き届かせるための指導環境を充実させます。

経済状況をはじめとした家庭環境によって教育格差が生じないように、教育費負担の軽減などに取り組むとともに、地方自治体の財政力によって教育条件に格差が生じないように、義務教育費国庫負担金については、国が全額負担することを含め検討します。

3 5 8 わが国を愛する心を養う教育と体験活動などの推進

国旗・国歌を尊重し、わが国の将来を担う主権者を育成する教育を推進します。不適切な性教育やジェンダーフリー教育、自虐史観偏向教育等は行わせません。

中学・高校でボランティア活動やインターンシップを積極的に推進し、公共心や社会性を涵養します。キャリア教育や職業教育、また、豊かな体験に裏打ちされた子供の力強い成長を促す農山漁村地域での自然体験活動や長期宿泊体験学習等を推進します。あわせて、地域に根差した伝統・文化や、スポーツクラブ、サークル活動などの地域の絆を守り、困難な状況にある家庭も対象とした取り組みを支援（「伝統文化親子教室」、親子参加型自然体験活動の充実など）します。

3 5 9 規範意識を養う教育の推進と新科目「公共」の設置

人が人として生きる上で必要な規範意識や社会のルール、マナーなどを学ぶ道徳教育については、家庭や地域との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、その要となる道徳の特別の教科化を踏まえた指導方法の改善や検定教科書の導入などにより、さらなる充実を図ります。また、高等学校において主体的な社会参画に必要な力を、人間としての在り方生き方の考察と関わらせながら実践的に育む科目「公共」を設置します。さらに、小・中・高等学校を通じて、学校に新聞の複数紙配備を進め、あわせて主権者教育を推進します。

360 健康で元気な生活のため、食文化・食育の推進

知育・徳育・体育・食育・才育という「五育」その中でも生きる上での基本である食育を、『食育基本法』に基づき、より一層すべての世代に浸透させて参ります。

また、ユネスコの無形文化遺産にも登録された「和食」の保護・継承を図ります。「和食」を世界に正しく広め伝えていくため、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等の機会を積極的に活用し、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進する等必要な措置を講じます。

さらに、様々な形で食品ロスを減らす為に、消費者などの意識向上に尽力する等、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程全体で食品ロス削減国民運動を展開していきます。

361 法教育の推進

未来の社会の担い手である子供たちが、自由で公正なルールの下で自分の意見を積極的に述べ、法を主体的に利用して未来を切り開く力を身に付けるための法教育を推進します。

362 法曹志望者への経済的支援

力強い司法の実現のため、その担い手を志す若い人材が法曹への道を断念することがないように、法科大学院及び司法修習過程を通じて経済的支援を充実・強化します。

363 激動の時代に対応する、新たな教育改革

世界トップの教育立国とするため、結果の平等主義から脱却し、社会状況や子供の多様な成長の実態等に応じた、学校制度の多様化・複線化を図ります。

本年度より制度化された小中一貫教育を地域の実情に応じて積極的に推進するとともに、フリースクールやインターナショナルスクールなどの学校外教育の環境整備、夜間中学校の設置促進、小学校5・6年生への教科担当制の導入、飛び級・高校早期卒業の制度化など、個人の志や能力・適性に応じ、様々な挑戦を可能とする学びの保証システムを実現します。さらに、後期中等教育の複線化を図り、

若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身につけられるようにするとともに、産業構造等の変化に対応するため、専門高校と専攻科を活用した5年一貫の職業教育や、専門高校と専門学校との連携接続を促進し、スーパープロフェッショナルハイスクール事業を通じて支援を強化します。

一度社会に出てからも、スキルアップ、職種転換、子育てからの復帰等に役立つ学び直しができるよう、意欲のある学習者への経済的支援を充実するとともに、放送大学の機能強化や大学等の履修証明プログラムの柔軟化などにより、学びやすい環境整備を推進します。また、「専門実践教育訓練」の指定対象の拡大を図るとともに、「職業実践専門課程」や「職業実践力育成プログラム（BP）」により、社会人や企業等のニーズを踏まえた実践的・専門的な教育プログラムを提供する大学・大学院・専修学校等や学び直す社会人への支援など、社会人が再び大学・大学院・専修学校等で学べるシステムを導入し、産業構造の変化に対応したキャリアアップの機会保障と再チャレンジを促進します。特に女性については、大学等における保育環境の整備を含め、子育て等で離職した女性の学び直しプログラムや再就職支援など、地域と教育機関の連携によるキャリア形成支援を充実します。高齢者については、地域における関係機関が連携し、学び直しが地域活動や就労・起業等と連動する仕組みづくりを推進します。

364 真に教育基本法・学習指導要領に適った教科書の作成・採択

『教育基本法』が改正され、学習指導要領が改訂された後も、自虐史観に立つなど、偏向した記述の教科書が存在したことから、安倍政権において、教科書検定基準を改正しました。

政府見解があるものについてはきちんと書かせ、特定の学説のみを記載して子供たちが誤解するといったことがないように抜本的改革を進め、全体的に記述の大幅な増加や内容の充実がみられました。また、学習指導要領解説を改訂し、領土に関する記述が大幅に増加しました。この方向性を一層推し進めます。また、学習指導要領の改訂にあわせて、検

定基準の更なる見直しを検討します。

また、教科書採択の制度を定めた教科書無償措置法を改正し、各教育委員会や国立大学付属学校や私立学校に、採択した結果や理由等の公表に努めることを義務付けました。また、高等学校や高等専修学校においても、設置者は教科書の採択結果やその理由を公表すべく、働きかけを行っていきます。教科書採択にあたっては、国民から疑念をもたれないように、今後とも、採択権者の権限と責任により適切な採択が行われるよう、教科書発行者、教育委員会・学校関係者に対し、採択における公正確保等を徹底します。

3 6 5 格差克服のための教育の推進

貧困の連鎖を断ち切り、「一億総活躍社会」や「地方創生」を実現するためには、教育における格差を克服し一人一人の能力を向上させることは喫緊の課題です。そのため、学校がすべての子供に基礎学力を保障できるよう、学力課題校の解消やいじめ・不登校・中退等の課題を抱える子供への支援に取り組めます。また、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく教育費負担の軽減を図るため、財源を確保しつつ、幼児教育の無償化や就学援助に係る補助制度の充実、高等教育段階における給付型奨学金の創設等を実現します。さらに、困難を抱える家庭に寄り添った伴走型の家庭教育支援員の養成や親の相談・交流の居場所の提供、原則無料の学習支援の充実や図書館を活用した読書や自然体験活動を通じた親子の学びの推進などにより、学校だけでなく、家庭や地域の教育力向上を図ります。

これらの取り組みが真に実効性のあるものとなるように、国及び基礎的自治体に、教育支援も含めた貧困家庭に対する支援を行う総合的なワンストップ窓口を整備するとともに、「教育格差克服モデル都市」を設け、教育格差の克服を図るモデル的な取り組みを確立・発信していきます。また、格差克服が様々な社会的便益をもたらすというエビデンスを整備し、教育財源を確保するとともに、民間資金を含む多様な資金を活用するため新たな制度の導入も検討します。

3 6 6 子供たちの夢を徹底的に支援するための教育費負担の軽減

家庭の経済状況に関わらず、次代を担う全ての子供たちが共通のスタートラインに立ち、誰にでもチャンスがある社会を実現するため、各学校段階で教育費負担の軽減のための取り組みを強化します。小学校就学前段階においては幼児教育の無償化に取り組めます。高等学校就学支援金制度については、所得制限を設け、返還不要の給付型奨学金制度を創設しましたが、引き続き、制度の着実な実施とともに内容の拡充を検討し、教育の機会均等を実現すべく、低所得者支援の充実や公私間格差の解消を図っていきます。

義務教育段階においても、国公立学校と並んで私立学校が果たしている役割を踏まえ、家庭の経済状況に左右されることなく、国公立を通じた、子供たちの意欲や能力に応じた学校選択が可能となるよう、私立中学校生徒への授業料負担の軽減等の公的支援制度の創設に取り組めます。

高等教育段階においては、平成28年度の国立大学の授業料標準額の据え置き、国公立大学等の授業料免除の充実、大学等奨学金事業における「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を導入し、また、財源を確保しつつ新たな給付型奨学金制度の創設を図ります。さらに、経済的に修学困難な専門学校生への授業料減免措置等の支援の充実、博士課程学生へのフェローシップ、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの充実など経済支援を検討し、学生全員が安心して学べる環境を整備します。

3 6 7 多様な個性を最大限に伸ばす教育の実現

多様な個性に対応し一人一人の力を最大限に伸ばす教育は「一億総活躍社会」の礎です。全ての子供が能力を伸ばし活躍できる社会の実現に向け、個に応じたきめ細かい教育を実現します。保護者の不安を解消し一人一人の個性への理解を深め、子供たちを温かく見守ります。

一人一人の学習状況にきめ細かく対応するため、学校の指導体制の強化、習熟度別少人数指導など、

オーダーメイド型指導の推進、放課後や土曜日等を活用した補充的・発展的な学習や、「地域未来塾」等の学習支援の場を拡充します。

また、特に優れた能力を持つ子供の力を開花させられるよう、大学等との連携も含め、各学校、地方公共団体等での多様な学びの場を充実します。

教育支援センターの充実や夜間中学の設置促進、特別の教育課程を編成する学校の整備等、また、隠れた能力を引き出すためのＩＣＴ等の活用も推進します。

外国人をはじめ日本語の指導を必要とする子供たちも力を伸ばし活躍できるよう、地域での教育体制整備、高校進学拡大やキャリア教育支援等を含めた取組を強化します。

３６８ 地域と学校の連携・協働による社会総掛かりでの教育の実現

『教育基本法』に定める学校・家庭・地域の連携をさらに進め、社会総掛かりで子供を支えていくことが重要であり、地域住民等の協力による放課後や土曜日の学習・体験活動、家庭教育支援、図書館等も活用した親子の読書活動等、地域住民の参画により地域全体で子供を育てる活動（「地域学校協働活動」）を推進するため制度改正を行います。また、地域住民等のネットワーク化と学校との連絡調整を図る「地域コーディネータ」の配置の充実等により、これらの地域学校協働活動の基盤となる「地域学校協働本部」を早期に全小中学校区をカバーして整備します。これにより、豊富な知識・経験を持つ地域の退職者、企業・団体など外部の人材が、放課後や土曜日における学習、総合的な学習の時間や道徳等において、その社会体験を活かした支援を行う体制を構築します。特に、経済的な理由や家庭の事情により、学習が遅れがちな子供たちへの原則無料の学習支援（地域未来塾）の取組を積極的に推進します。

また、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換していくため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、学校と地域との組織的・継続的な連携・協働が促進されて

いくよう制度改正を行うとともに、市町村や学校等の取組を強力に支援します。

さらに、地域から学校を支えるとともに、地域の活性化を図るため、高齢者をはじめ地域住民等がボランティアや地域活動に参画しやすい環境を整備することが必要です。このため、高齢者等の地域住民等が活躍するための学びと実践の場を創生するなど、地域社会において全ての世代が活躍できる環境を充実します。

３６９ いじめを無くし、一人ひとりを大切に

「いじめは絶対に許されない」との意識を日本全体で共有し、その一方で、「どの学校にもいじめは起こりうる」との危機感も併せ持ちつつ、加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない教育を実現します。第一に守るべきは、いじめの被害者です。いじめを繰り返す児童生徒への出席停止処分や、行為が犯罪に該当する場合は警察に通報する、道徳教育の徹底など、今すぐできる対策を断行するとともに、いじめ対策に取り組む地方自治体を、国が協働しつつ指導を徹底し、財政面などで強力に支援します。いじめが背景に疑われる痛ましい自殺事案が後を絶ちません。『いじめ防止対策推進法』に基づく総合的ないじめ対策が全国で確実に実施されているか点検するとともに、同法が真に実効的な内容であるか徹底的に議論し、国、地方自治体及び学校が有機的に連携しながら、組織的にいじめ対策を推進できるような方策を講じます。

３７０ 不登校・中退の未然防止等により、若者に明るい未来を

不登校や中退を経験した者は、その後の就学・就業に苦しみニートやフリーターになる割合が高く、不登校・中退の未然防止や学校復帰・学習支援は喫緊の課題です。

不登校・中退の未然防止のためには、「チーム学校」の理念のもと、教員と専門スタッフ等が役割を分担し連携・協力して生徒指導に取り組むことが重要です。児童生徒支援担当の専任教諭の配置拡充に加え、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー

の配置充実を図り、学校の教育相談機能を強化します。具体的には、平成 31 年度までにスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約 1 万人）に、スクールカウンセラーを全公立小中学校（約 27,500 校）に配置するとともに、将来的には全公立小中等学校（約 30,000 校）で常時相談できる体制を整備することを目指します。

また、不登校の子供に対する支援を強化するため、教育支援センター（適応指導教室）へのスクールカウンセラーの配置等による機能強化や設置促進を行うとともに、不登校の子供に配慮した特別の教育課程を編成する学校の全国展開や、学校外で学ぶ子供たちへの支援、夜間中学の設置促進と就学希望者への積極的支援、教育支援センターや不登校特例校との連携強化等の施策を一体的に実施します。

3 7 1 公私間格差の是正・私学助成の拡充

公教育において私学が果たしてきた重要性に鑑み、私学の建学の精神を尊重しつつ、『私立学校振興助成法』の目的の完全実現（教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担の軽減、経営の健全性向上）のため、公私間格差の解消を図ります。また、まずは 2 分の 1 を目標に、私学助成を充実します。

3 7 2 教育の政治的中立性の徹底的な確立

昨年 6 月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が 18 歳以上へと引き下げられました。今夏の参議院議員通常選挙から高校 3 年生のクラスに有権者がいるというこれまでの高校教育では経験したことがない状況が生じます。選挙権年齢を「18 歳以上」に引き下げたのは政治の決断です。その政治の決断により、学校教育の現場が混乱することはあってはなりません。そのため、昨年 7 月に政務調査会文部科学部会において、「選挙権年齢の引下げに伴う学校教育の混乱を防ぐための提言」を取りまとめました。本提言に基づき、政治的中立性を厳に確保し、間違っても学校教育に政治的なイデオロギーが持ち込まれることがないよう、教育公務員の政治的行為の制限違反に罰則を科すための「教育公務員特例法」の改正、および法の適用対象を義務教育諸学校限定から高等学校等に拡大する「義務教育諸学校におけ

る教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」の改正を行います。

3 7 3 教師力の向上

学校教育の成否は教師の力量にかかっています。次代を生きる子供たちが身に付けなければならない資質・能力を踏まえ、教師力の一層の向上を図ります。

このため、教師を目指す学生や現職教員の学びを支援するための方策として、養成・採用・研修を一貫した教員育成の観点から、国が教師の育成に関する指針を示すとともに、それを参酌して策定される教員育成指標を全国的に整備するほか、教育委員会と大学等が連携・協力して教員育成が行われるよう教員育成協議会の全国的な整備を図ります。また、大学における教職課程の見直しを行います。さらに、こうした教師力の向上を全国的担保するため、独立行政法人教員研修センターを教師力向上の全国的なハブ機能として見直し、教職員の資質向上を総合的に支援する組織に改組するとともに、各学校における教師の研修機会の確保や校内研修の活性化等のため、代替教員を含めた教職員数の確保をはじめとする職員体制の充実を図ります。

また、「教師インターン制度」など、採用の前又は後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組みの導入や選考過程において教職大学院での評価の活用などの適性重視・人物重視の採用システムの整備を進めるほか、各教育委員会が教師養成に一定の責任を持つ「教師塾」の全国展開を促進します。さらに、多様な人材を確保する観点から、社会人から教師への登用の倍増（教師採用数の約 1 割）を目指します。

3 7 4 チーム学校の実現

社会の複雑化に伴い、教育に対する国民のニーズも多様化・高度化しています。学校がそのような声に応えていくためには、学校自体も多様化・高度化対応型の学校に進化する必要があります。このため、昨年の党「教育再生実行本部」の第 4 次提言において、「チーム学校」に関する提言を行いました。本提言の理念を基に、学校に多様な人材が参画し、「チ

ーム学校」のリーダーである校長の適切なマネジメントの下、教師と教師以外の多様な人材がそれぞれの専門性を十分に発揮して教育活動を行う「チーム学校」を実現します。また、このような取組を強力に推進するため、「チーム学校推進法（仮称）」を制定します。

「チーム学校」を実現していく上で、学校教育の中核を担う教師が何よりも重要です。そのため、優秀な人材を確保するための総合的な方策を講じます。また、学校全体の教育力を高めるため、教師と専門スタッフが連携・分担して教育活動にチームとして取り組むことができる環境を整備します。特に、心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーについては、どの学校にも日常的に配置が行われるようにすることで、いじめや貧困といった問題への対応を強化します。さらに、学校現場における業務改善を一層推進し、教師の業務負担を軽減することで、教師が教育活動等に専念できる環境を整備します。

子供たちの教育を更に充実していくためにも、地域が学校の応援団となり、学校・地域人材によるチームを形成することが重要です。そのため、コミュニティ・スクールを加速させるとともに、地域住民等の協力による放課後や土曜日の学習・体験活動等を推進するための体制を整備することにより、学校と地域の連携・協働を強化します。

「チーム学校」が有効に機能するためには、校長のリーダーシップが重要です。教職大学院等も活用しながら、管理職や主幹教諭、指導教諭の育成を進めます。また、校長がリーダーシップを十分に発揮できるように、校長を補佐する体制を充実させることが必要です。そのため、主幹教諭を倍増させ、全校に配置するとともに、学校の経営企画機能を飛躍的に強化するため、事務職員の職務の見直しや適正な配置の推進を行います。

3 7 5 安全・安心な学校環境の構築

学校施設は、子供たちの学習・生活の場のみならず、災害時には避難所としての役割（命を守るシェルター機能）も果たし、また、地域コミュニティの拠点として高齢者や障害者等も活用するものであ

り、一億総活躍社会の実現や地方創生、国土強靱化のための拠点となる重要な施設です。

しかしながら、学校施設の多くが老朽化し、安全面・機能面での不具合が多く発生するなど大きな問題を抱えていることから、安全・安心な学校施設を実現するため、老朽化対策、トイレ環境の改善、空調整備、バリアフリー化など喫緊の課題にしっかりと取り組みます。また、計画的な老朽化対策を実施するため、改修して長く大事に使う長寿命化を推進します。さらに、国公立に比べ大きく遅れている私立学校施設の耐震化について、早期の完了に向けて集中的に支援します。

災害からの子供の生命・身体の安全の確保に加え、大規模地震などの災害時には地域の避難所として重要な役割を果たしている学校施設や公立体育館等について、天井材などの非構造部材を含めた耐震化等の老朽化対策を加速します。あわせて、災害時には学校施設が避難所となることから、独立して域外と連絡可能な通信設備の設置や、自家発電設備、備蓄倉庫、井戸や給水槽、入浴設備の設置等、学校施設の防災拠点としての整備を進めます。さらに、地方自治体が財政上、困窮していることに鑑み、国からの支援の強化に努めます。

東日本大震災の教訓を生かし、保護者が帰宅困難になった際などに、子供を学校に留め置いて安全を確保するなど、保護者や子供の立場に立った災害対応体制を国公立を通じて整備します。地震・台風・火災などの災害を身近な危険として認識し、日頃から備え、災害の被害を防ぐため、地域の実情にあった「防災教育」を充実します。あわせて、通学路の安全を確保するなど、子供が安心して通学できる学校環境を整備します。また、あつてはならないことですが、弾道ミサイルによる武力攻撃事態やテロ攻撃に対しても、設置者や学校長は国民保護法に基づく国民保護計画に即して、学校の危機管理マニュアルを不断に見直し、地方自治体が開催する訓練にも参加すべく、促していきます。

3 7 6 幼児教育の質の向上充実・強化と幼児教育の無償化

幼児期の教育は、「教育基本法」に定めるとおり、

生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、この時期に、全ての子供に質の高い幼児教育を保障することは極めて重要な意義を有しています。

このため、幼児の発達や特性を踏まえつつ、学校教育との円滑な接続を図る観点等から幼児教育の内容を充実するとともに、幼稚園教諭、保育士等の処遇改善や資質能力の向上、地方公共団体における幼児教育の推進体制の充実等を図り、幼児教育の質の向上に取り組みます。

あわせて、全ての子供に、家庭の経済状況にかかわらず、安心して幼児教育を受ける機会を保障するため、財源を確保しつつ、幼児教育の無償化に取り組みます。

これら幼児教育の質の向上と無償化を進めるため、「幼児教育振興法（仮称）」を制定します。

377 家庭教育の支援体制強化

家庭教育は全ての教育の出発点であり、『教育基本法』では、保護者が子供の教育について第一義的責任を有すること、国や地方公共団体が家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育支援に努めるべきことを定めています。親子の育ちを応援する学習機会を充実させるとともに、地域の人材の力を活用して、学校等との連携により家庭教育に関する保護者の悩みや不安を解消し、家庭教育の充実につなげる「家庭教育支援チーム」を全市町村に普及を図り、家庭教育の支援体制を強化します。また、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進するため、「家庭教育支援法案（仮称）」を制定します。

さらに、早寝早起きや朝食摂取などの子供の望ましい基本的な生活習慣を育成するために、企業と連携した取り組みや、中高生以上の世代も含めた普及啓発を推進します。

378 読解力を高める国語教育

国語科は各教科等の学習の基盤であり、小・中・高等学校を通じて国語教育の一層の充実を図ること、特に、読解力、知識・技能の活用等、思考力・判断力・表現力の育成を重視することが必要です。そのため、国語科の授業について、「子供の言語能力を育てる授業」へと改善し、高等学校においては、

実社会・実生活に生きて働く国語の能力を育成する科目や、多様な文章等を多角的な視点から理解し、創造的に思考して自分の考えを形成し、論理的に表現する能力を育成する科目を新設します。

379 外国人が日本社会で活躍するための日本語教育

日本に在住する外国人が社会に溶け込み、また活躍する環境を整備するため、公立学校における外国人の子供の日本語能力や学力を保障するための指導を行う教員や指導員の配置等、学習者の日本語能力に応じたきめ細かな受入体制を構築します。

380 真に外国人との友好を築く日本語教育

人口減少の時代に突入したわが国において、定住する外国人の活躍はわが国に活力を与えてくれます。そのためには外国人の方たちが日本語を習得する必要がありますが、外国人の大人に対する日本語教育の体制は、国、地方のいずれにおいても十分に整備されているとは言えません。外国人に対する日本語教育の質と量を十分に確保するためには、日本語を学習する機会の拡充が必要です。『日本語教育推進法』の制定を含めた検討を行い、「生活者としての外国人のための日本語教育事業」等を継続的に実施・充実させるなど、真に外国人との友好を育むための環境整備を行います。また、海外における日本語の普及にも取り組みます。

381 一人ひとりを大切に、十分に力を伸ばす特別支援教育

「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、発達障害を含む障害のある子供たちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その自立と社会参加を目指し、切れ目ない支援を行える体制を整備します。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実のため、早期発見や乳幼児期から学校卒業後まで切れ目ない発達支援・相談対応等を行える仕組みの充実を含め、障害のある児童生徒への必要な教育支援体制の整備、特別支援学級等の対象となる児童生徒に係る「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計

画」の作成義務化、通級による指導の充実や特別支援教育コーディネーターの専任化のための教職員定数の改善、特別支援教育支援員の配置促進、医療的ケアを必要とする子供のための看護師等の学校への配置拡充、ICT等の技術を活用した教材等の研究や指導内容・方法の工夫改善等に取り組みます。あわせて、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上や全ての小・中・高等学校の教師が特別支援教育に関する一定の知識・技能を身に付けられるようにします。

また、自立と社会参加を実現するため、障害のある生徒に一層配慮した高校・大学入試の実施、個々の特性や能力に応じたキャリア教育・就労支援の充実、就労支援コーディネーターの配置拡充、高等学校における通級による指導の制度化及び実施のための体制整備や特別支援学級の制度化の検討、学校卒業後の能力維持・向上のための継続的な学習機会の充実等に取り組みます。

3 8 2 受験一辺倒でない多様な選択肢を持つ教育

人材育成に関する社会の要請に応えるため、普通高校以外に、実践的な職業教育を行う専門高校を整備する等、多様性・専門性のある選択ができるようにします。専門高校については、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」事業の充実などにより、企業や大学等と連携して、社会の変化や産業の動向等に対応した実践的な職業教育を推進します。特に、農林水産高校においては、農林水産業界や関連産業等と連携して農業経営に関する学習の充実を図るなどの取組を進めます。また、多様化する生徒のニーズに応じて、高校と同じ期間で職業を中心に学ぶことができる高等専修学校(専修学校高等課程)を、しっかり支援していきます。

また、高等教育における産学連携を強化するとともに、専修学校において、地域企業等との組織的な連携を進め、地域の人材ニーズに対応した実践的な職業教育の質の向上に取り組みます。現状の専修学校・各種学校の存在意義を十分認識して、他の学校群との制度的格差の解消を目指し、財政的支援や教

育内容の充実に向けての公的支援等を図ります。

大学、専修学校等と産業界・地域社会とのより幅広い連携協力の下で、中核的役割を果たす専門人材の養成に取り組みます。地域密着型のコミュニティカレッジ化により、技能習得と就労を支援します。変革の時代に対応した個人の能力の磨上げや学び直しを提供する場として、時代を先取りした学校教育と職業教育の新たな融合形態を作り上げ、これからの時代を担う「職業人としてのプロ」の育成を目指すために、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化します。

3 8 3 若者の自立・自活を促すキャリア教育と職業教育の推進

産業構造の変化や社会経済情勢の変化に伴い、国民が自ら主体的に生きることができる能力及び態度を養うことができるようにキャリア教育を推進します。そのため、キャリア教育推進の理念や基本事項などを定める「キャリア教育推進法」を議員立法で制定します。

国・地方公共団体において、発達段階に応じた指導方法の確立、体験的な学習活動の促進、障害のある児童生徒への配慮、ニート等の体験活動の実施などの措置を講じます。学校では、体験的な学習活動の充実を図ります。大学などはインターンシップを教育課程として位置づけ、指導方法の改善、教材の開発が促進されるようにします。

また、総合的、体系的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うために、文部科学省、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成するキャリア教育推進会議を設置します。都道府県は、区域におけるキャリア教育を推進するため、都道府県の関係機関、教育関係者、事業者、事業者団体等をもって構成する都道府県キャリア教育推進協議会を設置します。

なお、インターンシップが事実上の就職活動とならないように配慮します。地方や中小零細企業が受け入れる際の負担を軽減するなどの措置を講じます。学校現場への繁忙を取り除くための適切な配慮をします。

「キャリア教育推進法」の制定によって、わが国

全体でキャリア教育・職業教育を推進する体制を実現します。

3 8 4 高等教育政策・大学政策の積極的な推進 (大学ビックバン)

「大学力」は国力そのものであり、質・量両面の充実・強化が必要です。大学の持つ教育機能を抜本的に強化し、学生を鍛え上げ社会に送り出していくための教育改革を加速します。そのため、アクティブラーニングの推進など授業方法を質的に転換し、学修成果の可視化や大学教員の教育能力の向上、学修環境の整備など、教育改革に取り組む大学や教員への支援を強化します。

加えて、大学教育の質の保証を徹底するための全体的な制度（設置基準や大学評価等）を充実するとともに、大学教育の改革に取り組む大学への資金の重点配分を行います。

また、社会や学生ニーズの観点からの新規参入認可プロセスの明確化など、大学強化のための制度の見直しや、経営が悪化したり、質が著しく低下した大学の改善の支援とともに、それでも成果が見込めないと認められる場合、退場を促す仕組みを確立します。

国立大学については、地方創生への貢献、グローバル化への対応やイノベーション創出等の社会からの期待に応えるため、学部・研究科等を越えた予算や人材などの学内資源配分の最適化、年俸制やクロスアポイントメント（混合給与）の導入、年功序列などの現行人事・給与システムの抜本的改革、戦略的な施設マネジメントの取組を進めるとともに、運営費交付金や施設整備費補助金等を通じた戦略的・重点的な支援を強化することで、国立大学の有する教育研究・社会貢献の機能を強化します。

また、開かれた教育と研究体制をつくり、学長のリーダーシップを強化するため、抜本的なガバナンス改革を行うこととし、学長と教授会の役割の明確化や、学長を支えるスタッフ（理事、副学長、財務等の専門スタッフ）の抜本的強化、学長裁量経費の充実などを行います。

私立大学は、全大学の約8割を占めるなど、わが国の学校教育に大きな役割を担っています。少子化

の進展等、私立大学を取り巻く環境が厳しさを増す中で、私立大学が社会から信頼され、健全な発展を遂げていくよう、私立大学のガバナンスの強化や戦略的財政支援等、私立大学の振興に関する総合的な検討を行います。私立大学の収入の約8割は学生納付金であり受益者負担が重いので、国公私立大学の設置形態論・経費の受益者負担論の見直し等を行い、多様な財源の確保による安定的な経営を可能にするため、寄附の拡充や受託研究・共同研究の受入れの促進等、民間資金を自主的・積極的に調達するための環境整備を推進します。

大学同士だけでなく、地域共創（大学と地方・地域社会、産業の連携）運動を積極的に推進するとともに、大学の多様な取り組みについて情報の国内外への発信を推進します。さらに、学生の学修時間の確保や留学等の多様な機会を確保し、大学等が社会の要請に応える人材の育成を行うため、適切な就職活動時期の定着に取り組めます。また、地域や産業界のニーズを踏まえた実践的・創造的技術者教育の充実やグローバルに活躍する技術者育成の強化などの改革を進める高等専門学校を重点的に支援します。

3 8 5 新たな時代を生き抜く真の学ぶ力を育成 する高大接続改革の推進

新たな時代に向けて国内外の大きな社会変動が起こっている中、確実に学力を身に付け、人生を自ら切り開き新たな価値を創造していける力を培う教育が重要です。これに対応するため、時代に沿った柔軟かつ機敏な視点を持ち、学力の3要素を確実に育成する高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜へ抜本的・一体的に改革します。

高等学校教育改革では、①これからの時代に求められる資質・能力を育成するという観点に立った教育課程の見直し（高等学校学習指導要領の改訂）、②課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ、いわゆるアクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の充実、③生徒の日々の活動を通じた幅広い資質能力の多面的評価の充実を図るとともに、多様な学習成果を測定するツールの一つとして「高等学校基礎学力テスト（仮称）」を導入します。

これらをもって、高等学校教育の質の確保・向上に取り組めます。

大学教育改革では、各大学において、教育理念に基づき、①どのような能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位を授与するのかについての「卒業認定・学位授与の方針」、②卒業認定・学位授与の方針を達成するための「教育課程編成・実施の方針」、③こうした方針を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかについての「入学者受入れの方針」のそれぞれの方針が一貫性を持つ明確なものとして策定されるようにするとともに、これらの三つの方針に基づく充実した大学教育の実現を推進します。

大学入学者選抜改革では、各大学の個別選抜を、入学者受入れの方針の明確化と、その内容の入学者選抜方法への具現化を通じて、学力の3要素を多面的・総合的に評価する選抜方法をとるものに改善していきます。また、共通テストである大学入試センター試験に代えて、記述式問題などを通じて、より思考力・判断力・表現力を評価できる「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を導入します。

これにより、学力の3要素である知識・技能、思考力・判断力・表現力や主体性をもって多様な人々と協働する態度を養い、リーダーシップ、企画力や創造力、豊かな感性や優しさ、思いやりなどを備えた人間を育成します。さらに、これらの改革を推進するための体制の整備・強化など財政支援に取り組めます。

3 8 6 成長戦略のための高等教育改革

グローバルな競争激化や人口減少社会の到来に対応し、日本社会・経済の活力を維持するためには、イノベーション力・クリエイティビティの強化や労働生産性の向上が不可欠です。このためには、高度専門職業人養成を目的とする専門職大学院が、サービス産業等の生産性向上に一層貢献できる人材を輩出するなど、成長戦略の拠点となることが求められます。特にビジネススクールについては、グローバルトップ型、地域密着型、産業分野特化型といった各校の特徴を伸ばす形で振興を図るとともに、ステークホルダーの視点を取り入れた評価の導入等により教育の質の抜本的向上を図ります。

また、産業界との連携等を制度的に取り入れた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化し、変化の激しい時代を主体的に生きる質の高い専門職業人養成機関として、社会ニーズに即応した人材養成を進めます。

さらに、大学等における社会人や企業等のニーズを踏まえた実践的・専門的なプログラム（職業実践力育成プログラム（B P））を認定することにより、社会人のキャリアアップや学び直しを推進します。

3 8 7 高等専門学校における教育・研究の充実

実践的技術者の育成機関として国内外から高い評価を受けている高等専門学校について、時代の変化や進歩に対応した教育機関として財政面も含め更なる支援を行い、技術立国日本にふさわしい人材育成を実現します。同時に地域産業界との連携により地域の潜在力を掘り起こし、地方の雇用を拡大し地方創生に取り組めます。

3 8 8 地方大学等の活性化を通じた人口減少克服

若年層人口の東京一極集中を解消するためには、地方の大学・高等専門学校が一層魅力ある存在となることが不可欠です。このため、「地（知）の拠点大学」が自治体や地方企業等と連携して行う人材育成等の取組を支援するとともに、国立大学や私立大学に対する地域の強みを活かした教育研究の機能強化の取組支援、公立大学を活用した地域活性化のための取組の推進に取り組めます。さらに、大学生が地方企業へのインターンシップ等に参加する取組を支援するとともに、都市部の優れた大学が行う授業を地方においても受講できるようにするための取組への支援を行います。加えて、初等中等教育段階においても、地域に愛着と誇りを持って地域を支える人材を育てるとともに、学校を核として、学校と地域の協働により地域力を強化する取組を推進します。

3 8 9 国立大学法人運営費交付金等の安定的な確保

わが国の基礎科学の中核を担っているのは、多様な人材が集い、教育活動や研究活動を行っている大

学です。近年、その安定的な教育研究活動を支える基盤的経費（国立大学法人運営費交付金及び施設整備費補助金、私学助成）が減少傾向にありましたが、平成28年度予算においては、国立大学法人運営費交付金及び私学助成について前年度同額を確保しました。

しかしながら、教員数の維持や施設・設備の管理・運用等で、多大な困難が生じているとの指摘は未だ解消されていないため、わが国の基礎科学を強化する観点からも、これらの基盤的経費を安定的に確保します。その上で、各大学の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、「地域のニーズに応える人材育成・研究を推進」「分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進」「世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進」など国立大学法人運営費交付金の中に重点支援の枠組みを新設し、評価に基づいたメリハリある配分を実施するとともに、マネジメント改革を促進するための学長裁量経費を新設するほか、若手人材の活躍に資する改革を推進し、新たな社会経済を展望した大胆な発想の転換の下、学問の進展やイノベーション創出に最大限貢献する組織へと自ら転換する国立大学を実現します。

私学助成についても、努力する大学へのインセンティブとなるような戦略的かつメリハリある配分を行います。

390 大学院教育の抜本改革

大学院について、研究活動のみならず教育活動を一層重視し、文系・理系それぞれの設置目的に応じた多様性を確保して、体系的かつ組織的な高度人材の育成の取組への支援を強化します。特に、社会の多様な場で活躍する人材を育成・確保するため、産業界等との密接な連携・協力を推進し、専門分野の枠を超えた体系的な博士課程の構築や、社会人が学べる環境の整備など、大学院における教育活動を強化します。

新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成するため、複数の大学、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学・研究機関等が連携した「卓越大学院（仮称）」を形成します。そのため、優秀

な若手教員を惹き付けるための環境整備や、優秀な大学院生への経済的支援などの資金の重点的支援を行います。

391 若手研究者の活躍促進

若手研究者の安定的なポストを大幅に増やすとともに、優秀な研究者が大学や公的研究機関、産業界の枠を超えて活躍できる環境を整備します。また、キャリアパスを多様化するため、産業界と連携した若手研究者や大学院生に対する企業家・イノベーション人材育成を実施するとともに、産業界の研究職や知的財産管理等の研究支援に携わる専門職等での活躍を促進します。公的研究機関等における、ポストクなどを対象とした専門人材育成の取り組みを支援し、活躍機会を拡大します。若手研究者が自立して研究に専念できるようにするための新たな研究資金制度として、当該研究者の名前を冠した「冠プロジェクト」を創設します。

392 「留学生 30 万人計画」と学生・研究者の国際交流の積極的推進

「留学生 30 万人計画」の実現を目指し（当面 20 万人目標）、国・地域・分野等に留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得します。世界的な外国人留学生の獲得競争の中で、日本で学ぶ留学生や研究者が増えるよう、海外拠点を活用した教育研究活動に関する情報発信の強化や現地入試等を促進します。また、国費留学生制度等を拡充するとともに、地方自治体や大学、民間団体、NPO等が連携した生活支援など入学時の受け入れ環境づくりや、インターンシップの実施、卒業・修了後の就職支援など産業界をはじめとする社会の受け入れの推進を図ります。その一方で、受け入れる留学生の人数を増やすだけではなく、帰国後に将来のわが国と母国との架け橋となるような人材あるいは卒業後に日本企業等において活躍しわが国の成長に資するような人材といった、真に優秀な人材を獲得するため、具体的な戦略を練って取り組みます。

日本経済を再生するには、グローバルに活躍できる「強い」日本人の育成が必要であり、意欲と能力に富む全ての学生に留学の機会を与える環境整備

を進めます。このため、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学 JAPAN」による留学機運の醸成を図るとともに、ギャップイヤーにおける海外での体験活動を含め、必要な留学等の経費の支援に係る官民が協力した海外留学支援制度の運用や就職活動への影響の回避、語学力の向上など、留学しやすい環境を整備し、2020年までに日本人留学生を倍増します。世界水準の教育研究活動を展開するためには、海外から優れた研究者を受け入れ、協働で研究活動に取り組むことが不可欠であり、奨学金の充実や受け入れ機関の体制整備、周辺的生活環境の整備等を推進し、優秀な留学生や海外からの研究者の受け入れの拡充を目指します。また、柔軟なアカデミック・カレンダーの導入や留学支援体制の充実など、学生交流を促進する体制作りの取り組みや、わが国にとって戦略的に重要な国・地域の大学との国際教育連携の促進などを通じて、大学の徹底した国際化を推進します。

393 『スポーツ基本法』に基づく「スポーツ立国」の実現

スポーツを国家戦略として推進するため、わが党主導により議員立法で制定した『スポーツ基本法』に基づき、「スポーツ立国」を実現するための諸施策を強力に推進するとともに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、スポーツ・文化・教育・科学技術による取組の効果を全国に波及させ、日本全国を活性化させます。昨年創設したスポーツ庁を中核とし、関係省庁一体となり、国際競技力の向上はもとより、スポーツを通じた健康増進・障害者スポーツの推進、地域や経済の活性化、国際貢献等に取り組めます。

本年開催されるリオ大会をはじめ、オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で日本代表選手が活躍できるよう、競技団体向けの選手強化費や次世代アスリートの発掘・育成、女性アスリートの支援を充実させるとともに、スポーツ医・科学等を活用した支援やナショナルトレーニングセンターの拡充整備を進める等、国際競技力向上施策を推進します。あわせて、わが国の国際的なプレゼンスを高めるため、各競技団体の国際連盟の役員を倍増す

ることを支援します。また、2017年冬季アジア札幌大会、2018年冬季オリンピック・パラリンピック平昌大会、2019年ラグビーワールドカップ日本大会等の成功に全力を尽くすとともに、スポーツの健全性を確保するため、アンチ・ドーピング活動を推進します。さらに、各競技の国際競技大会の招致に取り組みます。

学校における体育の充実を図るとともに、運動部活動における体罰を根絶し、運動部活動を充実します。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を悉皆で行うとともに、調査結果の活用による子供の体力向上の取り組みを推進します。さらには、誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備することが重要であり、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、指導者養成事業など各種スポーツ振興事業の充実を図るとともに、スポーツを通じた健康増進を図るため、最新のスポーツ医・科学等に基づくスポーツの普及やスポーツ無関心層に興味・関心を喚起する取組への支援、地域スポーツコミッションなどによるスポーツを観光資源とした地域活性化の取組を促進します。あわせて、スポーツ団体の発展基盤の強化に向けて、団体ガバナンスの強化やスポーツ指導者、アスリートのデュアルキャリア等の人材育成支援などに取り組めます。また、地域の住民が学校のグラウンドや体育館を利用しやすい環境の整備についても検討を進めます。

394 2020年オリンピック・パラリンピックの東京大会の成功とレガシーの創出

2020年東京大会の成功に向けて、総理を本部長、オリンピック・パラリンピック大臣を副本部長とする東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部のもとで、昨年閣議決定した、いわゆる「オリパラ基本方針」に基づき、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に政府一丸となって取り組むとともに、2020年東京大会を「復興五輪」として、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信してまいります。2020年東京大会を東京だけのイベントとすることなく日本全国の祭典となるよう、大会の事前合宿の誘致等を通じて、参加国・地域との交流を図る「ホ

ストタウン」の推進や、スポーツを通じた国際交流やオリンピック・パラリンピック教育の全国展開、文化プログラム（Beyond2020 プログラム）の実施等を幅広く展開し、スポーツボランティアの育成を図るなど、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国へ波及させるとともに、心のバリアフリーの推進等を通じて、ユニバーサルデザインに基づいた街づくりを進めます。こうした取組を通じ、競技場や交通網などのインフラのみならず様々な分野で 2020 年東京大会のレガシー（遺産）を地域に根付かせます。

また、新国立競技場の整備を着実に進めるとともに、国際的なアンチ・ドーピングの活動の推進支援や発展途上国における学校体育カリキュラム等の策定支援、スポーツ指導者の派遣など、「Sport for Tomorrow」プログラムに取り組み、スポーツ分野における国際貢献を進めていきます。

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、バス・タクシー等の交通サービスの整備や次世代自動車（運転支援システムの高度化・燃料電池車等）の導入の着実な推進、五輪特別ナンバープレートの実現等を図ります。また、水素社会の構築に向けた環境・エネルギー技術、ロボット技術等、日本の強みである技術をショーケース化し、世界に発信します。

3 9 5 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした農林水産業の発展

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を日本の農林水産業の発展のチャンスにします。農業生産工程管理（GAP）等の普及を図り、国内外の需要に対応するとともに、その先の輸出促進にもつなげます。大会関連施設の整備等に国産木材・花き等を積極的に利用します。

3 9 6 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた「心のバリアフリー」の推進

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「心のバリアフリー」を推進し、共生社会の実現に取り組めます。

3 9 7 スポーツの産業化の推進

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機に、スポーツを通じた経済活性化への期待が高まっています。スポーツ立国調査会では、スポーツビジネス小委員会を立ち上げ、スポーツ産業の活性化について議論を開始しました。これまでの「体育」から、自らがプロフィットを生み出す「スポーツ」への変革を促していくために、民間ノウハウの積極的な導入を通じて、ポスト 2020 年を見据え、スポーツで稼ぎ、その収入をスポーツへ再投資する自律的好循環を形成し、スポーツの産業化を推進していきます。

具体的には、現存のスタジアム、アリーナの施設整備の在り方を抜本的に見直し、これまでのコストセンターからプロフィットセンターへの変革を促進していきます。また、アマチュアスポーツが持つスポーツコンテンツの魅力の最大化を推進するために、コンテンツホルダー（スポーツ団体、大学スポーツ等）の経営力の強化、スポーツ経営人材の育成等に取り組んでいきます。加えて、最新のテクノロジーをスポーツ分野に積極的に導入し、健康ビジネスの拡大や試合映像配信サービスの高度化・多様化等を進め、新たなスポーツ市場の創出も進めていきます。

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催などスポーツへの関心が高まっている中で、国民にとってスポーツがより身近なものとなり、スポーツが生活の一部となることで、わが国のスポーツ文化をより一層深化させ、国民の健康増進、政府が掲げる GDP600 兆円の実現に貢献する、わが国スポーツの産業化の推進に取り組んでいきます。

3 9 8 世界に誇るべき「文化芸術立国」の創出

世界に誇るべき「文化芸術立国」の実現に向けて、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に基づき、芸術活動への支援や、伝統文化の継承・発展や文化財の保存・活用、国立文化施設の改修等による機能強化や若手芸術家等の人材の積極的育成などに取り組めます。その際、わが国の多様な文化芸術資源をいっそう活用するとともに、国内外への発信を強化することにより、観光客の増加や他の産業や地域

経済への波及を一層促進し、文化を通じて日本経済の活性化（文化によるGDPの拡大）を進めます。2020年東京大会をスポーツだけでなく、文化の祭典としても位置付け、全国津々浦々で文化プログラムを開催し、日本各地の文化資源で世界の人々を魅了する機会を創出するとともに、全国の文化プログラムを紹介するポータルサイトを構築し、国内外に文化芸術の魅力を多言語で情報発信します。劇場、音楽堂等を活性化し、実演芸術の振興を図るとともに、地方自治体による計画的な文化事業への支援を実施し、文化芸術を通じた地域の活性化にも取り組みます。日本文化を戦略的に海外発信するため、伝統的な文化・芸術の継承・発展を引き続き推進するとともに、アニメなど新たな日本ブランドとしてのメディア芸術の振興や人材育成、制作者の待遇改善を図ります。文化交流の相手先と内容の重点化、優れた芸術の国際交流の推進、海外の日本語教育拠点の拡充等を行います。

文化芸術の創造性が産業や地域の活性化に結びつく取り組みを行う「文化芸術創造都市」が全国各地に広がっていくよう支援します。また、文化芸術体験はわが国の将来を担う子供の豊かな感性や創造力の涵養に資するという認識の下、国として責任を持って義務教育期間中に、全ての子供が、質の高い文化芸術を最低2回（伝統芸能と現代舞台芸術を各1回）は鑑賞・体験することができるようにするとともに、地域に伝わる伝統芸能などを、親や子供にしっかりと伝えるための「伝統文化親子教室」の取り組みを充実します。新たな文化や価値を創造していくための社会的な基盤となるデザイン分野を含めた文化関係資料のアーカイブ化の取り組みを推進します。

また、わが国の文化関係予算は高い水準にあると言えず、「文化芸術立国」の創出に向けて、必要な文化予算を確保します。

399 文化芸術活動の支援、文化財の後世への継承、文化財を核として地域活性化

文化芸術団体の円滑な活動のため、専門的人材の育成や意欲的・先進的な活動に対して、手厚い支援を行います。寄付文化の醸成を図るための税制上の

優遇措置を検討します。東京には国立劇場をはじめ、多くの文化施設が存在しますが、これらと各地域の文化施設のネットワークを強化することにより、全国各地での鑑賞機会の充実を図ります。

文化財を後世に継承するため適切な周期による修理及び観光資源としての価値を高める美装化を行うとともに、東日本大震災で被災した文化財の復旧を進めるほか、地震や火災、大雨、土砂崩れ等の災害から文化財を守るための防災対策をあわせて推進します。貴重な民俗文化財について、後世に確実に引き継いでいくため、映像記録（デジタルデータ）等の作成を推進します。

地域の歴史的魅力や特色を通じてわが国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として2020年までに100件程度認定するとともに、「日本遺産」のブランド化を推進することをはじめ、地域の文化財の一体的な公開活用を促進するための情報発信、普及啓発、設備整備等の取組みに対し支援を行い、文化財を核とした地域活性化を図ります。

400 世界遺産・無形文化遺産などの保存・活用

昨年7月、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」がユネスコの「世界遺産」に登録されました。わが国は、15件の文化遺産、4件の自然遺産があります。また、地域に根差す伝統・慣習など文化の多様性を象徴する「無形文化遺産」については、能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎、「和食：日本人の伝統的な食文化」「和紙：日本の手漉き和紙技術」など合わせて22件が登録されています。さらに、国連食糧農業機関の「世界農業遺産」には、新潟県佐渡市、石川県能登半島、静岡県掛川地域、熊本県阿蘇地域及び大分県国東地域が登録されています。これらの世界遺産・無形文化遺産などの保存・活用を図ることによって、海外への日本文化の発信及び諸外国との相互理解の増進や、わが国の文化を再認識し、歴史と文化を尊ぶ心の育成、文化財の次世代への継承などを積極的に推進します。

401 海洋立国に相応しい海洋教育の充実

わが国は四方を海に囲まれ、世界第6位の排他的経済水域を持ち、海外との貿易によって成り立つ海

洋立国です。海洋基本法が制定され、海洋基本計画に基づき、各種海洋施策が推進されています。その中で、海洋立国を担う海洋人材の育成、海洋教育の充実が課題となっています。小中高校において、学習指導要領等を見直し、発達段階に応じて、関係教科や総合的な学習の時間を通じて体系的に行われるよう、海洋教育を充実させます。専門的人材の育成と確保のために、産学連携を強化しつつ、高等教育機関での海洋教育の充実を図ります。学校と社会教育施設、産業施設、各種団体等との有機的な連携を促進し、学協会等との協力の下、アウトリーチ活動を重視した取組等を推進します。

402 公民館1万5千ネットワークの活用

社会教育施設として全国各地に公民館が約1万5千か所設置されています。各地の教育委員会の社会教育主事が中心となって講座等の利用が進められてきました。しかしながら、社会教育主事の配置が十分ではなく、また講座等の内容がともすれば個人の趣味嗜好に陥りがちになっているのではないかと課題が指摘されていました。

そこで、本来の社会教育の在り方を検討しつつ、地域の課題を模索し解決するための社会貢献型に展開すべきです。スポーツ庁と連携して健康増進活動や、厚生労働省と連携してのボランティア活動、法務省と連携しての終活等、各地の好事例を収集し、ブロックごとに周知を図るための支援を充実します。

403 自然科学のみならず人文・社会科学の振興を

世界的に活躍する学者や文化人を顕彰するノーベル賞。日本人の受賞が続き、世界の中でわが国の基礎科学、自然科学に対する評価は高いものがあります。その一方で、経済学賞だけは日本人が受賞していません。世界第3位の経済大国として、また長引くデフレ不況を経験し、また世界の中で一番少子高齢化が進み、それを克服しようとする中で、経済学の知見を活かした金融財政政策の立案や、世界経済が直面している不況の原因究明等、日本人による研究は貴重で重要だとの指摘があります。

そこで、今まで以上に自然科学のみならず人文・社会科学の振興を図るべきです。政府は優れた学者

の研究成果を取り込み、官民との共同研究を推進し、クロスアポイント制度を活用し政府に社会学者を採用し、官民との人事交流を積極的に行います。また、社会科学関係の研究費を充実し、対外発信力を強化していきます。

外交・防衛

404 「積極的平和主義」の実践

今、日本外交が、国際社会を主導するときです。安倍政権が進めてきた「地球儀を俯瞰する外交」は、この3年間で国際社会の中にしっかりと根を広げています。

安倍総理は、これまで63か国・地域を訪問し、各国との信頼関係を築いてきました。

日本が継続して行っている、開発、気候変動、人権・女性、法の支配の確立といった地球規模課題への取組みは、国際社会から高く支持・評価されています。

一方で、北朝鮮の核実験や弾道ミサイル、東シナ海・南シナ海における中国の力を背景とした一方的な現状変更の試みなど、わが国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しています。また、伝統的安全保障の課題に加え、国際テロやサイバー攻撃等の新たな脅威や、気候変動等の地球規模の問題も深刻化しています。

そうした中で、昨年成立した平和安全法制は、あらゆる事態に対する切れ目のない対応と、日本の国際社会の平和と安定に対する一層の貢献を可能にするものです。

もはや、どの国も一国のみでは自国の平和と安全を守ることはできず、地球規模課題の解決には国際社会の更なる連携が求められています。

国際協調主義に基づく「積極的平和主義」を、今後とも積極的に実践していきます。

405 強固な日米同盟の再構築

日米同盟はわが国の外交の基軸であり、アジア太平洋地域の平和と安定の礎です。首脳会談をはじめ、日米間ではあらゆるレベルで緊密な意思疎通が行われています。今後も安全保障、政治、経済を含む

あらゆる分野において連携を進め、関係をさらに強化します。

また、わが国の平和と安全の確保のため、防衛力の整備を推進するとともに、昨年新たに策定された新ガイドラインに沿って、日米安保体制の下での抑止力の維持・強化に向けた努力を不断に行います。

一方、沖縄をはじめ基地を抱える地域の切実な声に耳を傾けつつ、負担を軽減するため、「日米合意」に基づく普天間飛行場の一刻も早い返還を期し、名護市辺野古への移設を推進するとともに、米海兵隊のグアム移転など日米軍再編を着実に進めます。

さらに、米国政府と連携して、米軍人・軍属の綱紀肅正及び事件・事故防止を徹底し、日米地位協定については、あるべき姿を検討します。

4 0 6 自由で豊かで安定したアジアの実現

自由で豊かで安定したアジアの実現に向けて、近隣諸国との友好協力関係の増進に努めます。戦略的利益を共有する韓国をはじめ、中国・ロシアとの関係改善を一層進めるとともに、豪州・インド・ASEAN諸国・欧州等の普遍的価値を共有する国々との間で、安全保障をはじめ、エネルギー政策や環境問題、知的財産権の保護など、幅広い分野で協力関係を築きます。

東シナ海・南シナ海等における法の支配、共通の価値、国際秩序に対する挑戦については、アジア諸国の海上保安機関に対する能力向上支援や協力関係の強化等を図るとともに、アジアのみならず米国や豪州、欧州とも連携の上、秩序の維持に努めます。

また、わが党が策定した「海洋基本法」に基づき、エネルギー資源等の海洋資源の開発・利用促進、排他的経済水域の開発や大陸棚の延長及び海洋調査の推進など、わが国の海洋権益を確保するとともに、排他的経済水域に関する包括的な法整備に取り組みます。

4 0 7 法分野における国際協力の推進

アジアを中心とした国々において、法の支配やグッドガバナンス（良い統治）が実現し、ひいてはわが国の安全保障に資するよう、対象国の持続的な成長に貢献するための法制度整備支援に積極的に取り組みます。

4 0 8 躍動するアフリカとの関係強化

アフリカは、高い経済成長や豊富な資源、人口の増加等を背景に、国際場裡における存在感を増しており、引き続き、わが国とアフリカの包括的かつ互恵的な関係の強化に努めます。

本年8月のアフリカ初開催となるT I C A D VIの場を活用し、人材育成、質の高いインフラ投資、日本企業の高い技術の活用など、日本ならではの貢献を広くアフリカの人々に発信します。

さらに、昨年官邸に設置したアフリカ経済戦略会議等も活用しつつ、アフリカへの日本企業の投資を促進し、アフリカの活力を日本経済の活力につなげていきます。

4 0 9 海上の安全確保

航行の安全や海上の安全確保は、わが国の存立と繁栄に直結します。日本国民の生命及び財産の保護の観点から、海賊対策は重要な課題です。

これまで、沿岸国の海上取り締まり能力の強化、人材育成への協力等に加え、日本船籍への武装警備員の乗船を可能とする法整備を行うなど、海賊対策に取り組んできましたが、引き続き、国際社会と連携しつつ、ソマリア沖・アデン湾やアジアでの海賊対策に積極的に取り組みます。

また、法の支配や航行の自由等の価値観を共有する諸国との海洋安全保障協力・防衛協力（能力構築支援、共同訓練・演習）を推進します。

4 1 0 災害時における国際協力の強化

地震・台風など自然災害は世界各地で頻発化・大規模化しており、国際緊急援助隊の派遣をはじめ人的・物的・資金的な緊急人道支援など、災害時における国際的な支援活動に、引き続き積極的に取り組んでいきます。その際、必要となる装備の整備を進めます。また、病院船等に求められる機能・役割についても検討します。

また、防災・減災・避難救援体制等、わが国が震災対応によって得た教訓・知見をソフトパワーとして世界に紹介し、その活用を図ります。昨年の第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015－2030」及び国連総会で採択され

た「世界津波の日」決議のフォローアップ等を通じて、わが国が蓄積してきた防災の知見と技術を国際社会と共有するとともに、国際協力における防災の主流化を一層促進します。

4 1 1 国連安保理改革と国際機関の邦人職員の増強

昨年の国連創設 70 年を機に、関係国と連携して国連改革を推進し、わが国の安保理常任理事国入りの実現に向けた取り組みを強化します。

また、各種国際機関における日本人の幹部・スタッフを増強すべく、あらゆるレベルへの日本人の派遣に有効な制度の構築、広報活動の拡大、採用・昇進の支援体制強化等に積極的に取り組みます。各種国際機関に対する分担金・拠出金の質を高める評価を行うこととあわせて、わが国の発信力やプレゼンスの強化に努めます。

4 1 2 在外公館等を活用した日本企業の海外展開支援

在外公館施設や ODA 等を活用したインフラシステム輸出、中小企業を含むわが国企業や地方自治体の海外展開を積極的に推進することにより、民間の貿易投資を促進していきます。トップセールスをさらに推進するとともに、これまでの成果を着実にフォローアップします。

海外進出する日本企業の支援を在外公館の本来業務として位置づけ、人脈形成・情報提供など、最大限の支援を行い、官民連携を強化します。

4 1 3 ODA を活用した開発途上国との関係強化

開発協力は、日本が外交を進めていく上で不可欠のツールです。昨年新たに策定した開発協力大綱に基づき、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保、これを通じたわが国の国益の確保を目指します。

また、政府開発援助（ODA）を省庁横断的に積極的かつ戦略的・効果的に活用するとともに、その成果を評価し納税者の理解に資する努力を行いつつ、GNI の 0.7 % を ODA に充てるとの国際目標を念頭に ODA の拡充を図り、開発途上国との関係強化に努めます。

特に、中小企業を含むわが国企業や地方自治体の海外展開、インフラシステム輸出、資源外交等にも資する支援を、無償資金協力・技術協力・円借款・海外投融資の戦略的活用により推進し、新興国を含む開発途上国の成長を日本の成長に取り込み、日本経済活性化にも寄与することを目指します。

また、日本にとって望ましい国際環境の構築を目指し、法の支配や女性の権利を含む基本的人権、グッドガバナンス等の普遍的価値の共有の観点から、法制度整備支援やガバナンス支援等を実施します。

さらに、国際社会の平和と安定の観点から、難民・国内避難民への人道支援、平和の構築、治安維持能力の強化、テロ対策、海洋・宇宙空間・サイバー空間に関わる開発途上国の能力強化等も支援します。

また、ODA 卒業国とも円滑な関係が維持される仕組みを構築します。

4 1 4 資源外交の強化

資源の安定的かつ安価な供給の確保は、日本経済・暮らしの基盤です。要人往来、在外公館による日常的な働きかけ、国際的な枠組みの活用、ODA を含む外交ツールを活用し、主要な資源国との関係強化に努め、供給国の多角化を図るなどの「資源外交」に力を入れます。

その際、わが国の人的資源を開発途上国に提供すること等を通じ、わが国と相手国との間に WIN-WIN の関係を築きます。

4 1 5 戦略的な対外発信の強化

近隣諸国が情報発信を強化する中、領土、慰安婦問題等の歴史認識、積極的平和主義等について、客観的事実を世界に示し、平和、女性の活躍、人権等の分野におけるわが国の貢献をアピールするとともに、いわれなき非難には断固反論するなど、日本の名誉と国益を守るため、戦略的対外発信を抜本的に強化します。

広報文化外交拠点「ジャパン・ハウス」の世界主要都市への設置等を通じ、日本の「正しい姿」について、伝統文化、ポップカルチャー、世界遺産、和食など多様な魅力とともに発信し、日本に対する理解の増進を促進します。

一方、親日派・知日派育成のため、全世界との若手交流を含む招へいプログラムや日本研究支援、日本語教育拠点を拡充し、また中南米等の日系人との連携強化に取り組みます。

また、国内シンクタンクの強化や海外シンクタンクとのネットワーク構築を通じて、外交・安全保障の有識者の層を厚くするとともに、国際世論の形成に積極的に関与していきます。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けて、スポーツ・文化分野での海外との交流を含む取組みを活発化し、予算・人員の充実や官民連携等を推進します。

4 1 6 地球規模課題への取組の強化

人間の安全保障の理念に基づき、国連関係機関等との連携・協力を強化しながら、気候変動等の地球環境問題、防災・保健システム強化をはじめとするユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進、感染症対策、ジェンダー平等と女性の能力強化、水・衛生、国民の生活にも直結する資源・食料問題等の地球規模の諸課題への取組を強化します。

特に、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として昨年採択された、2030年までに達成すべき国際開発目標（持続可能な開発のための2030アジェンダ）、さらには昨年のCOP21において採択された、全ての国が参加する公平かつ実効的な温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」を締結し、その実施に向けて積極的に貢献します。

また、海洋・宇宙・サイバー空間における「法の支配」の実現に向け、国際的なルール作りに積極的に参画します。

4 1 7 在外邦人・企業の安全確保の強化

中東情勢の激変や国際テロの脅威の増大を受け、新設した「国際テロ情報収集ユニット」を効果的に活用しつつ、官邸を司令塔とする省庁横断的な情報収集・分析・発信体制を強化して、国民との切れ目のないコンタクトを確保し、官民の連携を緊密化します。

また、緊急事態発生に迅速かつ適切に対応できるよう人的・物的体制を整備して、在外邦人・企業・

学校・公館等の安全確保の抜本的な強化に取り組みます。

さらに、平和安全法制の施行に伴い、領域国の同意等のもと、在外邦人の救出が可能となったことを受け、自衛隊の対応能力を向上させて、在外邦人の安全確保に万全を期していきます。

4 1 8 外交実施体制の強化

多岐にわたる外交課題に取り組むため、外交の基盤となる外交実施体制を一層拡充することが不可欠であり、わが党の外交再生戦略会議の決議・提言（ODAの活用、予算の増額、定員の拡充、戦略的対外発信の強化、邦人保護、情報収集能力・体制強化、在外公館の新設、在外公館の警備体制の強化等）を着実に実施し、欧米主要国並みの外交実施体制を整備します。

また、議員外交を積極的に展開し、大臣経験者等も活用するなど、わが国の国際関係に幅と厚みを持たせます。

4 1 9 自由貿易・国際経済連携の推進

自由貿易の推進は、わが国の対外通商政策の柱です。多角的貿易体制の維持・強化のため、WTOドーハ・ラウンド交渉の停滞を踏まえ、古くなった既存の交渉枠組みを一新し、時代に即した新たな課題にも対応するようWTO交渉を牽引していきます。その際、農業交渉等については、各国の持つ多様な農業の共存や林・水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を目指します。

また、経済連携（EPA／FTA）に関して、国益に即して、メリットの大きなものは積極的に推進するとともに、これによって打撃を受ける分野については必要な国境措置を維持し、かつ万全な国内経済・地域対策を講じます。

日本は貿易立国と言われつつも、実際の輸出額の対GDP比は2割弱に過ぎません。内需・外需に牽引された力強い経済成長を達成するためにも、国益を最上位とした多角的自由貿易体制を確立し、諸外国の活力をわが国の成長に取り込む必要があります。国益確保の観点からも、グローバルなルールの策定にあたっては、わが国が国際的なリーダーシップを

発揮します。

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定の早期発効と参加国・地域の拡大、日中韓ＦＴＡや東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ）などのアジア太平洋地域における広域経済連携の取組やＥＵとの経済連携協定などを通じた自由貿易の促進等、世界的に貿易競争が激化する中で、わが国の貿易が安定的に行われるために、先進国・新興国を含めた諸外国のニーズを踏まえた相互協力関係を構築します。

特に、ＴＰＰによる巨大な自由貿易圏の誕生は、多くの企業に新たな成長の機会を提供します。ＴＰＰを中堅・中小企業にとってのチャンスとするため、支援機関を結集させた「新輸出大国コンソーシアム」を設立しました。専門家による現地での商談や海外店舗の立ち上げなどのサポートを通じて、中堅・中小企業の海外展開を後押しします。

4 2 0 投資協定・租税条約締結の促進

海外市場で得た利益を国内の新たな付加価値創造へと向かわせることを促進するために、二国間の投資関連協定（投資章を有するＥＰＡ／ＦＴＡを含む）や租税条約等により、資本移動の自由化を推進します。海外子会社の配当、ロイヤリティ等に対する進出先国での課税を可能な限り縮小することを目指します。

そのため、35か国・地域（平成28年3月現在）と他の先進国に比べて大きく後れを取っている日本の投資協定について、経済界の実需にあわせて、中南米やアフリカも視野に入れ、戦略的に展開するとともに、協定の質の向上にも努めます。

4 2 1 変化する安全保障環境に適應する防衛力の整備

世界のパワーバランスが流動化する中、予測不能な指導者が核実験・ミサイル発射を繰り返す北朝鮮、東シナ海・南シナ海で力による国際秩序への挑戦を繰り返す中国など、わが国の安全保障環境に地殻変動とも言える変化が生じています。

わが国の防衛態勢を強化する観点から、平成25年に策定した、新たな「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」の下、自衛隊の人員・装備を増

強するなど、防衛力の「質」と「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力と対処力を高めるべく、「統合機動防衛力」の構築を推進します。

具体的には、統合機能の更なる充実に留意しつつ、海上優勢及び航空優勢の確保や、機動展開能力の整備を図ります。特に、警戒監視能力、情報機能、輸送能力、指揮統制・情報通信能力のほか、島嶼部に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃への対応、宇宙空間及びサイバー空間における対応、大規模災害等への対応並びに国際平和協力活動等への対応のための機能・能力を強化します。さらに、防衛大綱及び中期防策定後に安全保障環境に生じた変化への対応を進めます。

また、本年、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする平和安全法制が施行されたことを受け、二度と戦争の惨禍を繰り返さないという不戦の誓いを将来にわたって守り続け、国民の命や平和な暮らし、領土・領海・領空を断固守り抜くため、着実な防衛力整備や同盟国・友好国との連携強化を含め万全の態勢を整えるとともに、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していきます。

4 2 2 新ガイドラインによる日米同盟の強化

厳しさを増す安全保障環境に対応するためには、日米安保体制を維持・強化するための不断の努力が不可欠です。米国と連携して抑止力・対処力を高めるため、昨年策定された新たなガイドラインに基づき、平和安全法制を踏まえた二国間・多国間の共同訓練・演習の実施、新たな領域である宇宙・サイバー空間における監視能力・対応能力等の向上、防衛装備・技術協力を通じた相互運用性の強化及び効率的な取得・整備の推進、米国と連携した友好国への効果的な能力構築支援などを通じて、自衛隊の役割を強化し、日米同盟の信頼性をさらに向上していきます。

4 2 3 友好国との戦略的防衛協力の推進

わが国を取り巻く安全保障環境の改善を図るためには、戦略的利益を共有する豪州や韓国、インド、ASEAN諸国等との安全保障面での連携強化が重要です。

これら友好国との間で、人的交流や部隊間交流、共同訓練、防衛装備・技術協力、能力構築支援や、拡大ASEAN国防相会合(ADMMプラス)などの多国間の枠組みにおける協力などを効果的に組み合わせ、戦略的な国際防衛協力を推進していきます。

4 2 4 自衛隊による国際平和協力活動等の推進

平和安全法制の施行により、国際社会の平和及び安全の確保にこれまで以上に自衛隊が積極的に貢献することが可能となりました。

これにより、例えば、国際社会の平和と安全が脅かされている事態に国際社会が一致団結して行動する場合に、わが国も国際社会の一員として協力支援活動等を行うことなどについて、具体的なニーズがあれば、わが国の国益に資するか否かなどの観点から、実施の可否を検討していきます。

また、国連PKOに関しては、南スーダンPKOへの自衛隊部隊の派遣を継続するほか、これまで蓄積した知識・経験を活かし、高位ポストを含む司令部要員の派遣や、自衛隊が高い技術と経験を有する分野における他国部隊の派遣支援といった貢献などに取り組んでいきます。

さらに、外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の保護については、隊員の安全確保に留意しつつ、必要があれば、領域国の同意等のもと、自衛隊部隊をもって実施できるよう、関係省庁間の連携を深化させ、政府一体となって対応します。

この他、自衛隊を含む各国部隊の活動など国際社会による継続的な海賊対策が成果を上げていることに鑑み、極めて重要な海上交通路における航行の安全確保に万全を期するとともに、国際社会の平和と安定に貢献するため、引き続き、国際社会と連携して、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動を確実に実施します。

4 2 5 各種脅威や災害への対処と危機管理体制の強化

大規模なテロ・ゲリラへの対策、NBC（核、生物・化学）兵器への対策、原子力発電所をはじめとした重要施設における不測の事態への対策、大規模な自然災害への対応などのため、必要な人員・組織・

装備を充実させるとともに、自衛隊・警察・海上保安庁等関係諸機関の連携を強化します。

さらに、弾道ミサイルによる攻撃など武力攻撃事態も含む非常事態に際して迅速かつシームレスな対応が可能となるよう、関係省庁、地方自治体、事業者、住民等との協力・連携を強化し、各種事態を想定した共同実動訓練を行うとともに、法的側面を含む諸課題について不断に検討・改善することで、総合的な危機対処能力の向上を図ります。

4 2 6 自衛隊員の処遇改善及び栄典・礼遇施策の推進

自衛隊員が高い士気と誇りをもって任務を遂行できるよう名誉と処遇の向上に取り組めます。

具体的には、隊員の職務の特殊性に配慮し、任務に応じた諸手当の整備を図るとともに、隊員が後顧の憂いなく、安んじて任務に邁進できるよう賞給・つ金の拡充等を図ります。

また、隊員個人の功績を顕彰し、国家の栄典を受けることにより、隊員が誇りと名誉をもって任務に精励できるよう栄典・礼遇に関する施策を推進します。

具体的には、叙勲対象の拡大や防衛功労章の拡充等について不断に検討を行います。

4 2 7 基地周辺住民の負担軽減の推進

日米安保体制の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする基地負担軽減を早期に実現するため、在日米軍基地の整理・統合・縮小や、各種訓練の移転、米海兵隊のグアム移転など、在日米軍再編を着実に進めるとともに、生活環境の整備、雇用の創出などの諸施策を促進します。

特に、普天間飛行場の一刻も早い危険除去を実現するために、日米合意に基づく名護市辺野古への移転を推進するとともに、基地周辺対策を強化し、再編特措法の延長をはじめ、関係自治体に対する特別な配慮・施策を実施します。

4 2 8 技術的優越の確保と防衛生産・技術基盤の維持・強化

世界的に技術や装備品の高度化が進展する中、新設の防衛装備庁や防衛装備移転三原則のもと、戦略的に研究開発や友好国との防衛装備・技術協力を推

進し、技術的優越の確保と防衛生産・技術基盤の維持・強化を推進します。

具体的には、中長期の脅威や技術動向の予測に基づいた防衛技術・研究開発の戦略を策定し、研究開発ビジョンや、長期契約を活用した装備品等の一括調達等による企業の予見可能性の向上等に取り組みます。

また、技術の多義性（デュアルユース性）も念頭に、安全保障関連技術に関して政府全体を統括する司令塔を設置するとともに、防衛省と関連府省庁・各種研究機関の連携強化や研究開発ファンドの大幅拡充等により、基礎研究の成果や優れた民生技術の活用を推進し、自主的な先端技術・防衛装備品等の研究開発を拡充・強化します。

サプライチェーンや技術基盤の維持・強化や技術的優越の獲得のため、必要十分な予算を確保し、戦略的に国内開発・生産を推進します。

また、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイルの共同開発やF-35に係る国内企業の製造参画等の実績も踏まえ、国際共同開発・生産を効果的に推進します。

防衛装備品の海外移転に関しては、わが国の平和と安全はわが国一国では確保できないことを踏まえ、防衛装備移転三原則に従って適切に実施することにより、平和貢献・国際協力や、諸外国との安全保障・防衛協力を推進していきます。

さらに、防衛省が開発した技術や装備品等の外国政府・他省庁・民間企業等への転用が適切かつ効果的に実施可能となるよう、組織・制度等の改革を進めるとともに、機密性の高い技術・情報の保護について対策を強化します。

4.2.9 G空間（地理空間情報）プロジェクトによる強靱な社会基盤インフラの構築

地理情報と衛星測位情報を電子国土基盤情報として統合活用したG空間情報（地理空間情報）は、領土、領海、領空統治の基本情報です。そこで、国、地方、民間が保有する様々なG空間情報を集約・更新して効率的な利活用を行うために、G空間情報センターを設置し、わが国の外交・経済・防衛上の安全保障の確保、国土の強靱化等に役立てます。

また、準天頂衛星システムを基盤として、各国が

保有する衛星システムと連携・運用することで、わが国及びASEAN諸国等の安全保障、災害対策、海洋監視、国土管理の強化にも貢献します。

4.3.0 わが国の安全保障に資する宇宙利用の促進

各国の動向を注視しつつ、宇宙空間の安定的・効果的な活用や研究開発を推進します。

具体的には、高分解能・高頻度の情報収集衛星や早期警戒衛星等、わが国の安全保障に資する研究開発を加速し、自衛隊をはじめ中央省庁・関係機関等が利用する通信、気象観測、偵察等、様々な用途の衛星システムの開発を推進します。

また、輸送系システム、射場の新設・整備を含む地上系システム、宇宙関連技術基盤の維持・強化等を図るため、デュアルユースの観点も踏まえた宇宙システムの開発を推進し、宇宙状況把握に係る国内の体制を整備します。

情報収集衛星については、財源確保策の検討を進めつつ、10機による運用体制の確立を目指し、情報収集能力の強化を図ります。また、準天頂衛星の7基体制を平成35年度を目途に確立し、アジア・オセアニア地域の情勢安定にも資する測位政策を推進することで、日本の国際的プレゼンスを高めます。

また、宇宙に関する対話・協議の促進や宇宙状況把握における協力の強化など、米国をはじめ各国との間で国際的な協力を推進します。宇宙空間における法の支配の実現・強化に向けても、国際的ルール作りに関する議論に積極的に貢献していきます。

さらに、地理情報と衛星測位情報を統合活用したG空間情報（地理空間情報）を国として保有し、利活用するための社会基盤インフラを構築することで、わが国の安全保障上の利益の確保に努めます。

4.3.1 北朝鮮の核開発・ミサイル発射の阻止

北朝鮮による度重なる核実験やミサイル発射は、わが国の安全保障にとって深刻な脅威であり、国際社会に対する重大な挑戦です。

関係国との連携強化により国連安保理決議の実効性を確保し、北朝鮮の核開発やミサイル発射を阻止して、拉致・核・ミサイル問題の包括的な解決を目指します。

また、NPT（核拡散防止条約）体制を維持するため、国際的な軍縮・不拡散体制の強化に向け、わが国が主導的役割を果たしていきます。

4 3 2 弾道ミサイル攻撃に対する抑止・対処能力の強化

北朝鮮は、核実験や弾道ミサイル発射を繰り返すなど、核開発及び弾道ミサイル開発を進展させており、日本国民の生命・財産を守るため、わが国の弾道ミサイルに対する抑止・対処能力を総合的に向上させます。その一環として、米国の先進的な取り組みや装備品も研究しつつ、弾道ミサイル防衛システムの即応態勢、同時対処能力及び継続対処能力を強化していきます。

4 3 3 拉致被害者全員の即時帰国の実現

拉致問題は、安倍政権の最重要課題であり、「対話と圧力」「行動対行動」の原則の下、対話の窓口は開きつつも、北朝鮮の挑発的行為に対しては、制裁措置の厳格な実施とさらなる検討も含めた対応を行います。

また、米国議会における拉致関連決議の採択に向けた要請をはじめ、米韓との連携強化や国連への主体的な働きかけなど、あらゆる手段を尽くして、政府認定の有無にかかわらず、拉致被害者全員の即時帰国を実現するとともに、北朝鮮に対して、真相究明、実行犯引き渡しを強く要求していきます。

4 3 4 北方領土・竹島問題への取り組みの強化

ロシア・韓国による不法占拠が続く北方領土・竹島の早期返還を期し、首脳レベルによる交渉を活性化します。また、返還に向けた世論を喚起するため、引き続き、国内の広報・啓発活動の強化や教科書への記述の拡充等に取り組んでまいります。

4 3 5 領土・主権・歴史に関する第三者研究機関の新設

領土問題に関する歴史的・学術的な調査・研究を行う第三者機関を新設します。新機関の研究成果を活用し、国内及び国際社会に対し、法と歴史に基づく日本の主張について普及・啓発、広報活動を行います。

また、昨今行われている戦後補償に関する裁判や慰安婦問題の言説などにおいて、歴史的事実に反する不当な主張が公然となされ、わが国の名誉が著しく損なわれています。これらに対しても新機関の研究を活用し、的確な反論・反証を行います。

4 3 6 島嶼防衛の強化

尖閣諸島周辺海空域において、中国はわが国領海・領空への侵入・侵犯を繰り返しており、南西方面をはじめとする島嶼防衛を一層強化し、不測の事態への備えに万全を期します。

すでに、那覇基地での早期警戒機E-2C部隊の新編、那覇基地のF-15の部隊の2個飛行隊への増勢など、南西地域への自衛隊の部隊配置を実行しておりますが、南シナ海で情勢が急速に変化していることなども念頭に、部隊・正面装備のほか、情報・通信・後方支援基盤や、警察・海上保安庁も含め人員・装備・予算の拡充をさらに進め、各種事態への対処能力や、外国船舶の不法行為に対する監視・取締り能力等の強化を加速します。

また、有人国境離島地域の保全や特定有人国境離島地域の地域社会の維持等について法制化を進め、わが国の領海や排他的経済水域等の適切な管理・保全に努めていきます。

行政・政治改革

4 3 7 「真の行政改革」の推進

行政における役割の創出と廃止、再編成が行政改革であり、限られた人的・物的資源を最も効率的、機動的に活用し、行政機能や政策効果を向上させるという本来の目的に沿った「真の行政改革」を政治主導で進め、受益者たる国民に信頼される質の高い行政を実現します。

4 3 8 ビッグデータ、ICT等の利活用

ビッグデータやICT等の利活用を推進します。マイナンバー制度の導入に伴い、個人番号及び法人番号を活用した手続きの簡素化や添付書類の削減等、国民の利便性向上と行政の効率化を行います。限られた予算のもとで政策効果を最大限に発揮す

るため、統計データや学術的知見を活用した「証拠＝エビデンスに基づく政策立案」を一層推進する必要がある、統計の精度をより高めるための体制整備や人材育成・活用等を行います。

※ EBP M : Evidence Based Policy Making

4 3 9 国民目線に立った行政の見直しの推進

国民に信頼される質の高い行政を実現するためには、行政自らが、国民目線に立った評価・分析を徹底し、PDCA サイクルを確立させることが重要です。

このため、中央省庁改革の柱の一つとして平成 13 年に全政府的に導入された政策評価制度について、評価が政策の見直し・改善により活用されることを目指し、評価の質及び実効性の向上を図ります。

また、経済社会環境の変化に即した見直しを要する施策、府省横断的な見直しを要する施策などについて、国民目線に立って見直します。

4 4 0 歳出改革（無駄の撲滅）

安倍政権において歳出改革は着実に進捗しています。直近では、全ての公益法人等向け基金を点検した結果、平成 27 年度及び 28 年度の 2 年間で総額 5 千億円を超える国庫返納を予定しています。さらに毎年度の予算編成において基金方式が真に必要なかを個別に精査し、基金事業の総額が平成 26 年度当初の 1.4 兆円が 28 年度当初で 0.9 兆円と、大幅に減少しています。また、政府の情報システムにおいても、平成 27 年度末で各府省合計で約 1 千億円のコストを削減しました。

このように、歳出改革こそ政治が責任を持って取り組むべきであり、政府の予算編成及び行政事業レビューのプロセスとも連動して効果的・効率的ではない事業を洗い出し、事業の改善や透明性の向上、予算の縮減、廃止、効率化等を求めることにより、予算のPDCAサイクルを定着させます。

あわせて会計検査院のチェック機能を高めるための体制の強化等について検討します。

4 4 1 公務員制度改革

多様で優秀な人材が国家公務員としての使命感や誇りを持って、国家・国民のために行動できる体

制整備を進めます。有為な人材の計画的な採用により、組織の新陳代謝を進め、組織活力を向上させるとともに、能力・実績主義に基づいた評価による信賞必罰の処遇と人事を厳格に実行し、真に頑張る者が報われる制度を確立します。

再就職規制については、渡り・裏下りも含め厳格に運用し、「天下り」に関する国民の疑念を払拭します。

4 4 2 基金・特別会計・独立行政法人等の改革

基金や特別会計、独立行政法人等についても不断の見直しを行い、基金の余剰資金の国庫返納や、特別会計の積立金・余剰金等の一般会計等の財源としての活用、独立行政法人の独自財源収入の増加や事業費抑制等を通じての国の一般会計からの繰入れや運営費交付金の抑制を進めます。

4 4 3 政治資金の透明性の確保

労働組合等の政治活動の収支の透明化を図るなど、政治資金のより一層の透明性を確保します。

また、幅広く国民の支援を求めるため、寄附による税制上の優遇措置を拡充するなど、個人寄附等の促進を図ります。

4 4 4 中央省庁の改革の検討

人生 100 年時代の到来を見据え、社会・経済状況の変化による新たな行政需要ならびに社会保障等の制度整備の必要性和既存の行政体系との関係等を整理し、各省庁の業務内容のあり方を検証することにより、省庁再々編を含めた中央省庁改革について検討を進めます。

4 4 5 若い世代の政治参加

選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたことを踏まえ、被選挙権年齢の引き下げについて検討します。また、若い世代の政治参加の環境を整え、政治に挑戦しやすいよう、選挙における供託金のあり方や、インターネット活用の可能性等についても検討を進めます。

4 4 6 参議院選挙制度改革

都道府県が、歴史的にも文化的にも政治的にも

意義と実態を有している中で、二院制における参議院のあり方、役割を踏まえ、参議院の選挙制度については、都道府県から少なくとも一人が選出されることを前提として、憲法改正を含めそのあり方を検討します。

4 4 7 会計検査院改革

公金の不正使用や無駄遣いを防止し、公務員の責任を明らかにします。このため、『会計検査院法等の一部改正法』を成立させ、会計検査院の事務・権限を拡充し、不当事項の是正等の促進を図り、予算執行職員の責任のあり方を明確にします。同時に裏金づくりを防止するための罰則を整備し、公務員による不正な資金の保管を防止する『国家公務員等による不正資金保管を防止するための虚偽行為処罰法案』の成立を目指します。また、会計検査院が独立性を持ち、しっかりとチェックできるよう推進します。

4 4 8 地方公務員の政治的行為の規制

地方分権の推進にあたっては、行政の担い手である地方公務員が住民全体の奉仕者であることを自覚し、政治的中立性を保持していくことが不可欠です。そのため、地方公務員にも、国家公務員と同様に罰則を設け、一定の政治活動を規制する『地方公務員法』の改正を行います。

4 4 9 地方分権改革の推進

地方創生の重要な基盤として、地方公共団体が、地方が抱える課題について地域の特性に即した解決を図ることができる枠組みづくりを行う地方分権改革を推進します。提案募集方式における地方からの権限移譲や規制緩和の提案について、やる気、熱意、知恵のある地方を応援する観点から、最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民に実感していただけるよう、情報発信や優良事例の展開等に取り組めます。

また、地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源を確保します。

4 5 0 地方分権及び地方創生の推進に伴う地方の機能強化

全国知事会など地方六団体と国と地方の協議の

場を活用するなどし、国と地方の徹底的な議論を行います。また、地方公共団体が地方創生において積極的な役割を果たし、適切に事務を処理することができるよう、首長、監査委員等、議会、住民訴訟をはじめとする地方公共団体のガバナンスのあり方を見直します。

4 5 1 道州制の導入に向けて

昨今、インフラの整備と災害に対する備えが急がれ、情報通信技術の著しい発達による激しい社会の変化でネット社会の進化が一層進む中であって「新たな国のかたち」を実現させることで、わが国の未来に備え、新たな希望を持って次の時代に向かうために、国民の皆様の理解を得る努力をしていかなければなりません。

道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築するとともに、基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築します。このため、導入までの間は、地域の自主自立をめざし活力が発揮できるよう、地方公共団体間での広域的な連携の取組みの後押しを図るため、広域連合の活用、道州制特区法の活用などを検討します。

4 5 2 人事院勧告制度の尊重

人事院勧告は、国家公務員において憲法上の労働基本権が制約されていることの代償措置として、国家公務員に対し、適正な給与を確保するという機能を有するものであり、人事院勧告を尊重します。

4 5 3 建国記念の日、「主権回復の日」、「竹島の日」の記念式典

平成 25 年 4 月 28 日には天皇陛下のご臨席を仰ぎ「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を政府主催で開催しました。今後とも節目の年に開催します。

また、「建国記念の日」(2 月 11 日)や「竹島の日」(2 月 22 日：島根県議会にて制定)などの日を記念する式典の開催についても検討します。

憲 法

国民の合意形成に努め、憲法改正をめざします

4 5 4 国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の

3つの基本原理は堅持

わが党は、結党以来、自主憲法の制定を党是に掲げています。

憲法改正においては、現行憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原理は堅持します。

現在、憲法改正国民投票法が整備され、憲法改正のための国民投票は実施できる状況にあります。憲法改正には、衆参両院の3分の2以上の賛成及び国民投票による過半数の賛成が必要です。

そこで、衆議院・参議院の憲法審査会における議論を進め、各党との連携を図り、あわせて国民の合意形成に努め、憲法改正をめざします。

4 5 5 憲法改正草案を提示

わが党は、平成24年4月に『日本国憲法改正草案』を提示しました。

- ① 前文では、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原理を継承しつつ、日本国の歴史や文化、国や郷土を自ら守る気概、和を尊び家族や社会が互いに助け合って国家が成り立っていることなどを表明しました。
- ② 天皇陛下は元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であることを記し、国や地方公共団体主催行事へのご臨席など「公的行為」の規定を加えました。国旗・国歌・元号の規定も加えました。
- ③ 自衛権を明記し、国防軍の設置、領土等の保全義務を規定しました。
- ④ 家族を尊重し、互いに助け合うことを規定しました。
- ⑤ 国による「環境保全の責務」、「在外邦人の保護」、「犯罪被害者等への配慮」、「教育環境整備」について新たに規定しました。
- ⑥ 内閣総理大臣の権限や権限代行を規定しました。
- ⑦ 財政健全性の確保を規定しました。

- ⑧ 地方自治の本旨を明らかにし、国及び地方自治体の協力関係を規定しました。
- ⑨ 武力攻撃や大規模な自然災害などに対応するための「緊急事態条項」を新設しました。
- ⑩ 憲法改正の提案要件を「衆参それぞれの過半数」に緩和し、主権者である国民が「国民投票」を通じて憲法改正の是非を判断する機会を得やすくしました。